食品産業海外展開のための
タイ市場環境実態調査

2026 年 3 月

タイ輸出支援プラットフォーム

目次

1　はじめに 1
2　タイの概要 3
　2.1　タイの基本情報 4
　2.2　タイの経済概況 7
　2.3　タイの農林水産物および同調製品の輸出入 10
3　タイにおける事業設立における主な規制 16
　3.1　外国人事業法による規制業種 16
　3.2　食品産業に関連する投資奨励 21
　3.3　外国人の就業に対する規制 27
　3.4　法人設立について 28
4　タイにおける食品産業の概要・課題 31
　4.1　食品製造業 31
　4.2　飲食業 43
　4.3　食品小売業 48
　4.4　ハラール認証 53
5　原材料の調達 57
　5.1　日系食品製造工場の原材料の調達 57
　5.2　日本食レストランの原材料調達 57
　5.3　タイ産原材料(農産物、畜産物、水産物) 59
　5.4　タイにおける日本品種の農産物の生産 87
6　まとめ 90

1　はじめに

タイは 1980 年頃から日本企業による投資が増え、2026 年現在、タイでは多数の日系食品関連企業が活動している。本調査では日系食品企業のタイの食品産業への参入に関係する情報を収集し、日系企業がタイへの進出を検討する際の参考情報とすることを目的とする。今回の調査ではタイの食品産業に関係する日系企業 18 社、タイ企業 7 社、タイ政府機関・関連機関 10 箇所、タイの業界団体 1 団体、合計 36 組織・団体に聞き取り調査を実施した。

表 1. 聞き取り調査を行ったタイ政府機関・政府関連機関

組織名	英語名	概要
チャチューンサオ県水産事務所	Chachoengsao Provincial Fisheries Office	農業・協同組合省水産局傘下の政府機関。チャチューンサオ県における水産養殖業および漁業の監督・振興を担う。
チェンマイ県農業事務所	Chiang Mai Provincial Agriculture Office	農業・協同組合省農業普及局傘下の政府機関。チェンマイ県の農業者に対する農産物生産の促進・支援を担う。
チェンライ県米研究所	Chiang Rai Rice Research Center	農業・協同組合省米局傘下の政府機関。米品種の研究開発、種子生産、チェンライ県における稲作技術の普及・伝達を担う。
農業・協同組合省協同組合振興局	Cooperative Promotion Department (CPD), Ministry of Agriculture and Cooperatives	農業・協同組合省傘下の政府機関。協同組合の推進・支援を行うとともに、組合員に対する協同組合の啓蒙活動を担う。
商務省事業開発局	Department of Business Development (DBD), Ministry of Commerce	商務省傘下の政府機関。事業運営の振興・発展を担い、事業登記サービスを提供している。
農業・協同組合省水産局	Department of Fisheries, Ministry of Agriculture and Cooperatives	農業・協同組合省傘下の政府機関。水産業の管理監督・発展を担う。
水産物市場公社	Fish Marketing Organization, Ministry of Agriculture and Cooperatives	農業・協同組合省傘下の国営企業。水産物の競りが行われる魚市場および水産物の荷揚げ拠点である漁港の管理運営を担う。
フードイノポリス	Food Innopolis, National Science and Technology Development Agency (NSTDA), Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation	高等教育・科学・研究イノベーション省国立科学技術開発庁（NSTDA）傘下の機関。食品分野の研究およびイノベーションを支援する任務を担う。
投資委員会	Thailand Board of Investment (BOI)	首相府傘下の政府機関。国内外からの投資振興を担う。税制上の優遇措置の付与およびビジネス面での利便性向上を図っている。
タイ国中央イスラム委員会	The Central Islamic Council of Thailand (CICOT)	イスラム教組織管理法(1997 年)に基づき設立された組織。イスラム教関連事業の管理監督およびタイ国におけるハラール認証業務を担う。

報告書は以下の 4 つの内容によって構成される。

① タイの概要

タイの食品産業に関係する人口、労働力、農林水産物および同調製品の輸出入等、タイの概要情報を整理し解説する。

② 事業設立に関する課題

タイには外国企業(資本における外国資本が 50%以上の企業)の事業を規制する外国人事業法など、日系企業がタイで会社を設立する際の障壁となる規制が存在する。また投資委員会(BOI)等、食品産業への投資を奨励する政府機関が存在する。これらの情報を解説する。

③ 主要食品産業(製造、飲食、小売)の概要とそれぞれに求められる申請・許可

タイの重要な食品関連産業として食品製造業、飲食業、食品小売業を挙げることができる。これらの概要とそれぞれの事業を行う際に求められる主な申請・許可の概要および申請方法を解説する。また近年タイではハラール認証(食品を含む物品がイスラム教の教義に従ったものであることを証明する認証)の重要性が高まっている。そのため、タイの食品産業におけるハラール認証の概要、重要性、申請方法を解説する。

④ 原材料の調達

タイの食品産業はタイ国内および国外から原材料を調達している。聞き取り調査から得られた情報を基に、日系食品製造業および日本食レストランで使用されている原材料について解説する。またタイは農業が盛んであり、多種多様な農産物、畜産物、水産物が生産されている。本章では、これら主要品目の概要を解説する。特に、タイではジャポニカ米(短粒種米)など日本品種の農産物が生産されている。ジャポニカ米を例に日本品種の農産物の栽培の状況を解説する。

本報告書が、タイへの食品産業の進出を検討する事業者、食品産業に関係する物流サービス、容器包装関連事業者がタイの食品産業をより深く理解する一助となれば幸いである。

2　タイの概要

タイ王国(以下、「タイ」と称す)は温暖な気候であり、年間の平均気温は 29℃となっている。首都バンコクでは最も涼しい時期でも気温は 15℃程度であり、最も暑い 4 月には最高気温が 35℃を超える日もある。人口は約 6,600 万人であり、政治・経済において ASEAN 諸国の中心国となっている。通貨はバーツであり、2026 年 1 月 5 日時点のレートは 1 バーツ＝5.0 円となっている。タイは観光業も盛んであり、世界中から多くの観光客が訪れている。首都バンコク以外にもチェンマイ、プーケット、パタヤといった有名な観光地もある。在留邦人数は約 7 万人と多く日本の文化が広く受け入れられている親日国である。

日本からタイへ飛行機での移動にかかる時間は 5～6 時間、時差は 2 時間である。タイは日系企業の進出が活発なほか、農業および食品製造業も発展しており、日本の食品メーカーにとって重要な生産拠点となっている。タイは 2000 年頃から日本食の普及が進んだと言われており、それ以後、タイの日本食レストランは増加傾向にある。日本食はバンコクだけでなく、地方都市においても普及が進んでいる。

国名	タイ王国
国土	約51万4千平方km 日本の約1.4倍 広大で平坦な国土・農地と温暖な気候が特徴。
人口	約6,605万人(内務省、2024年)
首都	バンコク 人口は約547万人(内務省、2024年)
気温	年間平均気温29℃
言語	タイ語
宗教	仏教93.5%、イスラム教5.4%
邦人数	72,308人(在タイ日本大使館、2023年)

図 1 タイの概要[1]

[1] 出所：タイの輸出プラットフォーム作成カントリーレポートを元に作成

2.1　タイの基本情報

2.1.1　人口

タイの人口は増加を続けてきたが、2020 年以降は減少傾向にある。2024 年は 6,595 万人であり、前年から 0.15％の減少となっている。年齢層別に 2015 年と比較すると、0～5 歳、6～14 歳、15～24 歳、25～44 歳は減少しており、45～59 歳、60 歳以上は増加している[2]。特に 60 歳以上は 2015 年の 981 万人から毎年増加を続け、2024 年には 1,374 万人となった。タイの人口は減少傾向にあり少子高齢化が進む傾向がある。

表 2 人口の推移(2015 年～2024 年)[3]　　単位：百万人

年齢層	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0～5歳	4.7	4.6	4.5	4.4	4.2	4.0	3.8	3.6	3.4	3.2
6～14歳	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.1	7.0	6.9	6.8
15～24歳	9.5	9.3	9.1	8.9	8.8	8.6	8.4	8.2	8.1	8.1
25～44歳	20.3	20.1	20.0	19.9	19.7	19.6	19.5	19.4	19.2	19.0
45～59歳	14.2	14.5	14.8	14.9	15.1	15.0	15.1	15.2	15.2	15.1
60歳以上	9.8	10.2	10.6	11.1	11.5	11.8	12.2	12.7	13.2	13.7
合計	65.7	65.9	66.2	66.4	66.6	66.2	66.2	66.1	66.1	66.0
増減率(%)	0.93	0.31	0.39	0.34	0.22	-0.56	-0.02	-0.12	-0.06	-0.15

2.1.2　タイの気候

タイは北半球の熱帯地方に位置し、年間を通じて高温多湿かつ温暖な気候である。季節は暑季（2 月中旬～5 月中旬）、雨季（5 月中旬～10 月中旬）、乾季（10 月中旬～2 月中旬）に分けることができる[4]。

暑季は 2 月中旬から 5 月中旬まで続き、一年で最も気温が高くなる時期である。特に 4 月は全国的に猛暑となる。この時期は降水量が少ない。主要な行事としては 4 月のソンクラーン（タイ正月）があり、この時期は大型連休となるためバンコクで働く地方出身者は家族と祝うために帰省することが多い。

一年で最も暑い時期を過ぎると、気温は徐々に低下する。一方で降水量は 5 月から増加し始め、10 月まで全国的に雨が多い気候が続く。地域によっては降水量が多くなり洪水が発生する。

乾季は 10 月中旬から翌年 2 月中旬まで。一年で最も気温が低く、過ごしやすい気候となる。降水量は減少し始め、12 月以降はほとんど雨が降らない状態が続く。この季節は 12 月の年末年始、1 月の春節と一年で最もイベントが多い時期である。

2.1.3　タイの地理

タイの地方は 5 つ(北部、東北部、中央部、東部、南部)に区分することができる。中央部は、タイの地図の中央に位置しており、その中心となっているのは首都バンコクである。バンコクは政治・経済の中心であると共に、全地域へ向けた物流ならびに農産物・食品の流通の中心となっている。中央部はチャオプラヤー川流域の肥沃な平

[2] 備考：タイ国家統計局「The 2024 Survey of The Older Persons in Thailand」(https://www.nso.go.th/nsoweb/storage/survey_detail/2025/20241209145003_27188.pdf)では 60 歳以上を高齢者としている。
[3] 出所：タイ国内務省 統括局 統計運営部 https://stat.bora.dopa.go.th/stat/statnew/statMONTH/statmonth/#/view
[4] 出所：タイ気象局

野であり、米(長粒種米)、トウモロコシ、さとうきび、キャッサバの栽培も多く、ブロイラー、豚等、畜産業も盛んである。

北部は北側と西側でミャンマーとの国境に面している。地形は山岳地帯が多く、他の地域に比べて気温が低く、いちご、ライチ、ロンガンなどの作物の栽培に適している。代表的な県はバンコクから約 860 キロメートルの距離にあり観光地としても有名なチェンマイ県である。

東北部は北側と東側でラオスとの国境に面し、南側でカンボジアとの国境に面している。地形は高原が多く、灌漑用水源が他の地域より少ないため、天水に依存して農業を行っている農地が多い。さとうきびやキャッサバの栽培が多い。代表的な県としては、バンコクから約 250 キロメートルの距離にあるナコーンラーチャシーマー県や、バンコクから約 600 キロメートルの距離にあるやウボンラーチャターニー県を挙げることができる。

東部はバンコクの東側の地域でありタイ湾の沿岸に面している。東側ではカンボジアとの国境に面している。ドリアンやマンゴスチンといった果物の産地として有名である。代表的な県としては、バンコクから約 80 キロメートルの距離にあり、タイ最大の商業港レムチャバン港があるチョンブリー県を挙げることができる。同県は観光地として有名なパタヤもあり観光業も盛んである。

南部は南側でマレーシア国境と、西側でミャンマー国境と面している。アンダマン海とタイ湾に挟まれた細長い半島となっている。代表的な県には、観光客に人気が高いプーケット県や南部の経済の中心となっているソンクラー県を挙げることができる。

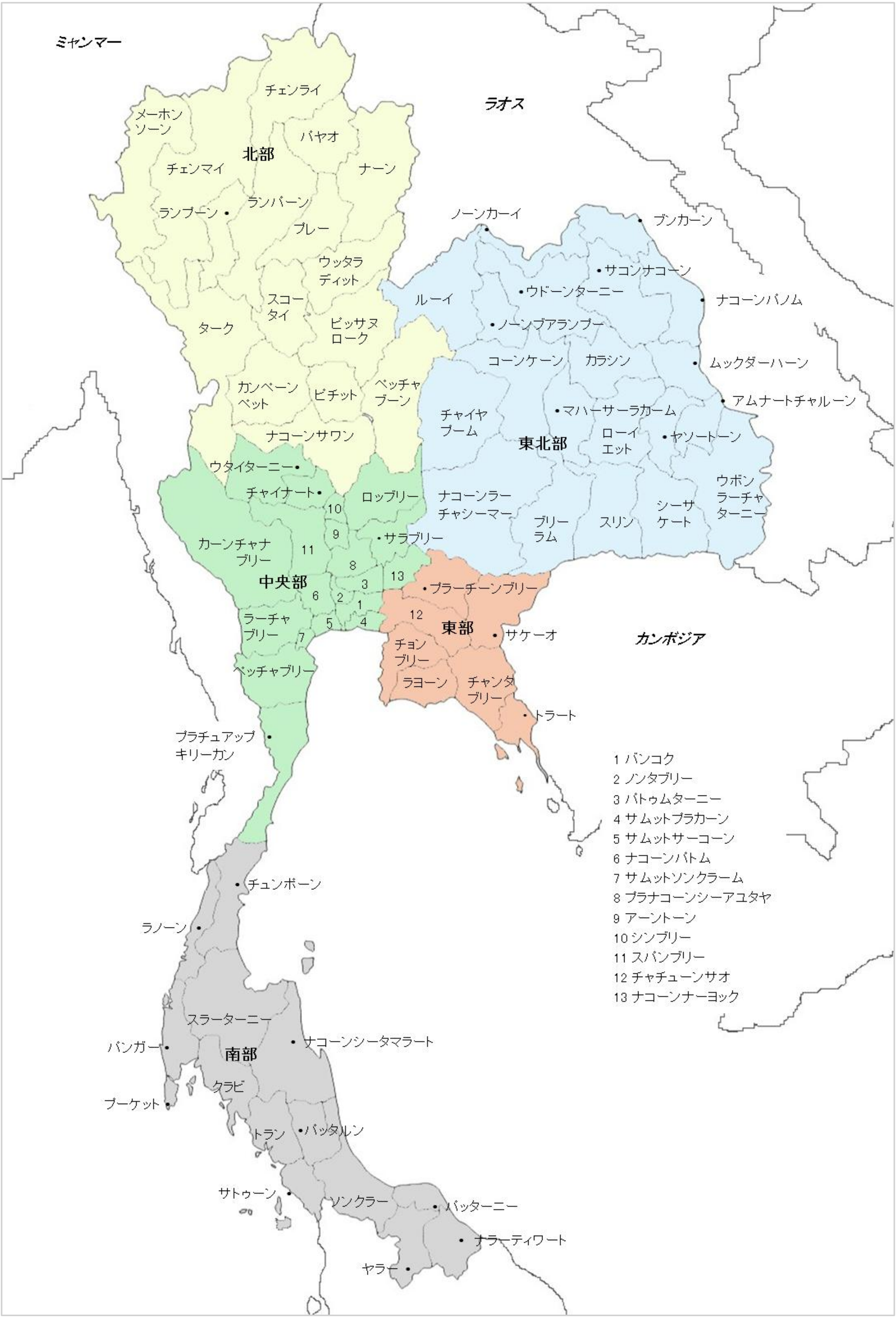
ミャンマー
ラオス
カンボジア
北部
チェンライ
メーホン
ソーン
パヤオ
チェンマイ
ナーン
ランプーン
ランパーン
プレー
ウッタラ
ディット
スコー
タイ
ピッサヌ
ローク
ターク
カンペーン
ペット
ピチット
ペッチャ
ブーン
ナコーンサワン
東北部
ノーンカーイ
ブンカーン
サコンナコーン
ウドーンターニー
ナコーンパノム
ルーイ
ノーンブアランプー
コーンケーン
カラシン
ムックダーハーン
アムナートチャルーン
チャイヤ
プーム
マハーサーラカーム
ローイ
エット
ヤソートーン
ウボン
ラーチャ
ターニー
ナコーンラー
チャシーマー
ブリー
ラム
スリン
シーサ
ケート
中央部
ウタイターニー
チャイナート
ロッブリー
サラブリー
カーンチャナ
ブリー
ラーチャ
ブリー
ペッチャブリー
プラチュアップ
キリーカン
10
9
11
8
3
13
6
2
1
5
4
7
東部
プラーチーンブリー
12
サケーオ
チョン
ブリー
ラヨーン
チャンタ
ブリー
トラート
1 バンコク
2 ノンタブリー
3 パトゥムターニー
4 サムットプラカーン
5 サムットサーコーン
6 ナコーンパトム
7 サムットソンクラーム
8 プラナコーンシーアユタヤ
9 アーントーン
10 シンブリー
11 スパンブリー
12 チャチューンサオ
13 ナコーンナーヨック
南部
チュンポーン
ラノーン
スラーターニー
パンガー
ナコーンシータマラート
クラビ
プーケット
トラン
パッタルン
サトゥーン
ソンクラー
パッターニー
ナラーティワート
ヤラー

図 2. タイの地図

2.1.4　タイにおける日本人の生活環境

タイにおける日系企業の進出は 1980 年代から増え、2024 年時点では約 6,000 社の日系企業が進出している。タイの在留邦人数は約 7 万人となっており、世界的に見ても在留邦人が多い国となっている。

タイへの日系企業の進出が多い理由は、タイが親日的であり、宗教・文化的な障壁が低いことを挙げることができる。タイ人の宗教は仏教が国民の 93.5%であり、イスラム教は 5.4%、残りがその他とされている[5]。タイは歴史および経済的にも日本との関係性が深く、親日感情が強い国である。

生活面においては、比較的安価な物価水準と安定した治安により、駐在員が安全かつ快適に居住できる環境が整っている。特に、日本人駐在員の多くが居住するスクンビットエリアでは、日本食レストランや日本語対応可能な医療機関が充実しており、日本人が生活することに不自由を感じない環境となっている。

2.2　タイの経済概況

2.2.1　タイの最低賃金

タイではタイ国家賃金委員会により最低賃金が定められている。最低賃金は上昇を続けており、2025 年にはバンコクの最低賃金は従来の日額 372 バーツから 400 バーツに引き上げられた[6]。

最低賃金は県・郡ごとに設定されている。2026 年 2 月時点のバンコク都、チャチューンサオ県、チョンブリー県、プーケット県、ラヨーン県、スラーターニー県（サムイ島郡）は日額 400 バーツとされている。またホテル（2 つ星以上、または客室数 50 室以上）やホテル内の施設（レストラン、カラオケ、パブなど）についても、タイ全土で 400 バーツが適用されている。

次いで高いレートに設定されているのは、チェンマイ県ムアンチェンマイ郡とソンクラー県ハジャイ郡であり日額 380 バーツに設定されている。一方、最も低く設定されているのはナラーティワート県、パッターニー県、ヤラー県で日額 337 バーツに設定されている。

表 3. 地域毎の最低賃金（2026 年 2 月時点）[7]

最低賃金(バーツ)	対象地域
400	バンコク都、チャチューンサオ県、チョンブリー県、プーケット県、ラヨーン県、スラーターニー県（サムイ島郡のみ）。全国の特定の業種（ホテル（2 つ星以上、または客室数 50 室以上）やホテル内の施設（レストラン、カラオケ、パブ等））
380	チェンマイ県ムアン郡、ソンクラー県ハジャイ郡
372	ナコーンパトム県、ノンタブリー県、パトゥムターニー県、サムットプラカーン県、サムットサーコーン県。
359	ナコーンラーチャシーマー県
358	サムットソンクラーム県
357	コーンケーン県、チェンマイ県（ムアン郡以外）、プラーチーンブリー県、プラナコーンシーアユタヤ県、サラブリー県
356	ロッブリー県。

[5] 出所：タイの輸出プラットフォーム作成カントリーレポート、タイ国家統計局「The 2018 Survey on Conditions of Society, Culture and Mental Health」 https://www.nso.go.th/nsoweb/storage/survey_detail/2023/20230501053015_16851.pdf

[6] 出所：第 14 次最低賃金に関するタイ国家賃金委員会 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/76681.pdf、JETRO ビジネス短信 https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/07/b21007a1ac8f7fca.html

[7] 出所：第 14 次最低賃金に関するタイ国家賃金委員会 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/76681.pdf

355	ナコーンナーヨック県、スパンブリー県、ノーンカーイ県
354	クラビ県、トラート県
352	カーンチャナブリー県、チャンタブリー県、チェンライ県、ターク県、ナコーンパノム県、ブリーラム県、プラチュアップキリーカン県、パンガー県、ピッサヌローク県、ムックダーハーン県、サコンナコーン県、ソンクラー県（ハジャイ郡以外）、サケーオ県、スラーターニー県（サムイ島郡以外）、ウボンラーチャターニー県
351	チュンポーン県、ペッチャブリー県、スリン県
350	ナコーンサワン県、ヤソートーン県、ランプーン県
349	カラシン県、ナコーンシータマラート県、ブンカーン県、ペッチャブーン県、ローイエット県
348	チャイナート県、チャイヤプーム県、パッタルン県、シンブリー県、アーントーン県
347	ガンペーンペット県、ピチット県、マハーサーラカーム県、メーホンソーン県、ラノーン県、ラーチャブリー県、ランパーン県、ルーイ県、シーサケート県、サトゥーン県、スコータイ県、ノーンブアランプー県、アムナートチャルーン県、ウドーンターニー県、ウッタラディット県、ウタイターニー県
345	トラン県、ナーン県、パヤオ県、プレー県
337	ナラーティワート県、パッターニー県、ヤラー県

2.2.2　バーツ円為替の推移

タイ・バーツの円に対する為替は近年円安バーツ高の傾向が顕著となっている。2000 年の年間平均は 1 バーツは 2.69 円だったが 2025 年は 4.55 円/バーツとなっており、大幅なバーツ高で推移している。こうした為替動向に対し、タイ国内の食品輸出業者からはタイ産食品の輸出競争力の低下を懸念する声が上がっている[8]。

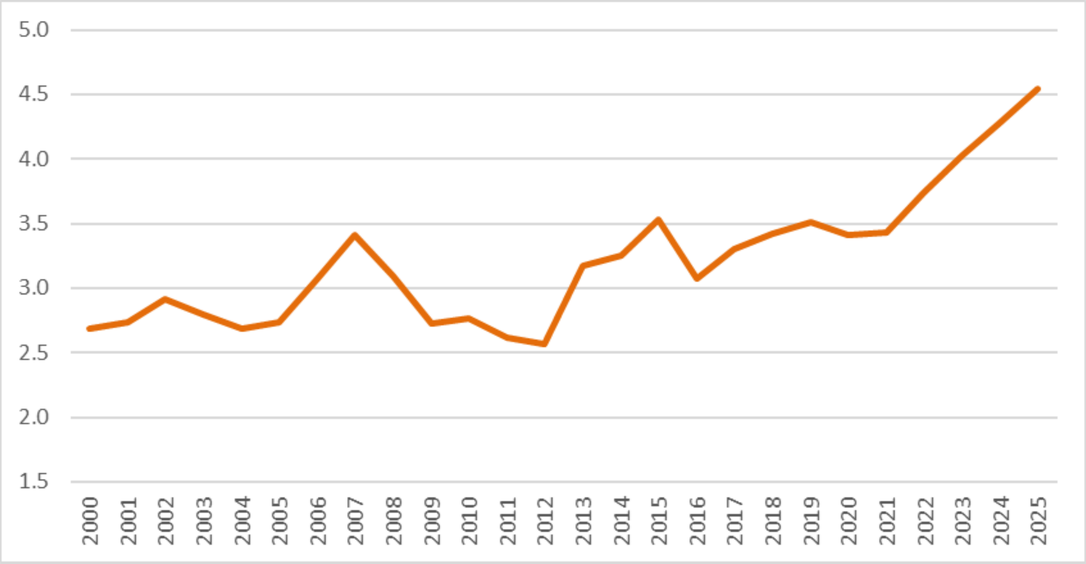

図 3. 日本円とタイ・バーツの為替レートの推移[9]　　単位：円/バーツ

[8] 出所：プラチャーチャートトゥラキット紙 2025 年 9 月 12 日付 https://www.prachachat.net/economy/news-1882690

[9] 出所：タイ中央銀行 https://www.bot.or.th/th/statistics/exchange-rate.html

2.2.3 タイの外国直接投資[10]

タイ投資委員会（BOI）によると、2015 年から 2025 年にかけて、外国直接投資[11] (申請ベース)は拡大傾向にある。2019 年から 2020 年にかけては新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け投資額が減少したものの、その後、投資額は急速に回復した。2025 年における投資認可申請が行われた外国投資額は 1 兆 3,599 億 2,500 万バーツに達し、前年比で 66.1%増加となった。投資件数は 2,421 件で前年比 21.1%増だった。

国別にみると、シンガポールが前年比 54％増の 5,473 億 1,600 万バーツと最も高く、全体の 40.2%を占めて首位となった。次いで、香港が前年の約 3 倍である 2,453 億 5,500 万バーツ、シェア 18.0%で 2 位、中国が前年比 2.6％増の 1,721 億 1,400 万バーツで 3 位となった。日本は前年の 2.5 倍の 1,190 億 9,800 万バーツ、シェア 8.8%で 4 位だった。

産業別では、デジタル産業の投資額が 6,258 億 3,200 万バーツと最も多く、全体の 46%を占めた。次いで電気・電子機器産業、金属・材料産業、その他の産業となった。農業・食品・バイオテクノロジー産業については 441 億 8,100 万バーツで、シェアは 3.2%だった。

なお、シンガポールからの投資で投資額が大きい業種は、データセンター事業、データホスティング事業等であり、BOI によると、2025 年シンガポールからの投資が増えたのは、中国、日本、米国の企業を親会社とするシンガポール企業から大規模な投資が行われたことによるものである。香港からの投資で投資額が大きい業種は、データセンター事業、高容量バッテリー製造事業、スマート家電およびスマート電子機器製造事業等である[12]。

---

[10] 出所：タイ投資委員会（BOI） 外国直接投資報告および統計
https://www.boi.go.th/index.php?page=statistics_oversea_report_st&language=th

[11] 備考：タイの外国直接投資(FDI：Foreign Direct Investment)とは、他国からタイへの生産拠点の設立、企業の買収等による経営に対する支配権や影響力を持つ投資のことを指す。BOI では申請ベースと認可ベースの外国直接投資を公表している。一方、株式や債権の取得などによる投資は間接投資と呼ばれる。出所：タイ投資委員会（BOI）情報の解説 https://app.bot.or.th/BTWS_STAT/statistics/DownloadFile.aspx?file=EC_XT_050_TH.PDF

[12] 出所：タイ投資委員会（BOI） 2025 年外国直接投資の解説
https://www.boi.go.th/upload/content/FDI%20Q4%202025%20final_697c54284c65e.pdf、BOI 2026 年 1 月 26 日付けニュースリリース
https://www.boi.go.th/index.php?page=press_releases_detail&topic_id=138493&_module=news&from_page=press_releases2&language=th

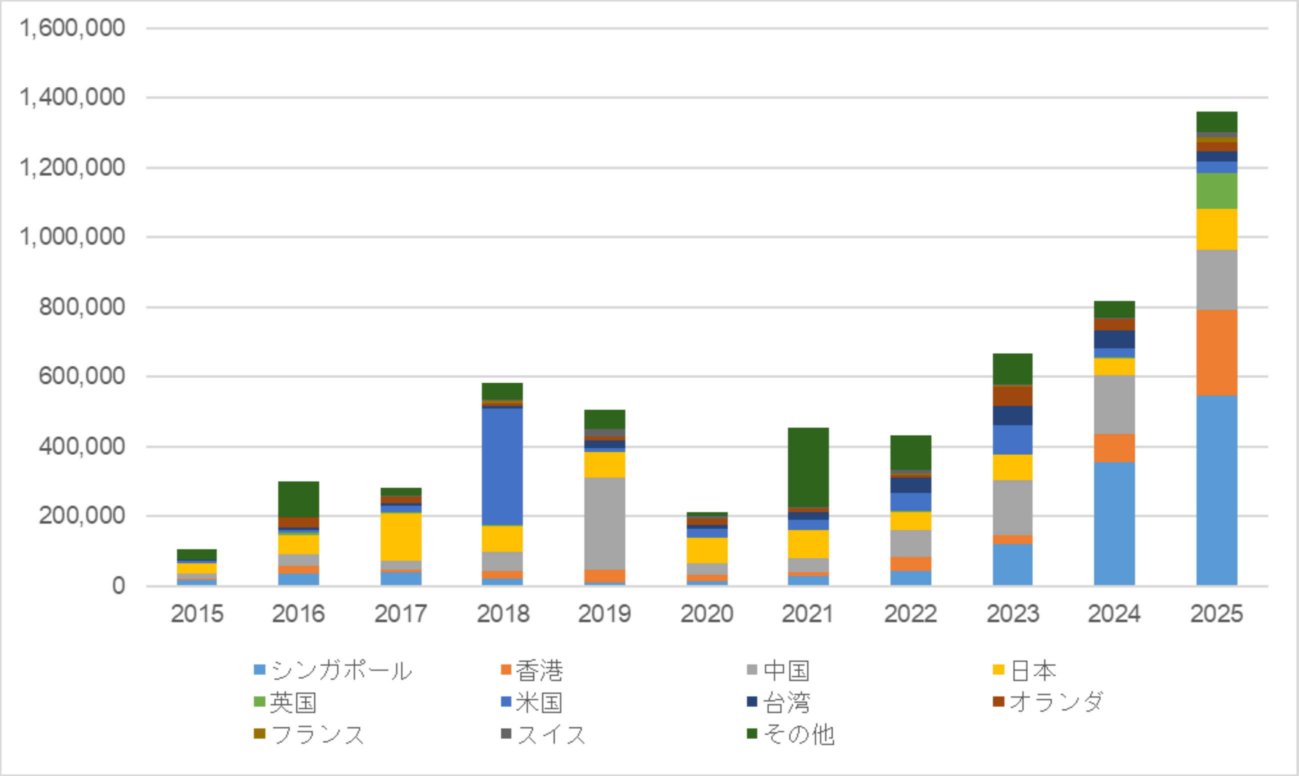

図 4. タイの外資による外国直接投資(申請ベース)の推移[13]　　単位：百万バーツ

2.3　タイの農林水産物および同調製品の輸出入

2.3.1　農林水産物および同調製品の輸出[14]

2024 年のタイの農林水産物および同調製品の輸出額は 1 兆 9,301 億バーツだった。前年からは 8.3%増加しており、2020 年と比較すると 49.6%の増加となっている。

輸出先上位 3 位は中国、米国、日本である。中国への輸出は 5,205 億バーツと全輸出額の 27%を占めている。また 2020 年と比較すると 2024 年の輸出額は 65.1%増加している。タイは ASEAN 加盟国として中国とのFTA(ACFTA)に加盟しており、適用を受けることができれば、関税が引き下げられた協定関税で輸出することができる。

米国への輸出は 1,889 億バーツと全輸出額の 9.8%を占めている。また 2020 年と比較すると 2024 年の輸出額は 32.7%増加している。2026 年 3 月時点、タイと米国は自由貿易協定を結んでいない。

日本への輸出は 1,820 億バーツと全輸出額の 9.4%を占めている。前年からは 7.2%の増加、2020 年からは24.9%の増加となった。日本とタイは日タイ経済連携協定(JTEPA)を結んでおり、適用を受ければ関税を引き下げて輸出することができる。

2024 年の輸出額を 2020 年と比較すると、最も大きな割合で増えているのはベトナムへの輸出であり、2020 年から約 3.8 倍に増加し 522 億バーツとなった。インドネシアへの輸出も大きく伸びており、2020 年から約 2 倍に増加し 718 億バーツとなった。

[13] 出所：タイ投資委員会（BOI）外国直接投資報告および統計 https://www.boi.go.th/index.php?page=statistics_oversea_report_st&language=th
[14] 出所：農業経済局 タイ国農業経済指標 2024 年 https://oae.go.th/uploads/files/2025/09/15/5a23448a678c6cd9.pdf

表 4. タイの農林水産物および同調製品の主要輸出先国(2020～2024 年)　単位：百万バーツ

国名	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年			
	輸出額	輸出額	輸出額	輸出額	輸出額	構成比(%)	前年比(%)	2020 年との比較(%)
中国	315,324	444,365	507,545	534,890	520,472	27.0	-2.7	65.1
米国	142,390	150,393	173,581	153,194	188,915	9.8	23.3	32.7
日本	145,716	154,028	179,050	169,737	182,002	9.4	7.2	24.9
マレーシア	52,266	72,135	84,358	76,988	78,385	4.1	1.8	50.0
インドネシア	36,498	34,731	63,354	80,894	71,793	3.7	-11.3	96.7
インド	48,329	45,273	51,577	53,500	62,894	3.3	17.6	30.1
カンボジア	60,850	48,589	48,104	43,018	53,312	2.8	23.9	-12.4
ベトナム	13,908	36,364	57,868	46,571	52,188	2.7	12.1	275.2
韓国	27,499	34,436	54,646	50,337	48,584	2.5	-3.5	76.7
イギリス	28,462	27,230	38,354	38,600	45,694	2.4	18.4	60.5
その他	418,806	455,480	559,451	535,236	625,903	32.4	16.9	49.4
合計	1,290,048	1,503,024	1,817,888	1,782,965	1,930,142	100.0	8.3	49.6

品目別に見ると、2024 年輸出額上位 3 位は、果物および同調製品、天然ゴム、米および同調製品である。果物および同調製品には主な品目として、ドリアンおよび同調製品、ロンガンおよび同調製品、パイナップルおよび同調製品が含まれている。天然ゴムは、ブロック状に成形された天然ゴム、複合ゴム、濃縮ラテックスが主な輸出品目となっている。米および同調製品には主な品目として、うるち米、ジャスミンライス[15]、パーボイルドライス[16]が含まれている。

2024 年の輸出額を 2020 年と比較すると、最も伸びている品目は砂糖および同調製品であり、2024 年は 2020 年から 87%増加している。砂糖および同調製品の主な品目は、砂糖、砂糖調製品、粗糖である。米および同調製品も 85%と大きく増加している。

表 5. タイの農林水産物および同調製品の主要輸出品目(2020～2024 年)　単位：百万バーツ

品目	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年			
	輸出額	輸出額	輸出額	輸出額	輸出額	構成比(%)	前年比(%)	2020 年との比較(%)
果物および同調製品	182,359	252,161	265,356	302,975	309,519	16.0	2.2	69.7
天然ゴム	181,992	246,940	280,813	212,686	270,724	14.0	27.3	48.8
米および同調製品	137,937	132,699	163,996	205,267	255,209	13.2	24.3	85.0
鶏肉および同調製品	103,892	102,542	141,999	140,772	151,312	7.8	7.5	45.6
砂糖および同調製品	70,649	65,329	131,780	158,201	132,138	6.9	-16.5	87.0
魚および同調製品	111,665	98,706	121,758	111,381	129,229	6.7	16.0	15.7
タピオカおよび同調製品	82,346	123,001	150,669	126,229	109,618	5.7	-13.2	33.1
エビおよび同調製品	45,046	50,094	52,783	45,888	43,432	2.3	-5.4	-3.6
野菜および同調製品	26,839	28,655	30,299	33,133	33,450	1.7	1.0	24.6
飼料用に使用される食品製造産業からの残渣	19,819	25,041	26,561	22,408	21,672	1.1	-3.3	9.3
その他	327,504	377,856	451,874	424,025	473,839	24.5	11.8	44.7
合計	1,290,048	1,503,024	1,817,888	1,782,965	1,930,142	100.0	8.3	49.6

[15] 備考：ジャスミンライスとは、Khao Dawk Mali 105 品種など特徴的な香りを持つ米の一種。
[16] 備考：パーボイルドライスとは、籾米を水に浸して蒸してから乾燥させ、その後精米するという工程を経て製造される米の一種。

2.3.2　農林水産物および同調製品の輸入[17]

タイは世界各国から幅広い品目の農林水産物および同調製品を輸入している。2024 年のタイの農林水産物および同調製品の輸入額は 7,400 億バーツだった。前年からは 2%増加しており、2020 年と比較すると 40.9%の増加となっている。

輸入相手国上位 3 位はブラジル、中国、米国である。ブラジルからの輸入は 1,132 億バーツと全輸入額の 15.3%を占めている。また 2020 年と比較すると 2024 年の輸入額は 80.8%増加している。なお、2026 年 3 月時点、タイとブラジルは自由貿易協定を結んでおらず、輸入時には基本税率が適用される[18]。

中国からの輸入は 1,055 億バーツと全輸出額の 14.3%を占めている。前年からは 11%の増加、2020 年からは 52%の増加となった。タイは ASEAN 加盟国として中国との FTA(ACFTA)に加盟しており、適用を受けることができれば中国からの輸入関税を引き下げることができる。

米国からの輸入は 463 億バーツと全輸入額の 6.3%を占めている。また 2020 年と比較すると 2024 年の輸入額は 20.4%の減少となっている。2026 年 3 月時点、タイと米国は自由貿易協定を結んでおらず、輸入時には基本税率が適用される[19]。

2020 年との比較で最も大きな増加となっているのは、インドからの輸入であり、89%増加し 300 億バーツとなった。ブラジルからの輸入も 80.8%と大きく増加している。

表 6. タイの農林水産物および同調製品の主要輸入相手国(2020～2024 年)　　単位：百万バーツ

国名	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年			
	輸入額	輸入額	輸入額	輸入額	輸入額	構成比(%)	前年比(%)	2020 年との比較(%)
ブラジル	62,614	96,174	117,266	121,888	113,233	15.3	-7.1	80.8
中国	69,423	73,339	93,691	95,114	105,549	14.3	11.0	52.0
米国	58,137	58,280	56,530	49,315	46,281	6.3	-6.2	-20.4
ベトナム	24,459	25,469	34,558	32,716	37,917	5.1	15.9	55.0
インドネシア	24,944	26,779	28,013	27,014	35,088	4.7	29.9	40.7
オーストラリア	21,893	36,497	42,686	54,742	33,196	4.5	-39.4	51.6
インド	15,873	24,029	34,585	35,374	30,000	4.1	-15.2	89.0
ミャンマー	19,079	24,431	29,408	26,997	29,071	3.9	7.7	52.4
マレーシア	17,416	18,314	21,739	20,471	23,984	3.2	17.2	37.7
ニュージーランド	16,254	18,390	24,924	22,064	21,959	3.0	-0.5	35.1
その他	195,092	202,492	236,302	239,758	263,729	35.7	10.0	35.2
合計	525,184	604,194	719,702	725,453	740,007	100.0	2.0	40.9

品目別に見ると、2024 年輸入額上位 3 位は、魚および同調製品、植物および同調製品、飼料用に使用される食品製造産業からの残渣である。魚および同調製品の 2024 年の輸入額は 1,116 億バーツであり、全輸入額の 15.1%を占めている。主な品目として、冷凍の魚(未加工)、冷蔵の魚(未加工)、魚調製品が含まれている。植物および同調製品の 2024 年の輸入額は 1,012 億バーツであり、全輸入額の 13.7%を占めている。主な品目として、デュラム小麦、穀粉・でん粉調製品、とうもろこしが含まれている。飼料用に使用される食品製造産業からの残

[17] 出所：農業経済局 タイ国農業経済指標 2024 年 https://oae.go.th/uploads/files/2025/09/15/5a23448a678c6cd9.pdf
[18] 出所：2026 年 3 月、タイ関税局への電話での問い合わせにより確認
[19] 出所：2026 年 2 月、タイ関税局への電話での問い合わせにより確認

渣の2024年の輸入額は761億バーツであり、全輸入額の10.3%を占めている。主な品目としては大豆粕、飼料用調製品、油糧種子の搾り粕が含まれている。

2020年との比較で最も大きく増加している品目は飲料であり、62%増加している。野菜および同調製品も58.9%と大きく増加している。野菜および同調製品には、主な品目として、じゃがいも、乾燥きのこ類、その他の生鮮野菜が含まれている。

表 7. タイの農林水産物および同調製品の主要輸入品目(2020～2024 年)　　単位: 百万バーツ

品目	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年			
	輸入額	輸入額	輸入額	輸入額	輸入額	構成比(%)	前年比(%)	2020 年との比較(%)
魚および同調製品	89,048	89,594	116,836	104,910	111,628	15.1	6.4	25.4
植物および同調製品	68,807	77,098	79,086	109,238	101,211	13.7	-7.4	47.1
飼料用に使用される食品製造産業からの残渣	55,111	69,730	81,173	89,080	76,063	10.3	-14.6	38.0
搾油用植物	55,117	77,153	74,882	74,332	72,734	9.8	-2.2	32.0
果物および同調製品	40,285	41,967	50,927	51,332	61,274	8.3	19.4	52.1
その他の食品	30,328	33,707	36,889	34,088	40,220	5.4	18.0	32.6
野菜および同調製品	21,373	21,766	28,365	31,260	33,963	4.6	8.7	58.9
乳製品	21,101	25,141	33,199	29,546	29,913	4.0	1.2	41.8
飲料	10,431	9,867	17,021	17,788	16,898	2.3	-5.0	62.0
綿(未加工)	6,889	10,353	18,952	8,559	6,647	0.9	-22.3	-3.5
その他	126,694	147,818	182,372	175,320	189,456	25.6	8.1	49.5
合計	525,184	604,194	719,702	725,453	740,007	100.0	2.0	40.9

表 8. 主要輸入相手国からの農産物の輸入関税[20]

品目	HS コード	輸入相手国							
		中国	米国	日本	韓国	オーストラリア	ニュージーランド	ASEAN 加盟国	ベトナム
いちご	0810.10.00	免除	従価税:40% 従量税: 35.50Baht/Kg	免除	5%	免除	免除	免除	免除
かき	0810.70.00	免除	従価税:30%、従量税:25.13 Baht/Kg	免除	5%	免除	免除	免除	免除
桃	0809.30.00	免除	従価税:40%、従量税:33.50 Baht/Kg	免除	-	免除	免除	免除	免除
なし	0808.30.00	免除	従価税:30%、従量税:15 Baht/Kg	免除	-	免除	免除	免除	免除
かつお	0303.43.00	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
牛肉	0202.30.00	免除	50%	免除	-	免除	免除	免除	-
鶏肉	0207.14.99	免除	40%	免除	5%	免除	免除	免除	40%
豚肉	0203.29.00	免除	30%	免除	-	免除	免除	免除	-
小麦	1001.99.12	-	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
短粒種米(精米)	1006.30.99015	-	割当内:30%、割当外:52%	割当内:免除、割当外:52%	割当内:免除、割当外:52%	免除	免除	免除	-

備考:

中国: 中国・ASEAN 自由貿易協定(ACFTA)の適用を受けた際の税率を示している。中国からの輸入は RCEP に従った

[20] 出所: タイ関税局、外国貿易局の情報を元に作成

協定税率の適用も申請することができる。
米国：2026 年 2 月時点米国との自由貿易協定は結ばれていないため、基本税率が課せられる(出所：2026 年 2 月 28 日、タイ関税局への電話での問い合わせ)。
日本：日タイ経済連携協定(JTEPA)の適用を受けた際の税率を示している。日本からの輸入は、品目により日・ASEAN 経済連携協定(AJCEP)、RCEP に従った協定税率の適用も申請することができる。
韓国：韓国・ASEAN 自由貿易協定(AKFTA)の適用を受けた際の税率を示している。韓国からの輸入は RCEP に従った協定税率の適用も申請することができる。
オーストラリア：オーストラリア・タイ自由貿易協定(TAFTA)の適用を受けた際の税率を示している。オーストラリアからの輸入は ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)、RCEP に従った協定税率の適用も申請することができる。
ニュージーランド：ニュージーランド・タイ経済緊密化協定(TNZFTA)の適用を受けた際の税率を示している。ニュージーランドからの輸入は ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)、RCEP に従った協定税率の適用も申請することができる。
ASEAN 加盟国：ASEAN 自由貿易地域に基づく ATIGA の適用を受けた際の税率を示している。
ベトナム：RCEP の適用を受けた際の税率を示している。ベトナムからの輸入では ATIGA に従った協定税率の適用も申請することができる。

2.3.3 タイが締結している自由貿易協定

タイは多数の FTA および EPA 協定を締結しており、ASEAN 加盟国、日本、中国、インド、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、ペルー、チリなどとの輸出入において協定関税を設定することができている。

タイ商務省によると、2025 年の自由貿易協定に基づく協定関税を使用した輸出総額は 902 億 4,703 万 US ドルとなっている。これは自由貿易協定に基づく協定関税が設定されている品目の総輸出額 1,097 億 1,597 万 US ドルの 82.3%に相当する。自由貿易協定によって協定関税が設定されている品目の輸出の大部分において協定関税が活用されていることがわかる[21]。

2025 年の輸出において、自由貿易協定に基づく協定関税の利用額が最も大きかった協定は、ASEAN 自由貿易地域(AFTA)に基づく ATIGA であり、利用額は 331 億 5,672 万 US ドルだった。次いで、中国・ASEAN 自由貿易協定(ACFTA)が 251 億 3,148 万 US ドル、ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定(AIFTA)が 98 億 5,505 万 US ドルとなっている。日タイ経済連携協定（JTEPA）は 4 位であり利用額は 68 億 5,932 万 US ドルだった。

なお、タイはすでにタイ・スリランカ自由貿易協定、EFTA・タイ自由貿易協定、タイ・ブータン自由貿易協定に同意しているが、これらはまだ発効されていない。タイ外国貿易局は今後、韓国、カナダ、欧州連合（EU）との FTA についても交渉を進めるとしている[22]。

タイの自由貿易協定まとめ[23]

A. ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)[24]

[21] 出所：海外貿易局発表資料 2026 年 2 月 25 日付「2025 年タイの自由貿易協定の協定関税利用状況」 https://www.dft.go.th/th-th/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%87%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%AA%E0%B8%96%E0%B8%B2%E0%B8%99%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%93%E0%B9%8C%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B9%83%E0%B8%8A%E0%B9%89%E0%B8%AA%E0%B8%B4%E0%B8%97%E0%B8%98%E0%B8%B4%E0%B8%9B%E0%B8%A3%E0%B8%B0%E0%B9%82%E0%B8%A2%E0%B8%8A%E0%B8%99%E0%B9%8C%E0%B8%97%E0%B8%B2%E0%B8%87%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A3%E0%B8%84%E0%B9%89%E0%B8%B2

[22] 出所：タイ商務省 2026 年 2 月 23 日付 タイの FTA 解説資料 https://www.moc.go.th/th/gallery/article/detail/id/5/iid/1645

[23] 出所： JETRO 世界の FTA データベース https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/ftalist/、
タイ国商務省 外国貿易局 https://www.dft.go.th/th-th/dft-service-data-privilege、
日本国外務省 タイ王国 基礎データ https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/thailand/data.html#section4

[24] 出所：JETRO ASEAN の貿易投資年報 https://www.jetro.go.jp/world/asia/asean/gtir.html

東南アジア諸国連合(ASEAN)加盟国間で関税削減・撤廃を進め、域内貿易を自由化する協定であるASEAN自由貿易地域(AFTA：ASEAN Free Trade Area)に基づく物品貿易に関する協定。ASEAN物品貿易協定(ATIGA：ASEAN Trade In Goods Agreement)と呼ばれ、2010年に発効した。

B. タイの二国間のFTA／EPA

名称	相手国	発効
日タイ経済連携協定 JTEPA：Japan−Thailand Economic Partnership Agreement	日本	2007年11月発効
オーストラリア・タイ自由貿易協定 TAFTA：Thailand−Australia Free Trade Area	オーストラリア	2005年1月発効
ニュージーランド・タイ経済緊密化協定 TNZFTA：Thailand−New Zealand Closer Economic Partnership	ニュージーランド	2005年7月発効
チリ・タイ自由貿易協定 TCFTA：Thailand−Chile Free Trade Agreement	チリ	2015年11月発効
タイ・インド経済協力枠組み協定 TIFTA：Thailand − India Free Trade Agreement	インド	2004年9月発効
タイ・ペルー経済緊密化パートナーシップに関する枠組み協定 TPFTA：Agreement on Closer Economic Partnership between the Government of Thailand and the Government of the Republic of Peru	ペルー	2011年12月発効

C. ASEAN加盟国としてのFTA／EPA

名称	加盟国	発効
日本・ASEAN包括的経済連携協定 AJCEP：ASEAN−Japan Comprehensive Economic Partnership	日本、ASEAN加盟国	2009年6月発効
ASEAN・インド包括的経済協力枠組み協定 AIFTA：ASEAN−India Free Trade Area	インド、ASEAN加盟国	2010年1月発効
韓国・ASEAN自由貿易協定 AKFTA：ASEAN−South Korea Free Trade Agreement	韓国、ASEAN加盟国	2010年1月発効
ASEAN・オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定 AANZFTA：ASEAN−Australia−New Zealand Free Trade Area	オーストラリア・ニュージーランド、ASEAN加盟国	2010年3月発効
中国・ASEAN自由貿易協定 ACFTA：ASEAN−China Free Trade Agreement	中国、ASEAN加盟国	2010年1月発効

D. 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定[25]

2022年1月1日より、日本、中国、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、タイ、ベトナム、ブルネイ、カンボジア、ラオスの10か国で発効。その後、韓国、マレーシア、インドネシア、フィリピンにおいても発効。

[25] 出所：JETRO RCEP協定について https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/rcep.html

3　タイにおける事業設立における主な規制

3.1　外国人事業法による規制業種

外国人事業法（1999 年改正、2000 年 3 月施行）は、タイ企業の競争力の観点から規制業種を 3 種類に分け、それらの業種への外国企業（外国資本が 50%以上の企業）の参入を規制している。規制業種の詳細は以下の通り[26]。

第 1 表（9 業種）　外国企業の参入が禁止されている業種。これらの業種は、タイ国民の基盤となる職業および生活様式に関係する事業であり、かつ機微な性質を持つ業種であるため、タイ人のみが参入を認められている[27]。

1. 新聞発行・ラジオ・テレビ放送事業
2. 農業・果樹園
3. 畜産
4. 林業・木材加工（天然）
5. 漁業（タイ海域・経済水域内）
6. タイ薬草の抽出
7. 骨董品（売買・競売）
8. 仏像および僧鉢の製造・鋳造
9. 土地取引

第 2 表（13 業種）　国家安全保障または文化、伝統、地場工芸、天然資源・環境に影響を及ぼす業種として、外国企業の参入が禁止されている業種。ただし、内閣の承認により、商務大臣が許可した場合は可能。

第 1 章（安全保障関連ビジネス）

1. 製造・販売・補修（銃・銃弾・火薬・爆発物およびそれらの部品、武器および戦闘用船・飛行機・車両、すべての戦争用備品・部品）
2. 国内陸上・海上・航空運輸および国内航空事業

第 2 章（文化・工芸に影響を与えるビジネス）

3. 骨董品・民芸品販売
4. 木彫品製造
5. 養蚕・絹糸・絹織布・絹織物捺染
6. タイ楽器製造
7. 金銀製品・ニエロ細工・黒金象眼・漆器製造
8. タイ文化・美術に属する食器製造

---

[26] 出所：外国人事業法(1999 年) https://www.dbd.go.th/data-storage/attachment/0cc518d10391bc42f984225d5.pdf、JETRO タイ 外資に関する規制 https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_02.html

[27] 出所：外国人事業法(1999 年)の実績評価報告書 https://www.dbd.go.th/data-storage/attachment/39a8897964963963b3d1999e.pdf、2026 年 2 月 DBD への聞き取り調査

第 3 章（環境・天然資源に影響を与えるビジネス）

9. さとうきびからの精糖
10. 塩田・塩土での製塩
11. 岩塩からの製塩
12. 爆破・砕石を含む鉱業
13. 家具および調度品の木材加工

第 3 表（21 業種）外国人に対して競争力が不十分な業種であるとして、外国企業の参入が禁止されている業種 ただし、外国人事業委員会の承認により、商務省事業開発局長が許可した場合は可能。

1. 精米・製粉
2. 漁業（養殖）
3. 植林
4. ベニア板・チップボード・ハードボード製造
5. 石灰製造
6. 会計サービス
7. 法律サービス
8. 建築設計サービス
9. エンジニアリングサービス
10. 建設業（ただし、外国人投資が 5 億バーツ以上で、特殊な技能を要する建設(インフラ、通信など)、その他の省令で規定された建設業を除く）
11. 代理・仲介業（ただし、証券・農産物の先物取引、金融商品売買に関するサービス、同一グループ内の生産に必要な財取引、外国人資本 1 億バーツ以上の国際貿易仲介、その他省令で規定された代理・仲介業を除く）
12. 競売（骨董品・美術品以外の国際間競売、その他省令で定める競売）
13. 伝統的な国内農産物または法令で禁止されていない農産物の国内取引（ただし、農産物の先物取引を除く）
14. 最低資本金 1 億バーツ未満または 1 店舗あたり最低資本金 2,000 万バーツ未満の小売業[28]
15. 1 店舗あたり最低資本金 1 億バーツ未満の卸売業
16. 広告業
17. ホテル業（ただし、マネージメントを除く）
18. 観光業
19. 飲食物販売
20. 植物の繁殖・品種改良
21. その他サービス業（証券業、銀行業、保険業、国家機関または政府機関に対するサービス提供、駐在員事務所、出張所、過半数の株主もしくは取締役が同一人物である関連会社または 25％以上の株式数を有す

[28] 備考：商務省事業開発局(DBD)への聞き取り調査にて、複数の店舗を展開する際、求められる資本金を確認したところ「1 億バーツ以上の資本金を持つことで最大 5 つの店舗を持つことが可能となる。なお、6 店舗目以降は 1 店舗につき 2,000 万バーツの増資が求められる。よって 10 店舗の小売店を営む場合は、2 億バーツ以上の資本金を持つことが求められる。」との回答が得られた。

る関連会社への国内融資もしくは事務所賃貸または管理、マーケティング、人事および通信技術に関する助言サービスの提供等の省令で定めるものを除く）

3.1.1　食品関連事業(食品製造業、飲食業、食品小売業)に対する業種規制[29]

A. 食品製造業に関する規制業種

製造業は外国人事業法の規制業種ではないため、外国企業(外国資本が 50%以上の企業)でも事業を行うことができる。ただ商務省事業開発局(DBD)によると外国人事業法では、顧客からの要望に応じて製造工程やレシピを変える受託製造については、製造業ではなく、第 3 表の「21.その他のサービス業」に該当する「受託製造サービス」とみなされてしまう。外国企業が食品製造業を行う場合には、自ら設定した製造工程およびレシピに従って製造するもののみが外国人事業法の規制業種に含まれない「製造業」となることに注意が必要である。なお、もし外国企業で OEM 生産の様な受託製造を行う場合には、事前に「外国人事業法に基づく外国企業の事業認可」を取得することが求められる。

B. 飲食業に関係する業種規制

レストラン、カフェなどの飲食店は、第 3 表の「19. 飲食物販売」に該当するため、外国企業は事前に外国人事業法に基づく外国企業の事業認可を取得しなければ飲食業に参入することはできない。

C. 小売業に関係する業種規制

スーパーマーケット等の食品小売店は、第 3 表の「14. 最低資本金 1 億バーツ未満または 1 店舗あたり最低資本金 2,000 万バーツ未満の小売業」に該当するため、外国企業の参入は規制されているが、資本金が設定されている額以上であれば、外国人事業法に基づく外国企業の事業認可を申請しなくても外国人が小売業を行えるという例外事項が設定されている。事業開発局(DBD) によれば、1 億バーツ以上の資本金を持つことで最大 5 つの店舗を持つことが可能となる。なお、6 店舗目以降は 1 店舗につき 2,000 万バーツの増資が求められる。よって 10 店舗の小売店を営む場合は、2 億バーツ以上の資本金を持つことが求められる。

D. 農業、畜産業、水産養殖業に関係する業種規制

稲作については、第 1 表の「2. 農業・果樹園」に該当するため、外国企業は参入することができない。第 1 表の 9 業種は外国企業の参入が禁止されている業種であり、これらについては外国人事業法に基づく外国企業の事業認可の申請という手段も設定されていない。養鶏、養豚、酪農などの畜産業も第 1 表の「3. 畜産」に含まれており外国企業は参入することができない。漁業も第 1 表の「5. 漁業（タイ海域・経済水域内）」に含まれており、同様に外国企業は参入することができない。

エビなど水産物の養殖業は第 3 表の「2. 漁業（養殖）」に含まれており、こちらは規制されている業種ではあるが、外国人事業法に基づく外国企業の事業認可を取得すれば参入することが可能である。種苗の生産、品種改良は第 3 表の「20. 植物の繁殖・品種改良」に含まれており、同様に外国人事業法に基づく外国企業の事業認可を申請すれば参入することが可能である。

---

[29]出所：外国人事業法(1999 年) https://www.dbd.go.th/data-storage/attachment/0cc518d10391bc42f984225d5.pdf、商務省事業開発局(DBD)への聞き取り調査

E. 農産物の国内販売に関係する業種規制

米、野菜などのタイ産農産物のタイ国内での取引(買取および販売)は、第 3 表の「13. 伝統的な国内農産物または法令で禁止されていない農産物の国内取引」に該当するため、外国企業は事前に外国人事業法に基づく外国企業の事業認可を取得しなければ参入することができない。

事業開発局(DBD)によると、米、野菜、植物、卵など加工されていない農産物は、第 3 表の「13. 伝統的な国内農産物または法令で禁止されていない農産物の国内取引」で言及されている「伝統的な農産物」に該当する。外国企業がタイ国内で農産物の取引を行う際には、取引をする品目が「伝統的な農産物」に該当するかどうかを事業開発局(DBD)に確認することが求められる。なお、第 3 表の「13. 伝統的な国内農産物または法令で禁止されていない農産物の国内取引」は国内取引のみが該当する。農産物の輸出は、この項目には該当しない。

3.1.2 外国人事業法に基づく外国企業の事業認可の申請

外国企業が規制業種への参入を希望する場合は、以下の手続きにより、外国人事業ライセンスの取得か、外国人事業証明書を取得する必要がある。

3.1.2.1 外国人事業ライセンス (Foreign Business Licenses：FBL)の申請・取得[30]

第 2 表および第 3 表に含まれる規制業種への参入を希望する場合は、オンラインシステムである外国人事業許可証・証明書発行申請電子システム(e-Foreign Business)[31]に事業許可申請書(Tor.2 様式)を申請し、外国人事業ライセンス(FBL)を取得すること。申請書類は希望する事業の種類、事業を設立する場所、今後 3 年間の収支予測、固定資産への投資予定額、雇用人数などの情報をまとめた事業説明書、法人登記証明書、タイ人と外国人の出資比率・株式数の情報をまとめた説明書などである。

3.1.2.2 外国人事業証明書(Foreign Business Certificate：FBC)の申請・取得

以下の 2 つの場合は、外国企業は外国人事業ライセンス(FBL)を取得することなく、外国人事業証明書(FBC)を申請・取得することができる。

A. 二国間条約に基づく場合(外国人事業法第 10 条)

タイ政府から個別に許可を得ている場合、またはタイと他国の条約に従い許可を得ている場合、オンラインシステムである外国人事業許可証・証明書発行申請電子システム(e-Foreign Business)に「第 11 条に従った証明書申請のための通知様式 (Tor.6 様式)[32]」を申請すること。求められる書類は、業種に関する説明、タイにおける事業の所在地を示した地図、法人登記証明書、タイ人と外国人の出資比率・株式数の情報をまとめた説明書等である。

B. 投資奨励、輸出を目的とした場合(外国人事業法第 12 条)

---

[30] 出所：第 17 条に従った事業許可申請の規定および方法を定める省令 https://www.dbd.go.th/data-storage/attachment/22137371f2d9cc10ef18a3135.pdf、商務省告示 第 17 条に従った外国人事業許可の申請および証明書の規定(2024 年) https://www.dbd.go.th/storage/law/6ce2ed56-66d4-4513-9eda-69c7fb851fff.pdf

[31] 出所：外国人事業法に基づく外国企業の事業認可(FBL、FBC)の電子申請システム(e- Foreign Business) https://efrinter.dbd.go.th/eforeign/web/home

[32] 出所：事業開発局告示 外国人事業の通知および証明書様式の規定(2024 年) https://www.dbd.go.th/storage/law/348bdd69-61bd-49e0-9f4f-fa1953fd8385.pdf

外国企業が投資奨励法に基づく投資奨励、または工業団地公団法に基づいた輸出を目的とした工業または商業を行う許可を受けて第 2 表または第 3 表の事業に参入する場合、オンラインシステムである外国人事業許可証・証明書発行申請電子システム(e-Foreign Business)に「事業運営許可書受け取りのための通知書」を申請すること。求められる書類は、投資奨励法に基づく投資奨励証、または工業団地法に基づいた輸出を目的とした工工業または商業許可証等である。

3.1.2.3　2025 年の外国人事業法に基づく外国企業の事業認可[33]

2026 年 1 月 21 日の商務省事業開発局の発表資料によると、2025 年の外国人事業法に基づく外国企業の事業認可社数は、前年比 13%増の 1,078 社で、内訳は外国人事業ライセンス(FBL)が 291 社、外国人事業証明書(FBC)が 787 社だった。

3.1.3　外国人事業法に関する詳細の問い合わせ

受託製造は製造ではなく「21.その他のサービス業」とみなされてしまうなど、外国人事業法における事業の定義は一般的な理解とは異なる点があり注意が必要である。外国人事業法における各規制業種の定義など詳細を確認する際には、商務省事業開発局の外国企業事業管理部に相談することができる。

外国人事業法に関する問い合わせ先:

Department of Business Development
Foreign Business Administration Division
所在地: 8thFloor 563 Nonthaburi Road, Bangkrasor, Meung Nonthaburi, Nonthaburi 11000
Tel.: +66-2-547- 4429, +66-2-528-7600 #3931

3.1.4　タイの日系食品関係事業者における外資規制への対応

A. 食品製造業

食品製造業は外国人事業法に基づく規制業種ではないため、日本側が半数を超える株式を持つ外国企業であっても同法の規制を受けることなく参入することができる。今回の聞き取り調査でも日本側株主が半数を超える株式を所有しているケースを確認することができた。

なお、今回聞き取り調査を行った日系企業は、株式の一部をタイ側株主が所有した日タイの合弁企業となっていることが多かった。日系食品製造工場への聞き取り調査では、日タイの合弁会社を設立しタイ側株主を持つことのメリットが複数の会社から挙げられていた。タイ側株主が事業パートナーとなり業務の一部を担当することで、日本側とタイ側で作業を分担し、効率的に業務を進められているという声が多かった。以下、一部のコメントを紹介する。

菓子メーカーA 社	タイで原材料を調達しスイーツを製造していた。その際のサプライヤーに話を持ちかけ独立して合弁会社を作ることになった。タイの小売店への売り込みはタイ人同士でのコミュニケーションが必要で、日本側だけではうまく進めることができなかっただろう。また社員の労務管理についてもタイ側株主がパートナーとして業務を担当してくれたことで、大きな問題なく会社を運営できている。

[33] 出所: 商務省事業開発局 発表資料 https://www.dbd.go.th/news/10021012569-2

加工食品メーカーB 社	タイ側株主が農産物の生産と商品の販売・物流を担当してくれることにより、日本側は工場での製品の生産のみに集中することができている。タイ側株主はグループの商品を輸送するための物流会社を持っており、それを活用することで効率的に商品を流通させることができている。
飲料メーカーC 社	タイの飲料メーカーと合弁で会社を作っている。製品の生産・販売・物流をタイ側が担当し、日本側はマーケティングを担当するという方法で、円滑に事業を進めることができている。販売・物流面でタイ側株主が事業パートナーとして業務を担当してくれることは有利に働いている。特にトラディショナルトレードへの売り込みは日本側では対応が難しい。
食品工場向け原材料メーカーD 社	工場の設立、食品の FDA 登録など、専門知識および経験が必要で、さらにタイ語でのコミュニケーションが必要な業務を日本企業だけで進めることはリスクが高い。当事者意識を持って業務を進めてくれるタイ側パートナーがいるべきだ。

B. 飲食業・食品小売業

飲食業および食品小売業は前項で説明の通り、外国人事業法の規制対象業種となっている。日系企業の日本食レストランなどの飲食業およびスーパーマーケットなどの食品小売業への進出は、半数を超える株式をタイ人、またはタイ企業が所有する企業で運営されている事例が多い。今回の調査では飲食業および食品小売業において、外国企業(株式の半数を超える株式を外国企業が所有している企業)が外国人事業法に基づく外国企業の事業認可を取得して参入している例は確認することができなかった。

3.2 食品産業に関連する投資奨励

3.2.1 投資委員会(BOI)による投資奨励

投資委員会 (Board of Investment：BOI)は首相府傘下の投資誘致機関であり、投資奨励法に基づき投資政策の策定、投資案件の認可、恩典の付与を担っている。投資奨励恩典を申請できる業種が設定されており、その中には食品産業に関するものも含まれている。業種ごとに付与される恩典と、そのための条件が定められている。

3.2.1.1 食品製造工場に関する投資奨励業種[34]

食品製造工場に関する業種として、「1.2.5 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物、食品成分、または栄養補助食品の製造」を挙げることができる。食品・飲料製造工場の多くが該当する業種であり、現在も多くの会社から、この業種で投資奨励の申請が行われている。この業種は得られる恩典グループが「A3」と設定されており、得ることができる法人所得税の免除期間は 5 年間となる。その他、機械輸入税の免除、研究開発に使用する原材料の輸入税の免除、輸出向け原材料の輸入税の免除、税制以外の恩典(外国人技術者・専門家の入国、ビザとワークパミットの申請等)を受けることができる。なお、各業種に該当していると認められるためには、設定されている条件に従うことが求められる。「1.2.5 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物、食品成分、または栄養補助食品の製造」に設定されている条件は「砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする」というものであり、製造する食品が、これら奨励対象外とされている食品以外の最新技術を使用した食品であることが求められる。

[34] 出所：BOI 発行 タイ国投資委員会ガイド 2025 https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_JP.pdf、BOI への聞き取り調査を元に作成

「1.2.6 未来の食品(Future Food)の製造」には「1.2.6.1 健康強調表示(Health Claim)のある食品の製造」、「1.2.6.2 新規食品(Novel Food)の製造」、「1.2.6.3 有機食品(Organic Food)の製造」、「1.2.6.4 医療食品(Medical Food)の製造」が含まれている。これらの業種は一般的な食品ではなく、健康強調表示、新規食品、有機食品、医療食品と特別な特性が加わった食品の製造工場を対象とするものである。4 つの業種共に恩典グループは「A2」と前述の「1.2.5 業種」よりも高い条件の恩典が設定されている。得ることができる法人所得税の免除期間は 8 年間と、「A3」に設定されている 5 年間よりも長い期間が設定されている。他の恩典は「A3」に設定されている種類と同様である。なお、業種「1.2.6 未来の食品(Future Food)の製造」への該当を認められるためには、操業開始期限日までに各種食品の関連機関から承認を得ることが条件として設定されている。例えば、「1.2.6.1 健康強調表示(Health Claim)のある食品の製造」であれば、タイ FDA から健康強調表示の承認を得ることが求められる。

その他、「1.2.1 植物からの製粉」、「1.2.7 砂糖の製造」、「1.2.11 天然エキス、天然エキスからの製品、またはハーブ製品の製造」も食品製造工場に関係する業種となっている。BOI によると食品製造工場関連の申請で特に多い業種は「1.2.5 最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物、食品成分、または栄養補助食品の製造」とのことだった。各業種の詳細は以下の表の通りである。

表 9. 各恩典グループに設定されている恩典の内容[35]

恩典グループ	恩典
A1＋	a. 上限なしで 10～13 年間法人税の免除、b. 機械の輸入関税の免除、c. 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税の 1 年間免除、d.その他の税務外の恩典。
A1	a. 上限なしで 8 年間法人税の免除、b. 機械の輸入関税の免除、c. 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税の 1 年間免除、d. 税務外の恩典
A2	a. 投資金額(土地代および運転資金を除く)の 100%まで、8 年間法人税を免除する、b. 機械の輸入関税の免除、c. 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税の 1 年間免除。d. 税務外の恩典
A3	a. 投資金額(土地代および運転資金を除く)の 100%まで、5 年間法人税を免除する、b. 機械の輸入関税の免除、c. 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税の 1 年間免除、d. 税務外の恩典
A4	a. 投資金額(土地代および運転資金を除く)の 100%まで、3 年間法人税を免除する、b. 機械の輸入関税の免除、c. 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税の 1 年間免除、d. 税務外の恩典
B	a. 機械の輸入関税の免除、b. 輸出向けの生産品に限り、必要な原材料および必要資材の輸入関税の 1 年間免除、c. 税務外の恩典

備考: 税務外の特典とは、土地の所有権、外国人技術者・専門家の入国、ビザとワークパミット、投資機会の調査のための外国人入国、タイ国外への外貨送金を指す。

[35] 出所: BOI 発行 タイ国投資委員会ガイド 2025 https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_JP.pdf、JETRO タイ 外資に関する奨励 https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_03.html

表 10. 食品製造工場に関係する業種[36]

業種番号	業種	条件	恩典グループ
1.2.1	植物からの製粉		
1.2.1.1	有機でんん粉の製造 (Organic Starch or Organic Flour)	操業開始期限日までに、国際有機農業運動連盟（International Federation of Organic Agriculture Movements: IFOAM）、カナダ有機制度（Canada Organic Regime: COR）、国家有機プログラム (The National Organic Program: NOP)、またはその他同等の規格など、有機農業規格の認証を取得すること。	A2
1.2.1.2	加工でんん粉 (Modified Starch) または特殊な植物からの製粉	-	A3
1.2.1.3	生でんん粉の製造 (Native Starch or Native Flour)	1. 水の再利用、大気汚染防止などの環境に配慮した技術を用いること。 2. 操業開始期限日までに、ISO14000、またはその他同等の規格など、環境規格の認証を取得すること。	A4
1.2.5	最新技術を使用した食品の製造・保存、飲料、食品添加物(Food Additives)、食品成分(Food Ingredients)、または栄養補助食品(Dietary Supplement)の製造	砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。	A3
1.2.6	未来の食品の製造(Future Food）		
1.2.6.1	健康強調表示(Health Claim）のある食品の製造	1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品委員会事務局（Food and Drug Administration: FDA）、またはその他同等の機関により健康強調表示の承認を取得すること。	A2
1.2.6.2	新規食品(Novel Food）の製造	1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品委員会事務局（Food and Drug Administration: FDA）、またはその他同等の機関により新規食品を登録すること。	A2
1.2.6.3	有機食品(Organic Food）の製造	1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、国際有機農業運動連盟（International Federation of Organic Agriculture Movements: IFOAM）、カナダ有機制度（Canada Organic Regime: COR）、国家有機プログラム（The National Organic Program: NOP）、またはその他同等の規格など、有機農業規格の認証を取得すること。	A2
1.2.6.4	医療食品(Medical Food）の製造	1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバリング入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品委員会事務局（Food and Drug Administration: FDA）、またはその他同等の機関により医療食品を登録すること。	A2

[36] 出所：BOI 発行 タイ国投資委員会ガイド 2025 https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_JP.pdf、BOI への聞き取り調査を元に作成

1.2.7	砂糖の製造	1. 奨励申請の前に、工場へのさとうきびの量の準備計画に関してさとうきび・砂糖委員会事務局の同意を得ること。 2. 操業開始期限日までに、ISO14000、またはその他同等の規格など、環境規格の認証を取得すること。 3. 委員会が同意した機械の入れ替え・自動化システム導入、代替エネルギー使用または環境負荷軽減、およびインダストリー 4.0 への向上向けの産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry)の基準に基づき、機械への投資金額から計算することにより、法人所得税免除の恩典使用の上限額を設定する。 4. 新規投資および事業拡大の場合は、他の措置に基づき法人所得税の追加恩典を申請することが出来ないものとする。	A4
1.2.11	天然エキス、天然エキスからの製品、またはハーブ製品の製造		
1.2.11.1	高度な抽出技術を使用した天然エキスの製造、または高度な抽出技術を使用した天然エキスからの製品の製造	天然エキスからの製品の製造は、操業を開始し法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従ったハーブ製品としてタイ食品医薬品委員会事務局（Food and Drug Administration）、またはその他の同等の機関に登録をすること。	A2
1.2.11.2	天然エキスの製造、または天然エキスからの製品の製造	天然エキスからの製品の製造は、操業を開始し法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従ったハーブ製品としてタイ食品医薬品委員会事務局（Food and Drug Administration）、またはその他の同等の機関に登録をすること。	A3
1.2.11.3	天然エキスの抽出プロセスを有しない天然エキスからの製品またはハーブ製品の製造	1. 操業を開始し法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従ったハーブ製品としてタイ食品医薬品委員会事務局（Food and Drug Administration）、またはその他の同等の機関に登録をすること。 2. 操業開始期限日までに、適正製造規範(Good Manufacturing Practice : GMP）など、ハーブ製品製造工場向けの規格の認証を取得すること。	A3

3.2.1.2　農産物の生産に関する投資奨励業種[37]

農産物の生産に関する業種として「1.1.2 動物の繁殖または飼育」、「1.3.3 植物工場(Plant Factory)」を挙げることができる。これらは外国人事業法の第 1 表に該当する業種であるため、これらの業種で投資奨励を申請する企業はタイ側株主が半数を超える法人であることが求められる。

1.1.2 は恩典グループは「A3」、1.3.3 も「A3」と設定されている。なお、1.3.3 はあくまで屋内の閉鎖的な空間での植物の栽培であり、屋外での農作物の栽培はこの業種には含まれていない。

[37] 出所：BOI 発行 タイ国投資委員会ガイド 2025 https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_JP.pdf、BOI への聞き取り調査を元に作成

表 11. 農産物・畜産物の生産に関係する業種[38]

業種番号	業種	条件	恩典グループ
1.1.2	動物の繁殖または飼育	1. 繁殖プロセスを有すること。 2. 最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、換気システム、自動給水給餌システム、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システム、および環境への影響を予防・軽減するシステムなど。 3. トレーサビリティ(Traceability)システムまたは委員会が同意したその他同等のトレーサビリティシステムを有すること。 4. 操業開始期限日までに、農業生産工程管理(Good Agricultural Practice: GAP)、またはその他同等の規格など、畜産管理規格の認証を取得すること。	A3
1.3.3	植物工場(Plant Factory)	委員会が同意した、閉鎖的な空間で特別に設計された施設内にて植物を栽培し、物理的環境制御、ならびに生物的環境制御において栽培環境制御システムを設置すること。	A3

3.2.1.3　特別措置による追加恩典について[39]

国境特別経済開発区（SEZ）、東部経済回廊（EEC）、特別経済回廊における投資については基礎恩典に追加で恩典が付与される。なお、各地域においてターゲットとされる業種が設定されているため、それらに該当することが条件となる。

A. 特別経済開発区（SEZ）：

国境地域の特別経済開発区における投資促進が行われている。特別経済開発区（SEZ）は以下の各県で、特別経済開発区政策委員会が承認した地域が対象となる。

カーンチャナブリー県、チェンライ県、トラート県、ターク県、ナコーンパノム県、ナラーティワート県、ムックダーハーン県、ソンクラー県、サケーオ県、ノーンカーイ県。

対象業種は 13 グループが設定されており、食品産業に関係する業種としては「農業、水産業および関連事業」が含まれている。

B. 東部経済回廊（EEC）：

チャチューンサオ県、チョンブリー県、ラヨーン県の 3 県が対象となる。12 のターゲット産業が設定されており、食品産業に関係する業種としては「農業およびバイオテクノロジー産業」と「食品加工産業」が含まれている。

C. 特別経済回廊：

以下の地域が特別経済回廊とされており、同地域へのターゲット産業の投資が促進されている。

1. 北部経済回廊（Northern Economic Corridor：NEC-Creative LANNA）：チェンマイ県、チェンライ県、ランプーン県、ランパーン県

[38] 出所：BOI 発行 タイ国投資委員会ガイド 2025 https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_JP.pdf、BOI への聞き取り調査を元に作成

[39] 出所：BOI 発行 タイ国投資委員会ガイド 2025 https://www.boi.go.th/upload/content/BOI_A_Guide_JP.pdf、JETRO タイ 外資に関する奨励 https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_03.html、BOI への聞き取り調査を元に作成

2. 東北部経済回廊（Northeastern Economic Corridor：NeEC-Bioeconomy）: コーンケーン県、
   ナコーンラーチャシーマー県、ウドーンターニー県、ノーンカーイ県
3. 中西部経済回廊（Central-Western Economic Corridor：CWEC）: プラナコーンシーアユタヤ県、
   ナコーンパトム県、スパンブリー県、カーンチャナブリー県
4. 南部経済回廊（Southern Economic Corridor：SEC）: チュンポーン県、ラノーン県、スラーターニー県、
   ナコーンシータマラート県

それぞれの経済回廊で異なるターゲット産業が設定されているが、「農業・食品産業」は全ての経済回廊でターゲット産業に含まれている。

BOI による投資奨励に関する詳細問い合わせ先：

THAILAND BOARD OF INVESTMENT
所在地: 555 Vibhavadi-Rangsit Road, Chatuchak Bangkok 10900 Thailand
Tel: +66-2-553-8111
E メール: head@boi.go.th
ウェブサイト: https://www.boi.go.th/

3.2.2 フードイノポリス(Food Innopolis)による食品研究開発に対する投資奨励

フードイノポリスは高等教育・科学・研究イノベーション省（Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation）傘下の国立科学技術開発庁（NSTDA）の監督下にある組織であり、食品分析ラボ、パイロットプラント等の施設を持ち、様々なサービス（FI Nationwide Network 等）を提供するとともに、食品の研究・開発を支援する役割を担っている。フードイノポリスはバンコクの隣県パトゥムターニー県に位置する研究団地施設である Thailand Science Park に位置している。フードイノポリスに入居する企業は BOI による投資促進恩典の追加優遇措置を申請することができる。得ることができる追加恩典は、法人税 50％減免を 5 年間、または法人税免除を 2 年間のいずれかである。いずれが適用されるかは、業種などの詳細によって判断される[40]。

2026 年 2 月時点、Thailand Science Park の研究団地には 117 社が入居しており 33 社は外国企業であり、うち 15 社は日系企業である。また、食品・農業関連企業は最も多いカテゴリーであり 32 社が入居しており、12 社は外国企業であり、4 社は日系企業である。以下、自動化ロボティクスおよび知能システムが 24 社、サイエンス・アズ・ア・サービスが 19 社、材料科学および化学が 18 社、医療機器・医薬品が 13 社と続いている[41]。

フードイノポリスは食品の研究・開発を支援するため様々なサービスを提供している。サービスの一つである「FI Nationwide Network」はフードイノポリスによる事業者と食品専門家のマッチングである。フードイノポリスはタイ全国の大学と連携し、食品の研究開発、製造工程の開発に関する専門家のネットワークを持っており、専門家への相談や共同開発を希望する企業はフードイノポリスに専門家とのマッチングを依頼することができる。「Future Food Lab」は食品の分析・試験サービスである。機能性を持つ食品原料、医療用食品、高齢者向け食品に対応した食品の分析・試験サービスを提供している。「Food Pilot Plant」は食品を試験的に製造することができる小規模な食品試験製造スペースである。フードイノポリスはこれら以外にも食品の研究・開発を支援するため様々なサービスを提供している[42]。各サービスの詳細については、以下の連絡先にて問い合わせることができる。

[40] 出所：BOI による科学技術地域への投資奨励 https://www.boi.go.th/th/science_tech、フードイノポリスへの聞き取り調査
[41] 出所：タイランド・サイエンスパーク https://www.sciencepark.or.th/th/technology-companies-in-tsp/、フードイノポリスへの聞き取り調査
[42] 出所：フードイノポリスへの聞き取り調査

フードイノポリスによる投資奨励、サービス詳細の問い合わせ先：

Food Innopolis
所在地: 144 Innovation Cluster 2 Building (INC2) Thailand Science Park, Phahonyothin Road, Khlong Nueng, Khlong Luang, Pathum Thani 12120
Tel.: +66-94-341-7111, +66-94-340-4333, +66-94-249-7333
E メール: bd@foodinnopolis.or.th
ウェブサイト: https://www.foodinnopolis.or.th/

3.3 外国人の就業に対する規制

外国人が労働を目的にタイに滞在するためには「ノン・イミグラントビザ カテゴリーB」を取得することが求められる。またタイで働くためには労働許可(ワークパミット)を取得しなければならない。

タイの入国管理局では外国人を雇用するための条件を設定している[43]。日本人を一人雇用するために求められる主な条件を挙げると、

・雇用する企業の資本金が 200 万バーツ以上
・雇用する日本人の給与は 50,000 バーツ/月以上
・日本人一人につき 4 人のタイ人を雇用

していること等が求められている。

資本金と雇用するタイ人の数は、日本人の数に合わせて計算される。一例として、2 名の日本人を雇用するためには、資本金は 400 万バーツ以上であること、タイ人従業員は 8 人以上であることが求められる。

なお、短期間(15 日間以内)の会議、セミナーへの参加などの業務であれば、「第 61 条に基づく緊急かつ必要不可欠な業務、または一時的な業務に関する届出様式(Bor.Tor.34 様式)」を申請することで就労することができる。空港の入国管理所、各地域の雇用事務所で申請することができる。申請に求められる書類はパスポートコピー、写真、雇用者の身分証明書(雇用者が個人である場合)、業種が記載された営業許可書 (雇用者が法人である場合)等である[44]。

外国人が就労できる職種[45]

タイ政府は、外国人労働管理勅令(2017 年)およびその改定版に基づき、外国人が従事することを厳格に禁止する職業、または条件付きで禁止する職業を指定している。規制される職種は、タイの安全保障、タイ人の就業の機会、タイの伝統的知識とアイデンティティの促進、国家開発に不可欠な外国人労働者の需要、タイが有する協

[43] 出所：国家警察指令 第 327/2557 号 外国人の一時的な滞在における規定および条件 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/2016335.pdf
[44] 出所：雇用局告示 緊急かつ必要不可欠な業務、または一時的な業務の規定 https://www.doe.go.th/prd/assets/upload/files/legal_th/0291d630b9d78372020b216d5d167b82.pdf、第 61 条に基づく緊急かつ必要不可欠な業務、または一時的な業務に関する届出様式(Bor.Tor.34 様式) https://www.doe.go.th/prd/assets/upload/files/alien_th/55222968e042199a87fe9803e3c7ce70.pdf
[45] 出所：外国人労働管理勅令(2017 年)およびその改定版 https://www.doe.go.th/prd/assets/upload/files/legal_th/3ad8fb156a32cbb000e303125ced6af7.pdf、労働省告示 外国人の就労を禁止する職種 https://www.doe.go.th/prd/assets/upload/files/legal_th/68c9bf9be8ce0073681f327e8455e35f.pdf

力関係や国際的な義務を考慮して設定されている。例えば、整髪師、美容師、観光ガイド、行商等は外国人が就労することが禁止されている。

表 12. 外国人労働管理勅令(2017 年)およびその改定版に基づく規制職種[46]

職種リスト	条件	職種の例
リスト 1	従事者はタイ国籍を有することが求められ、外国人の従事は厳格に禁じられている	散髪、パーマ、美容に関する業務(美容師等)、タイ楽器の製造、観光ガイド、行商(商品の売り歩き)、等
リスト 2	外国人の従事を禁止するが、タイが合意している国際協定に従った外国人の就労は例外とする。	会計管理、監査、会計サービス (一時的な内部監査業務を除く)、等
リスト 3	外国人の従事を禁止するが、雇用主を有する外国人の就労は例外とする。	農作業、畜産物などの飼育、帽子の製造、靴の製造、等
リスト 4	外国人の従事を禁止するが、雇用主を有し、かつタイ政府が外国政府との間で締結した内容に基づき、出入国管理法に従って入国を許可された外国人である場合は、その例外とする。	労働業務(肉体労働)、店頭販売業務、等

食品産業に関係する業種の例として、農作業、畜産物などの飼育を挙げることができるが、これらは労働省告示「外国人の就労を禁止する職種」のリスト 3 に含まれており、企業などに雇用される形式であれば外国人が農作業、畜産物などの飼育に従事することはできる。

また飲食店での調理については、規制される職種に含まれていないため外国人が調理師として就労することは可能である。なお、禁止されていない職種であっても就労するためにはノン・イミグラントビザ カテゴリーB および労働許可を取得していることが求められることには留意が必要である。

労働省による外国人雇用条件に関する問い合わせ先：

Department of Employment, Ministry of Labour
所在地: Mitmaitri Road, Dindaeng, Bangkok 10400
E メール: saraban@doe.go.th
Call Center: 1506 #2
ウェブサイト: https://www.doe.go.th/prd/main

3.4 法人設立について

タイで会社を設立し業務を開始するために求められる主な手続きとして、1. 商務省事業開発局へ会社登記、2. 税務署への法人所得税納税者登録、VAT 納税者登録、3. 社会保障基金への届出を挙げることができる。

3.4.1 商務省事業開発局へ登記

主に 4 つのステップ(1. 社名の予約、2.基本定款の登記、3. 設立総会の開催、4. 会社の登記)が求められる。会社設立登記に要する日数は、提出書類が揃っていれば 1 ヶ月～1 ヶ月半である。2026 年 3 月時点、会社の登記手続きは、商務省事業開発局のオンラインシステム（DBD Biz Regist）で行うことができる[47]。

[46] 出所：労働省告示「外国人の就労を禁止する職種」を基に作成
[47] 出所：商務省事業開発局 DBD Biz Regist https://edbr.dbd.go.th/、JETRO タイ 外国企業の会社設立手続き・必要書類 https://www.jetro.go.jp/world/asia/th/invest_09.html

A. 社名の予約

社名の予約は、会社の発起人によって行われる。登記する社名に類似する商号がないことを確認する。社名を管轄当局に予約申請し、類似する社名がないか、または省令で禁止する社名でなければ、新会社に使用する許可が下りる。

B. 基本定款の登記

基本定款の登記に求められる情報は、会社名、登記資本金、発行株式数、1 株当たりの額面価額、設立目的、発起人の氏名、住所、職業、国籍、出資する株式数、会社が所在する県名、取締役が負う責任である。

C. 設立総会の開催

発起人は会社設立総会を開催し、定款の採択、発起人の設立準備行為に関する承認、取締役の選任と権限の取り決め、監査員の選任、株式引受人の氏名、住所、引受株式数リストの承認、株式対価の支払いについて検討し、設立総会から承認を得なければならない。

D. 会社の登記

取締役は登記局に登記料(5,000 バーツ)を支払い、会社の登記を行う。設立総会の開催後、3 ヶ月以内に登記がされることが求められる。登記申請には以下の情報の記載が求められる。1.株主氏名、住所、職業、国籍、持ち株数、2.取締役および代表取締役の氏名、住所、職業、3.代表取締役の代表権(サイン権)の形態(単独署名か協同署名か)および署名、4. 本社および各支所の住所、5. 付属定款(株主総会、取締役会などに関する会社規則)、6. 株式により受領した初回資本金払込総額。

商務省事業開発局への会社登記に関する問い合わせ先:

Department of Business Development
所在地: 563 Nontaburi Road, Muang District, Nontaburi Province 11000
Tel: +66-2-528-7600
Hotline: 1570
E メール:bizregist@dbd.go.th
ウェブサイト: https://edbr.dbd.go.th/
または、会社が所在する地域の事業開発事務所でも問い合わせ可能

3.4.2 税務署への法人所得税納税者登録、VAT 納税者登録

会社を設立すると税務署への法人所得税納税者登録が求められる。商品販売またはサービス提供のビジネスを予定している事業者は、事前に付加価値税(VAT)の登録申請をすることができる。ただし、年間収入が 180 万バーツに達した場合、かかる時点より 30 日以内に付加価値税(VAT)登録をしなければならない[48]。

税務署への法人所得税納税者登録、VAT 納税者登録に関する問い合わせ先:

The Revenue Department

[48] 出所: 歳入局 法人所得税関連情報 https://www.rd.go.th/9292.html、付加価値税について https://www.rd.go.th/7061.html

所在地: 90 Soi Phaholyothin 7 Phaholyothin Road, Phayathai, Bangkok 10400
Tel.: +66-2617-3606～8, +66-2617-3610～13, +66-272-8018
Hotline: 1161
ウェブサイト: https://www.rd.go.th/272.html
または会社が所在地する地域の税務署でも問い合わせ可能

3.4.3 社会保障基金への届出

タイの社会保障基金は 15 歳から 60 歳までの雇用者が対象であり、タイで会社を設立し、社員を雇用した日から 30 日以内に、社会保障事務所に被雇用者の氏名、賃金等の情報を届け出しなければばならない。社会保障基金は政府、雇用主、従業員のそれぞれが、省令により定められた額を基金に対して拠出するものとなっており、会社は毎月所定の額を拠出することが求められる[49]。

社会保障事務所への届出に関する問い合わせ先:

Social Security Office
所在地: 88/28 Tiwanon Road, Talat Kwan, Mueang Nonthaburi, Nonthaburi 11000
Hotline:1506
ウェブサイト: https://www.sso.go.th/
または会社が所在地する地域の社会保障事務所でも問い合わせ可能

[49] 出所: 社会保障法 (1990 年) https://www.sso.go.th/wpr/assets/upload/files_storage/sso_th/7d900b368467d904cf25f13b46f20e21.pdf、第 4 版 (2015 年)、https://www.sso.go.th/wpr/assets/upload/files_storage/sso_th/76d23bf452521d8a0440fa49add0f1a2.pdf

4　タイにおける食品産業の概要・課題

4.1　食品製造業

4.1.1　タイの食品製造業の概要

タイ政府は食品製造業を重要な産業の一つと位置付けており、2020年に発表された第1次食品加工産業開発計画(2019～2027年)では、タイをASEANの食品加工ハブとして発展させ、2027年までに食品輸出額世界第10位以内を目指すことが目標として掲げられている。なお、2025年2月のタイ国工業連盟および食品研究所の発表によると、2024年のタイの食品の輸出額は1兆6,384億バーツとなり、世界第12位の食品の輸出国となった[50]。

第1次食品加工産業開発計画のターゲット品目としては、米、鶏肉、エビなどからの調理済み食品、オーガニック食品、ヘルシードリンク等と共に、未来食品 (Future Food)が挙げられている。未来食品とは、健康補助食品/機能性食品、バイオテクノロジーによる食品、新食品(Novel Food)、ハラール食品等を指している[51]。

工業省工場局によると、2025年タイの工場の数は7万3,996工場であり、うち農産物の一次加工品工場は5,157工場、食品工場は7,241工場、飲料工場は575工場となっている。工場全体の数は前年から0.39%の増加だが、農産物の一次加工品工場は1.47%の減少、食品工場は0.7%の増加、飲料工場は4.36%の増加となっている。

表 13. タイの工場数の推移[52]　　単位: 工場

工場の種類	2022年	2023年	2024年	2025年	増減率
農産物の一次加工品工場	5,457	5,290	5,234	5,157	-1.47
食品工場	7,013	7,059	7,191	7,241	0.70
飲料工場	502	526	551	575	4.36
その他	60,260	59,824	60,734	61,023	0.48
合計	73,232	72,699	73,710	73,996	0.39

備考:

農作物の一次加工品工場:
英語でのカテゴリー名は「Basic agro-Industry」、植物・穀物の煮沸、粉砕、製粉等、一次加工工程を行う工場が含まれている。

食品工場:
英語でのカテゴリー名は「Food」、畜産物のと畜・塩蔵・乾燥・冷凍、同調製品の製造、牛乳の殺菌、乳製品の製造、水産物の燻製・塩蔵・冷凍、同調整品の製造、農作物または畜産物からの精油、油の精製、野菜および果実の乾燥・冷凍、同調製品の製造、パン・ケーキ・スナックの製造、砂糖・シロップの精製、茶葉の乾燥・製粉、コーヒー豆の焙煎・粉砕・製粉、チョコレートの製粉およびチョコレートからの製菓、ガム・飴・アイスクリームの製造、調味料(酢、香料、等)の製造、氷の製造を行う工場が含まれている。

飲料工場:
英語でのカテゴリー名は「Beverage」、酒類関連(醸造、蒸留、混合等)、モルツおよびビール関連(モルツの粉砕・ビール製造等)、飲料水、炭酸飲料、ミネラルウォーターの製造を行う工場が含まれている。

[50] 出所: タイ現地報道 PPTV 2025年2月19日付 https://www.pptvhd36.com/wealth/economic/243176
[51] 出所: 工業経済局「第1次食品加工産業開発計画(2019～2027年)」 http://bioie.oie.go.th/oieqrcode/uploadFile/oie297475011_488591569.pdf
[52] 出所: 工業省工場局 工場関連統計 https://www.diw.go.th/webdiw/static-fac/

2026 年 1 月に発行された工業経済局による資料「2025 年工業経済情勢報告および 2026 年の傾向」によると、2025 年の食品製造業の生産指数(Manufacturing Production Index)[53]は前年から 0.7%上昇したと推計されている[54]。上昇の要因としては、タイ政府の経済刺激策による効果、農産物が豊作であったこと、輸出が成長傾向にあることなどが挙げられている。生産指数が上がった食品としては砂糖、冷凍エビ、ツナ缶、冷凍食品、ペットフードが挙げられている。

2026 年の傾向としては、食品関連製造業の生産指数は前年から 1.5%の上昇になると予測されている。特に輸出向け食品については生産が増加することが予測されており、有望な品目として鶏肉、砂糖、ペットフードが挙げられている。鶏肉(冷蔵、冷凍、加工品)はハラール認証の取得が進んでいる品目であり、市場から品質が高いと評価を受けていることから今後中東市場への輸出拡大が見込まれている。ペットフードは現在ペットへ与えるフードの質が上がり、ペットを家族の一員のように扱う傾向が強くなってきていることから今後生産拡大が予測されている。

4.1.2　タイへの食品製造工場の進出時期および理由

タイの日系食品製造工場は様々な目的をもって設立されている。今回聞き取り調査を行うことができた会社の中でタイへの進出が最も早かった加工食品メーカーA 社は、1980 年代に加工食品を製造し日本に輸出することを目的に進出した。またタイで調味料を製造している B 社は 1990 年代にタイに進出しており、当時、徐々にマクドナルドや KFC といったレストランチェーンが増えてくる様子を見て、加工食品のニーズが増える傾向を感じ取ったタイ企業からタイへの進出を誘われたことがきっかけとなり、B 社はタイで製造した調味料をタイの消費者に販売していくことを目的にタイに進出した。また食品工場向け調味料を製造している C 社は、2010 年代にタイで製造した調味料を主に東南アジアのイスラム圏の国々(マレーシア、インドネシア等)に輸出することを目的にタイ工場を設立している。このように各社のタイ工場の設立経緯は当時のタイの情勢と密接に関係する。

タイを進出先として選んだ共通の理由としては、米、砂糖、でん粉、野菜、果物、鶏肉、豚肉、エビといった原材料がタイ国内で調達できること、政治が比較的安定していること、親日的であることが多くの企業から挙げられていた。

4.1.3　タイで食品を製造していく際の課題

（規制への対応）

タイの食品製造における現在の課題として挙げられていたのは、タイ人労働者の減少、労働賃金の上昇、保健省食品医薬品委員会事務局(FDA)などタイ政府機関による規制への対応、労働者への教育である。

複数の日系企業から、タイに進出した 1980 年代、1990 年代には安価な労働力がタイにおける食品製造の強みの一つとなっていたが、現在タイ人労働者は足りず、最低賃金も年々上昇しており、労働力に対するコストが大きくなっている点が課題として挙げられている。タイ人労働者だけでは労働力が足りないため、近隣国の労働者が働いている工場も多い。

---

[53] 備考： 製造業生産指数（MPI: Manufacturing Production Index）はタイ国内における主要な工業製品の生産状況の変化を測定するための指標。

[54] 出所： 工業経済局「2025 年工業経済情勢報告および 2026 年の傾向」
https://www.oie.go.th/view/1/%E0%B8%A0%E0%B8%B2%E0%B8%A7%E0%B8%B0%E0%B8%AD%E0%B8%B8%E0%B8%95%E0%B8%AA%E0%B8%B2%E0%B8%AB%E0%B8%81%E0%B8%A3%E0%B8%A3%E0%B8%A1%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B9%84%E0%B8%95%E0%B8%A3%E0%B8%A1%E0%B8%B2%E0%B8%AA%E0%B9%81%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%9B%E0%B8%B5/TH-TH

近年、FDA、物品税局などタイの政府機関は食品に関する規制を随時、刷新、改訂しており、日系食品メーカーはこれらへの情報収集も含めて絶えず対応に苦慮している。

一部の会社は、FDA の規制の一部は難解であり従うことが難しいという点が課題と指摘している。指摘によるとFDA が食品の表示を定めている告示では、日本では定められていない食品中の減少していく成分量についても表示方法を定めているなど日本とは考え方が異なっているため、厳格に従うには大きな労力が求められる。

また飲料に対して課せられている税金の一つとして、飲料に含まれている砂糖の量に従って課税される物品税が挙げられるが、この制度は税率が 4 フェーズで調整され、その税率引き上げタイミングは何度も延期になり、日系食品メーカーからは情報収集および対応に苦労したとの指摘があった。今後もタイでは食品に関する新しい規制の施行が複数予定されており、タイの食品関係者は情報収集および規制への対応準備を求められている。

菓子メーカーD 社はタイで菓子の製造を始めた際の大きな課題として、生産に携わるスタッフの教育を挙げている。約 10 年前に設立した現地食品製造工場の操業開始当初、タイ人労働者の食品製造に対する意識や勤務態度は日本側の期待水準に達していなかった。日本側が求める食品衛生の概念を理解し、衛生的な作業を実践できるようになるまでには長い時間を要したという。なお、現在ではタイ人労働者への教育は徹底され、衛生管理への意識は高く、タイ側パートナー企業のみで生産・衛生管理が行えるようになっており、日本からの駐在員派遣は不要となった。

（タイ人の嗜好への対応）

今回の聞き取り調査では複数の日系食品製造工場から今後の方針として「タイ国内での販売を増やす」という方向性が挙げられていたが、同時にタイ国内で販売する際の難しさも複数の観点から挙げられていた。

まずタイ国内での販売全体の課題として挙げられていたのは、タイ人の嗜好に合わせた風味の調整、タイのローカル食品メーカーとの価格面の競合、タイのニーズに合わせた品質の調整である。タイで食品の製造・販売をしている日系食品メーカーの多くは、日本国内で販売している商品の味にとらわれず、タイ人の嗜好に合わせた商品を開発することが必要とコメントしている。

また、タイのローカル食品メーカーは価格を低く抑えた食品を販売していることが多く、日系食品メーカーの多くは高い品質、他社製品にはない機能性など、付加価値を付けることでローカル食品メーカーと差別化を図っている。

一部の企業からは日本国内で求められている品質をタイで提供しようとすると、現時点のタイにおいてはオーバースペックでハイコストな商品となってしまう可能性が指摘された。日本品質を維持しつつ、タイで求められている品質・規格に調整するという視点が求められている。

タイ国内での食品製造・販売全体に関するコメント

消費者向け加工食品メーカーA 社	タイのローカル企業が作る食品は、往々にして価格が低く抑えられており価格面での競合が厳しい。
消費者向け健康食品メーカーB 社	タイで販売する商品は日本の本社ではなく、タイの R&D 拠点で研究・開発を進めている。タイで売る商品はタイ現地で開発し、タイ人消費者のニーズに合うようにデザインするべきだ。
消費者向け菓子メーカーC 社	タイで売るためにはタイ人の味覚に合わせた商品を作らなければならない。日本で売れている味に従って塩味を少し強くすると、タイ人からは「塩辛い」と評されてしまう。日本で売れている味が正しいわけではない。

消費者向け菓子メーカーD社:	日本で求められる品質、賞味期限などは、タイの市場においてはオーバースペックとなっていることがある。タイで売る商品は、タイで求められる品質、賞味期限に調整するべきだ。今後、タイで求められる品質が高くなってくれば、その時に、より高い品質の商品を提供すれば良い。
消費者向け菓子メーカーE社:	タイで食品を売っていくためには、少しでも必要なコストを減らすためにタイの市場で求められていない不必要な要素を見極めて、取り除かなければならない。タイの市場で求められている要素、求められていない要素を見極めることが重要だ。

4.1.4 モダントレードおよびトラディショナルトレードでの販売における課題

タイの食品小売業はモダントレードとトラディショナルトレードの 2 つに大別される。モダントレードは大企業による多店舗展開を進めるスーパーマーケット等の近代的な小売業であり、タイの大手企業が多店舗展開を進めているスーパーマーケット、コンビニエンスストア等が該当する。トラディショナルトレードは市場の食品店やパパママショップと呼ばれるような小規模な商店を指す。それぞれの市場で販売していく際には、異なった課題があると指摘されている。

タイで製造した食品をモダントレードで販売していく際の課題としては、小売店から求められる商品の導入費への対応、販売プロモーションへの対応が挙げられていた。また、トラディショナルトレードで販売する際の課題としては、市場の食品店など小規模店舗への流通を確保するための卸売業者の設定、冷房が完備されたモダントレードとは異なる販売環境（衛生管理、気温、外気、商品温度、商品説明など）への対応など、モダントレードでの販売とは異なった点が課題として挙げられていた。以下、一部のコメントを紹介する。

モダントレード上の注意点

消費者向け加工食品メーカーA 社	モダントレードでは、販売プロモーションの要求が多い。特に「Buy 1 Get 1 Free」のプロモーションを求められる。50%と大幅な値下げとなってしまうため販売価格を設定する時点から、この様なプロモーションの要求があることを認識しておくことが必要。また、棚確保のための商品の導入費が求められることが多い。導入費は高額であることが多く、販売する店舗数によって異なってくる。確実に販売できるエリアに絞って販売を開始するなど詳細を検討している。
消費者向け加工食品メーカーB 社	商談をする際にはスピードが求められる。バイヤーが商品を採用するかどうかはその場で決めてくる。どの様な質問が出てくるかを予測して、すぐに答えられるようにしている。

トラディショナルトレード上の注意点

消費者向け加工食品メーカーA 社	トラディショナルトレードへの売り込みは対応しなければならない顧客の数が多く、卸売業者を設定して売り込むことが必要だ。トラディショナルトレードではモダントレードとは異なった環境で商品が陳列されることがある。高温な環境で長期間保管されたり、直射日光にさらされた状態で陳列されてしまうこともある。トラディショナルトレードで販売する場合は、このようにモダントレードとは異なった環境で流通される可能性も考慮している。

消費者向け加工食品メーカーB 社	タイ国内での販売量を増やすためにはバンコク以外の地方で売ることが必要だが、バンコクと地方では消費者の所得や食生活が大きく異なる。現在バンコクで売っている価格では地方では売れない。もっとコストダウンをして販売価格を下げなければならない。また地方では消費者が知っている食品のバラエティーがまだ少ない。地方で販売する食品は、すでに地方で浸透しているものにしている。

4.1.5 タイの日系食品製造工場の新たな視点

タイの日系食品製造工場の多くが今後の事業拡大の方向性として、タイ国内での販売拡大、日本品質を維持しつつ安価であり、かつ付加価値のある商品の開発を挙げていた。その他、今回の聞き取り調査では複数の会社が、以下のことを挙げていた。

・タイ国内での販売と第三国への輸出拡大

・バンコクだけでなくタイ地方への販売拡大

・タイ国内のムスリムや周辺国への輸出拡大のためのハラール認証取得

・少子高齢化や世帯の小規模化による高齢者向けの食品の開発、パッケージサイズの調整

以下、コメントの一部を紹介する。

日系食品メーカーの新たな視点

加工食品メーカーA 社	現在は生産の大部分を日本向けに輸出しているが、今後はタイ国内販売および第三国への輸出を増やしていく。現状、タイ国内ではバンコクおよび近郊で販売しているが、今後は地方への販売も進めていく。第三国への輸出については、輸出先候補のニーズに沿った商品を開発し提案していく。
調味料メーカーB 社	現在、すでにタイ全国で商品を販売しているが、今後はさらに地方での販売拡大を進めていく。そのためには地方におけるブランドの認知度を上げることが必要だ。また、今後のタイは日本と同じように高齢者が増えていくため、高齢者に向けた商品も開発していく予定だ。
食品工場向け調味料メーカーC 社	タイ国内での販売拡大や海外市場の拡大とともに市場全体を大きくしていかないといけないが、最優先事項は、海外のハラール市場の開拓だ。タイ国内の人口については減少傾向に転じると予測しており、今後は国内市場よりも海外を重視する予定だ。
飲料メーカーD 社	タイでは少子高齢化が進みつつあり、今後は高単価で機能性を有する製品を開発していく。なお、タイには外国人観光客や外国人労働者も多いため、これらをターゲットとした商品も可能性があると考えている。現在はタイ国内でのみ販売しているが、今後はインドや中国など第三国への輸出も検討している。
調味料メーカーE 社	現在生産しているのは伝統的な日本の調味料だが、今後はタイ料理や韓国料理といった他国料理の調味料の生産拡大を検討している。また、フリーズドライなど新しい加工技術を使うことで、消費者にとってより使いやすい商品を提供できるようにする。加えて、タイ人は世帯の小規模化が進んでおり、パッケージサイズは小さく調整していく。

4.1.6 タイの食品製造業に求められる申請・許可

タイで食品製造業を営むためには、関連するタイ政府機関への許可申請が求められる。本項では食品製造に関する申請手続きを解説する。タイにおける食品製造工場の設立において事業者が従わなければならない主な法律は食品法（タイ保健省）と工場法（タイ工業省）である。

表 14. 食品製造に関する主な法律

関連する主な法律	取得が求められる許可	所管
食品法(1979 年)	「工場に該当しない食品製造施設番号証」（Sor. Bor. 1/1 様式）、または「食品製造工場許可証」（Oor. 2 様式）。求められる許可は食品製造施設の規模によって異なる。	保健省食品医薬品委員会事務局（FDA）
工場法(1992 年)	第 2 種工場操業届出証（Ror. Ngor. 2 様式）、または工場操業許可証（Ror. Ngor. 4 様式）。求められる許可は工場の種類および規模によって異なる。	工業省工場局

備考: その他関連する法律

公衆衛生法(1992 年): 周辺住民の健康・安全に影響を及ぼすと考えられる事業は「健康に有害な恐れのある事業運営許可証」の取得が求められる。事業が対象に該当するかどうかなど詳細は告示「健康に有害な恐れのある事業」(2015 年)および改定版[55]を参照

都市計画法(2019 年): 事業者が新しい施設を建設する場合は、その地域で施設の建築が認められているかどうかを確認することが求められる。詳細は都市計画法(2019 年)[56]を参照。

建築物管理法(1979 年): 建築物を建設、増築する場合には、建築物管理法およびその関連法規に従うことが求められる。規制内容など詳細は建築物管理法(1979 年)[57]を参照。

4.1.6.1 食品法に従い求められる申請・許可

食品を製造する施設を設立する際には、施設の規模に応じて、以下のいずれかの申請および許可の取得が求められる[58]。タイの工場法では工場の定義を「製造に使用する機械が 50 馬力以上、または従業員数が 50 人以上の施設」しており、これに該当しない食品製造施設は「工場に該当しない食品製造施設」と称される。

1. 工場に該当しない食品製造施設番号証（Sor.Bor.1/1 様式）

   食品製造に使用する器具および機械が 50 馬力未満、かつ従業員数が 50 人未満の食品製造施設に申請および許可の取得が求められる。

2. 食品製造工場許可証（Oor.2 様式）

   食品製造に使用する器具および機械が 50 馬力以上、または従業員数が 50 人以上の食品製造施設に申請および許可の取得が求められる。

---

[55] 出所: 「健康に有害な恐れのある事業」(2015 年)および改定版 https://laws.anamai.moph.go.th/th/doh-annuance/download/?did=204315&id=71634&reload=、第 4 版 https://laws.anamai.moph.go.th/th/doh-annuance/download/?did=222737&id=130724&reload=

[56] 出所: 都市計画法(2019 年) https://www.dpt.go.th/dpt_law_download/law-2562.pdf

[57] 出所: 建築物管理法(1979 年) https://www.dpt.go.th/dpt_law_download/law-2522.pdf

[58] 出所: 食品医薬品委員会事務局「食品製造施設の許可申請について」 https://food.fda.moph.go.th/for-entrepreneurs/production-premise

4.1.6.1.1 食品製造施設の許可申請前の準備[59]

食品を製造する施設は、製造する食品の種類に応じて、以下の省令および告示に規定されている内容に従うことが求められる。それぞれの省令および告示では施設に求められる立地条件、建物、食品製造に使用する機械、設備、ツール、製造工程管理、公衆衛生、作業員の衛生等、従うべき基準が規定されている。

1. 食塩を製造する施設は、食塩に関する保健省告示および省令第 1 号に従うこと。
2. 特定の生鮮野菜および果実（保健省告示第 386 号に基づく生鮮青果物）を取り扱う施設は、保健省告示第 386 号「特定生鮮野菜または果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」に従うこと。
3. 上記 1 および 2 以外の食品を製造する施設は、保健省告示第 420 号「食品の製造方法、製造におけるツール、用具及び保管」に従うこと。

4.1.6.1.2 食品製造施設の許可申請手順

A. 食品製造施設の監査申請[60]

食品製造施設の許可申請の前に監査申請を行うことが求められる。手順は以下の通り。

1. タイ政府のデジタルサービスシステムにアクセスするための「Open ID」の作成：デジタル政府開発事務局のウェブサイト（https://connect.egov.go.th/）にて e-Submission システムを利用するためのアカウントを作成する。
2. e-Submission システム利用権限の申請：施設がバンコクにある場合は食品医薬品委員会事務局（FDA）に利用権限の有効化申請のうえ、必要書類を提出する。食品製造施設が地方にある場合は、その県の保健事務所に申請すること。担当官は申請を受理するとマスターデータ（MASTER DATA）を作成し、3 営業日以内にシステム利用権限が承認される。

必要書類：

- 申請者への委任状（30 バーツの収入印紙を貼付すること）
- 申請者の身分証明書写し（外国人の場合はパスポートおよび労働許可証の写し）
- 外資比率が 50%以上の会社の場合、外国人事業ライセンスまたは BOI による投資奨励証書の写し
- 会社の署名権限者の身分証明書、またはパスポートの写し（申請者と同一人物である場合は不要）
- 法人登記証明書の写し
- 委任状および委任を受ける者の身分証明書写し（申請者以外の者にシステムを利用させる場合。30 バーツの収入印紙を貼付すること）
- 食品製造施設および食品保管施設の住居登録証の写し、または使用同意書（申請者が所有権を有しない場合）

---

[59] 出所：食品医薬品委員会事務局「食品製造施設の許可申請について」
https://food.fda.moph.go.th/for-entrepreneurs/production-premise

[60] 出所：食品製造許可申請のための食品製造施設および保管施設申請チェックリスト：
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512454140853624832&name=e-sub_1.1.1.pdf、
食品製造施設監査申請 e-submission システム事業者用マニュアル（User Manual）：
https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=513129183245901824&name=PRODUCE_RCV.pdf

3. e-Submission システム（https://privus.fda.moph.go.th/ ）にログインし、食品製造施設の監査申請(システム内で情報を入力)を行う。オンラインで監査申請料初期経費 3,000 バーツを支払う。
4. 担当者と監査日程を決める。監査が行われると食品製造施設監査結果報告書（Audit Report）が発行される。
5. 監査費用を支払う。料金は機械の馬力および作業員数に応じて 3,000～20,000 バーツの間で設定される。支払い後、電子形式の食品製造施設監査結果報告書を受け取る。

審査に要する期間：10 営業日[61]

B. 食品製造施設の許可申請[62]

担当官による施設の監査が完了した後に、e-Submission システム（https://privus.fda.moph.go.th/）を通じて、「食品製造工場許可証（Orr.2 様式）」、または「工場に該当しない食品製造施設番号証（Sor.Bor.1/1 様式）」の申請を行う。必要書類は以下の通り。

必要書類[63]：
- 食品製造工場設立許可申請書（Orr.1 様式）、または工場に該当しない食品製造施設番号申請書（Sor.Bor.1 様式）、いずれか該当するもの
- 食品製造施設監査結果報告書
- 地図、配置図、設計図面
- その他製造に関連する書類（機械一覧、電子機器、製造設備、製造工程、食品製造用水の供給源など）
- GMP 規定により定められた書類一式
- 製造施設のカラー写真
- 委任状、委任者および受任者の身分証明書写し（委任する場合）

審査に要する期間[64]：6 営業日

申請費用[65]：
1. 申請審査料
   - 工場に該当しない食品製造施設番号申請書（Sor.Bor.1 様式）：1,000 バーツ
   - 食品製造工場設立許可申請書（Orr.1 様式）：2,000 バーツ
2. 許可証発行手数料（食品製造工場許可証（Orr.2 様式）の発行にのみ求められる）：3,000～10,000 バーツ ※機械の馬力および作業員数により設定される。

---

61 出所：国民用マニュアルに基づく許可審査期間 https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=511588379696177152&name=time.pdf
62 出所：食品製造所の許可申請について：https://food.fda.moph.go.th/for-entrepreneurs/production-premise
63 出所：食品製造許可のための製造所および保管場所査定申請チェックリスト：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=512454140853624832&name=e-sub_1.1.1.pdf
64 出所：国民向けマニュアルに基づく許認可審査期間：https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=511588379696177152&name=time.pdf
65 出所：食品関連の許認可審査プロセスにおいて発生する費用まとめ https://food.fda.moph.go.th/media.php?id=470832518736781312&name=costs.pdf

食品法に従った食品製造施設の許可申請に関する問い合わせ先：

バンコク都内で設立する場合：

Food and Drug Administration, Ministry of Public Health

所在地: 88/24 Tiwanon Road, Talat Khwan, Mueang Nonthaburi, Nonthaburi, Thailand 11000

E メール: food@fda.moph.go.th

Tel: +66-2-590-7000, +66-2-590-7320

ウェブサイト: https://food.fda.moph.go.th/

バンコク以外の県で設立する場合：

各県の衛生事務所に問い合わせることが可能

4.1.6.2 工場法に従い求められる許可申請[66]

工場法に基づき工場は地域の住民および環境へ影響を与えるリスクと工場の規模によって、3 つのカテゴリーに分けられている。食品法のように規模に応じて、施設と工場に分けておらず、すべて工場と分類されている。

・第 3 種工場： 工場の設立前に工場操業許可証（Ror.Ngor.4 様式）を取得しなければならず事業開始前には担当官への届出が求められる。

・第 2 種工場： 事業を開始する前に担当官への届出が求められる。

・第 1 種工場： 事業者の希望に応じて事業運営を開始することが可能。

なお、工場の種類、規模については、「工場の区分・種類・規模の設定に関する省令」と、その改正版によって規定されている[67]。製造する品目と工場の規模によって該当するカテゴリーが設定されており、例を挙げると、チョコレートおよびチョコレート菓子を製造する工場は、製造機械が 75 馬力以下、作業員が 75 人以下の場合は、第 2 種工場とされ、製造機械が 75 馬力超、従業員数が 75 人超の場合は、第 3 種工場とされる。一方、食用酢を製造する工場は、製造機械の馬力、従業員数は問われず、全て第 3 種工場とされる。

食品製造工場が従うことが求められる、工場の立地条件、環境、工場の建物、機械・装置の種類、工場内に持ち込まれる物、工場で勤務する作業員、環境に影響を与える廃棄物や汚染物質の排出管理、工場運営の安全性に関する規定は、工場法に基づく「工業省省令第 2 号」（1992 年）およびその改正版により定められている[68]。

4.1.6.2.1 第 2 種工場事業開始の届出 [69]

第 2 種工場に該当する工場は工場操業許可証の申請は求められないが、事業を開始する前に管轄の政府機関に対して第 2 種工場操業届出書（Ror.Ngor.1 様式）を提出し、第 2 種工場操業届出証（Ror.Ngor.2 様式）を受け取らなければならない。届出の方法は「第 2 種工場事業の届出および届出受理に関する省令(2021 年)」に従うものとする。

---

66 出所： 工場法(1992 年)： http://law.industry.go.th/laws/file/59197

67 出所： 工場の区分・種類・規模の設定に関する省令(2020 年)：http://law.industry.go.th/laws/file/59202、
第 2 版（2021 年）：https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17176736.pdf、
第 3 版（2024 年）：https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/55768.pdf

68 出所： 工場法に基づく省令第 2 号（1992 年）およびその改正版：http://law.industry.go.th/laws/file/59211

69 出所： 第 2 種工場事業の届出および届出受理に関する省令(2021 年)
https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17173128.pdf

届出場所: 工場局、または各県の工業事務所

必要書類:

- 第 2 種工場操業届出書（Ror.Ngor.1 様式）: https://www.diw.go.th/webdiw/form-allow-fac/
- 国民身分証の写し
- 法人登記証明書の写し
- 工場敷地および周辺の建造物の概略図
- 機械設置図面
- その他、担当官が要請する書類

審査に要する期間: 1 営業日

4.1.6.2.2 第 3 種工場操業許可の申請

A. パブリックヒアリング実施申請書の申請

第 3 種工場に該当する工場の設立を希望する事業者は、工場が所在する地域の行政機関(工場局、または各県の工業事務所)に対し、工場設立に関するパブリックヒアリング実施申請書を提出しなければならない。行政機関の担当官は申請を受けると、地域の住民に対して工場設立に対する意見を募り、その結果をまとめた「パブリックヒアリング結果報告書」を事業者に発行する[70]。

B. 工場操業許可の申請

事業者はパブリックヒアリング結果報告書が発行されてから、45 日以内に工場操業許可申請書（Ror.Ngor.3 様式）をパブリックヒアリング結果報告書およびその他必要書類と共に提出しなければならない。申請方法は「第 3 種工場に関する許可申請および許可の基準を定める省令(2021 年)」の規定に従うこと。担当官は申請書類およびパブリックヒアリング結果報告書の内容を基に工場設立許可の可否を審査する。審査の結果、工場設立が許可されると、工場操業許可証（Ror.Ngor.4 様式）が発行される[71]。

提出場所: 工場局、または各県の工業事務所

必要書類:

- 工場操業許可申請書（Ror.Ngor.3 様式）(様式：https://www.diw.go.th/webdiw/download-form/) およびパブリックヒアリング結果報告書
- 戸籍謄本の写し
- 国民身分証の写し
- 法人登記証明書の写し

---

[70] 出所: 工場法に基づく工場事業開始届、工場操業許可、工場拡張許可の検討における住民の意見聴取に関する工業省規則（第 2 版）2014 年 https://www.diw.go.th/webdiw/wp-content/uploads/2021/07/law-fac-30062557.pdf、一般申請書（パブリックヒアリング用）https://www.diw.go.th/webdiw/form-allow-fac/、新規設立・拡張の第 3 種工場許可申請手順 https://www.diw.go.th/webdiw/wp-content/uploads/2021/07/step1.pdf

[71] 出所: 工場法 http://law.industry.go.th/laws/file/59197、工業省省令 第 3 種工場に関する許可申請および関連する許可(2021 年) https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17162068.pdf

- 工場敷地内の建造物配置図および機械設置図
- 工場建物の設計図
- 工場操業に起因する迷惑行為、損害、危険の防止策、廃棄物・汚染物質、その他環境に影響を及ぼすものの管理方法の詳細を説明した図面および説明書。説明書にはエンジニアによる署名があること。
- その他、担当官が提出を求める書類(土地の所有権に関する書類など)

有効期限: 5年

事業者は工場操業許可証を取得し、工場の建設を完了した後、事業を開始する15日前までに、担当官に対して第3種工場操業開始届を提出しなければならない。なお、事業者が安全面などの観点から製造工程の試運転(本格操業前の試験稼働)を希望する場合には、工場局または各県の工業事務所に申請することにより、最大60日間の試運転を行うことができる[72]。

工場法に従った工場設立に関する問い合わせ先:

Department of Industrial Works
所在地: 5/6 Rama VI Road, Thung Phaya Thai, Ratchathewi, Bangkok 10400
Eメール: saraban@diw.mail.go.th
Tel: +66-2-430-6300
Call Center: 1564
ウェブサイト: https://www.diw.go.th/webdiw/

4.1.6.3 食品法に従った食品販売に関する許可申請

食品製造工場で製造した食品を販売するためは、食品法に従った商品登録、表示などの許可申請が求められる。求められる許可申請の内容は販売する食品の種類によって異なる。食品の販売に関する許可の申請については、ジェトロ・バンコク事務所および農林水産物・食品 輸出支援プラットフォームが作成している「タイにおける食品輸入規制及び手続等ガイドブック」を参照。タイの食品輸入規制についてまとめたガイドブックであり、食品法に基づいた食品分類、各食品に求められる登録、食品に求められる表示など、多くの情報がまとめられている。

タイの農林水産物・食品の輸出支援ポータルのページ: https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/th/
「タイにおける食品輸入規制及び手続等ガイドブック」PDFファイルへのリンク:
https://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokkyo/attach/pdf/platform-367.pdf

[72] 出所: 工場法(1992年) http://law.industry.go.th/laws/file/59197、工業省省令 機械の試運転に関する基準、方法、条件の規定 (2010年) https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/1862745.pdf、新規設立・工場拡張における第3種工場許可申請手順 https://www.diw.go.th/webdiw/wp-content/uploads/2021/07/step1.pdf

4.1.7 タイから他国への輸出において使用する原産地証明書の申請

タイから食品を輸出する際には、原産地証明書を取得することが求められる。原産地証明書には、減税目的ではなく産地の証明のみを目的とする「一般原産地証明書」と、経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)に基づいた関税の優遇措置を受けるため使用する「合意に基づく関税引き下げ申請用原産地証明書」がある。

EPA や FTA に基づき関税を引き下げるために「合意に基づく関税引き下げ申請用原産地証明書」を取得するためには、輸出する物品が各協定で設定されている原産地規則に従っていることが求められる。各協定の原産地規則は外国貿易局のウェブサイトページ「FTA および GSP に基づく貿易特恵情報」(https://www.dft.go.th/th-th/dft-service-data-privilege)に掲載されている各協定の詳細ページにて確認することができる。また不明な点などあれば協定毎に設けられている問い合わせ先にて確認することができる[73]。

原産地証明書の申請手続き:

外国貿易局における原産地証明書の申請手続きは以下の通り。

1. 協定関税の適用を受ける品目を原産地証明発給システム(https://edi.dft.go.th/Default.aspx?tabid=59)にて確認する。
2. 輸出・輸入業者カード、または代理人身分証明カードを事業者登録システム(https://reg-users.dft.go.th/)で申請する。
3. 原産地証明書発給を申請する。輸出または輸入する品目に応じて商品の特性検査申請様式に詳細を記入する[74]。
    a. HS コード 01～24: 以下のリンクにて様式をダウンロードし様式を記入する。
    https://drive.google.com/drive/folders/1O74JvRzNEB2BJamazUshyPCn_DzHEI-L
    b. HS コード 25～97:以下のリンクにて商品の特性検査を申請する。
    https://roversplus.dft.go.th/public/
4. 特性検査に合格すれば、以下のいずれかのシステムにて原産地証明書の発給を申請する[75]。
    a. EDI システム: 使用できるフォーム Form ASEAN - India (AI), Form Thai – India 等
    b. DFT SMART C/O システム: 使用できるフォーム e-Form D (ASEAN), e – CO JTEPA 等
    ※ 申請する様式がどのシステムで申請しなければならないかは https://edi.dft.go.th/ にて確認することができる。
5. 申請に求められる書類
    a. インボイス
    b. 積荷証券 B/L, AWB
    c. 商品特性検査結果証明書

原産地証明書の発給に関する詳細の問い合わせ先:

Department of Foreign Trade

---

[73] 出所: 外国貿易局 電子システムによる原産地証明書の申請 https://www.dft.go.th/Portals/0/ข่าวสาร/ดาวน์โหลดเอกสารสัมมนา/สิทธิประโยชน์ทางการค้า/ชลบุรี/1_13122561.pdf、外国貿易局 FTA および GSP に基づく貿易特恵情報 https://www.dft.go.th/th-th/dft-service-data-Privilege、外国貿易局問い合わせ窓口 1385 への電話での確認

[74] 出所: 外国貿易局における原産地証明書の申請手続き https://edi.dft.go.th/LinkClick.aspx?fileticket=BWgMc7jmphs%3d&tabid=37

[75] 出所: 原産地証明書発給サービスシステム https://edi.dft.go.th/

Bureau of Foreign Trade Services
所在地：3rd Floor 563 Nonthaburi Road, Bangkrasor, Meung Nonthaburi, Nonthaburi 11000
Tel. +66-2-547-4827, +66-2-547-4832
ウェブサイト：https://edi.dft.go.th/Default.aspx?tabid=37

4.2 飲食業

4.2.1 タイの飲食業の概要

タイの飲食業の市場規模は新型コロナウイルスの感染拡大の影響によって一時期停滞していたが、2022 年以降は成長を続けている。サイアム商業銀行 経済ビジネス研究センター(SCB EIC)によると、タイの飲食業の 2025 年の市場規模は 6,750 億バーツであり、2026 年は 3.2％成長し 6,970 億バーツになると予測されている[76]。近年の飲食業のトレンドとして健康志向の高まり、飲食店での顧客体験の重視、コストパフォーマンスの追求が挙げられている。一方、課題は不安定なタイの政治・経済、飲食店のコスト増加、労働力不足、飲食店間の競争激化が挙げられている。

日本食レストランの概要

ジェトロ・バンコク事務所では毎年タイの日本食レストラン調査を実施しており、それによると近年タイの日本食レストランの数は増加を続けてきたが、2025 年の店舗数は前年から 2.2％減少し 5,781 店舗となった。地域による内訳はバンコクが 2,609 店舗、バンコク近郊が 846 店舗、地方が 2,326 店舗である。調査が始められた当初は店舗の大部分がバンコクに集中していたが、2018 年頃からバンコク近郊および地方の店舗が増え始め、2021 年以降はバンコクよりも、その他の地方の方が店舗数が多い状態となっている。2025 年度調査の関係者への聞き取り調査では、タイ人消費者の日本食に関する知識・経験値は増えており「日本食であること」だけでは差別化要因になりづらく、産地、品質、ストーリーによる差別化が求められる傾向があるとされている。

[76] 出所：サイアム商業銀行 経済ビジネス研究センター2025 年 11 月報告「Wholesale and retail trade & Food service」
https://www.scbeic.com/th/detail/product/WR-Restaurant-Industry-201125

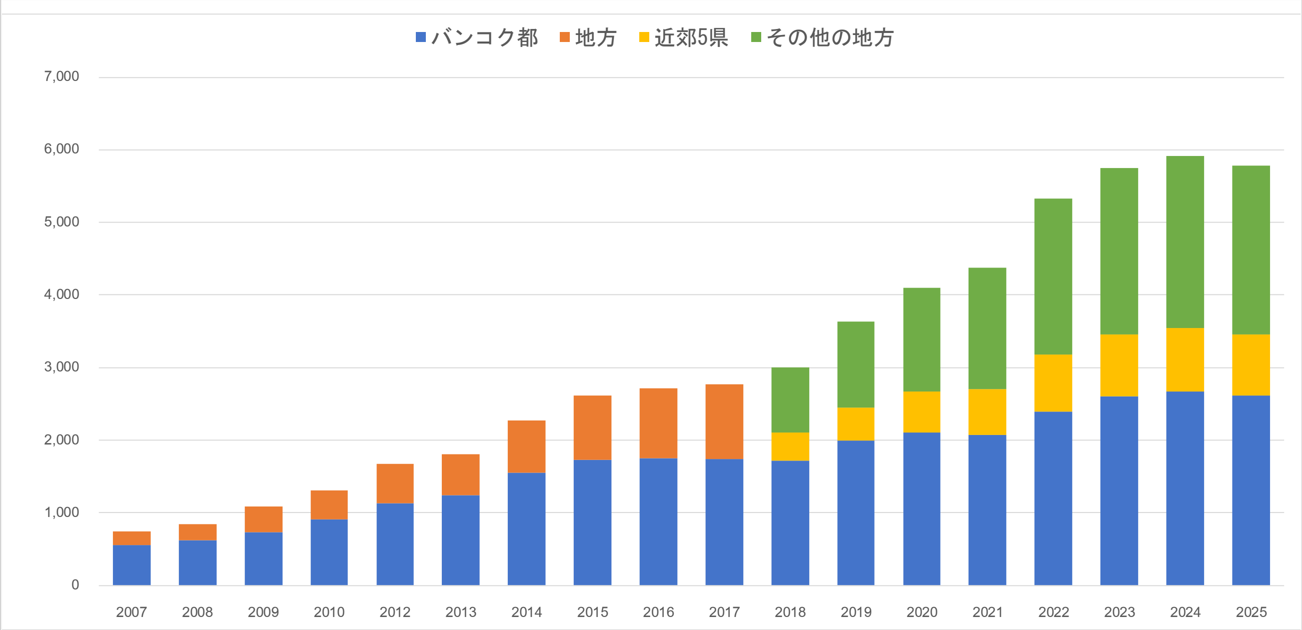

	2007	2008	2009	2010	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
地方	190	215	355	394	548	565	721	891	961	1,034	903	1,189	1,425	1,671	2,147	2,299	2,371	2,326
近郊5県											383	455	564	626	784	850	873	846
バンコク都	555	625	729	913	1,128	1,241	1,553	1,728	1,752	1,740	1,718	1,993	2,105	2,073	2,394	2,602	2,672	2,609
合計	745	840	1,084	1,307	1,676	1,806	2,274	2,619	2,713	2,774	3,004	3,637	4,094	4,370	5,325	5,751	5,916	5,781

図 5. タイにおける日本食レストラン数の推移[77]

4.2.2　飲食業に求められる申請・許可

タイで飲食店を設立するために従うことが求められている法律は複数ある。申請および取得が求められる主な許可は以下の通り。

[77] 出所：JETRO バンコク事務所 2025 年度タイ国日本食レストラン調査を元に作成

表 15. 飲食店の設立に関する法律

法律	取得が求められる許可	所管	備考
公衆衛生法(1992 年)	食品販売施設設立許可、または食品販売施設設立届出受領証	保健省 衛生局	飲食店を設立する際は例外なく求められる
物品税法(2017 年)	第 2 種酒類販売許可	財務省 物品税局	アルコール飲料の販売を行う場合、求められる
娯楽施設法(1966 年)	娯楽施設設立許可	内務省 行政局	店舗が娯楽施設法第 3 条の定義に該当する場合、求められる

備考: その他関連する法律

公衆衛生法(1992 年): 周辺住民の健康・安全に影響を及ぼすと考えられる事業は「健康に有害な恐れのある事業運営許可証」の取得が求められる。事業が対象に該当するかどうかなど詳細は告示「健康に有害な恐れのある事業」(2015 年)および改定版[78]を参照。

都市計画法(2019 年): 事業者が新しい施設を建設する場合は、その地域で施設の建築が認められているかどうかを確認することが求められる。詳細は都市計画法(2019 年)[79]を参照。

建築物管理法(1979 年): 建築物を建設、増築する場合には、建築物管理法およびその関連法規に従うことが求められる。規制内容など詳細は建築物管理法(1979 年)[80]を参照。

4.2.2.1 公衆衛生法に基づく許可申請

公衆衛生法(1992 年)に基づき飲食店に対して申請が義務付けられている許可証は、店舗の面積によって異なる。

A. 食品販売施設設立許可証:

面積が 200 平方メートルを超える広さの食品販売施設を設立する場合に求められる。食品販売施設を設立する前に、保健省衛生局または地方自治体に対して許可申請を行わなければならない。

B. 食品販売施設設立届出受領証:

建物内、または土地において面積が 200 平方メートル以下の広さの食品販売施設を設立する場合に求められる。許可の申請を行う必要はないが、食品販売施設を設立する前に、担当官へ届出を行い、届出の受領証を取得しなければならない。

許可の申請、または届出受領証の申請様式は、保健省衛生局のウェブサイト(https://laws.anamai.moph.go.th/th/mnl-ppl-2558)よりダウンロードすることができる。申請先はバンコクの場合は各区役所、他県の場合は各地域の衛生事務所となる[81]。飲食店および小売店の衛生条件は「保健省省令 食品販売場所の衛生基準[82]」で規定さ

[78] 出所: 「健康に有害な恐れのある事業」(2015 年)および改定版 https://laws.anamai.moph.go.th/th/doh-annuance/download/?did=204315&id=71634&reload=、第 4 版 https://laws.anamai.moph.go.th/th/doh-annuance/download/?did=222737&id=130724&reload=

[79] 出所: 都市計画法(2019 年) https://www.dpt.go.th/dpt_law_download/law-2562.pdf

[80] 出所: 建築物管理法(1979 年) https://www.dpt.go.th/dpt_law_download/law-2522.pdf

[81] 出所: 保健省衛生局法律集: 公衆衛生法 https://laws.anamai.moph.go.th/th/menu211new、政府機関への許可手続簡素化法に基づく国民用マニュアル(2015 年) https://laws.anamai.moph.go.th/th/mnl-ppl-2558

[82] 出所: 保健省省令 食物販売所の衛生基準(2018 年) https://laws.anamai.moph.go.th/th/ministry-rule/download/?did=204266&id=71586&reload=

れており、これに従うことが求められる。申請後、担当官による検査が行われ検査に合格した場合は許可証、または届出受領証が交付される。これらの書類は店舗内に掲示しておくことが求められる。

公衆衛生法に基づく飲食店設立申請に関する問い合わせ先：

Department of Health, Ministry of Public Health
所在地：88/22 Moo.4 Tiwanon Road, Talat Khwan, Mueang Nonthaburi, Nonthaburi, Thailand 11000
Tel: +66-2-590-4000
E メール: mailmaster@anamai.mail.go.th
ウェブサイト: https://www.anamai.moph.go.th/th

4.2.2.2 物品税法に基づく酒類販売許可申請

物品税法(2017 年)は、施設内でアルコール飲料を販売する事業者の許可申請および取得を義務付けている。酒類販売許可は 2 つの種類に分かれている。第 1 種は一度に 10 リットル以上の酒類を販売する場合に適用され、第 2 種は一度に 10 リットル未満の酒類を販売する場合に適用される。許可証の有効期限は許可を受けた日から 1 年間である[83]。

酒類販売許可の申請手続き[84]

申請場所：施設が所在する地域の物品税事務所、またはデジタル政府開発事務局の Biz Portal システム（https://bizportal.go.th/）を通じたオンライン申請も可能

必要書類：

- 酒類販売許可申請書（Phor. Sor. 08-05 様式）
- 法人登記証明書の写し（発行から 6 ヶ月以内のもの）
- 販売場所の住居登録証の写し
- 賃貸契約書および貸主による酒類販売同意書（施設を賃借している場合）
- 酒類販売場所および周辺地域の平面図
- 委任状、委任者および受任者の身分証明書の写し（代理人が手続きを行う場合）

手数料[85]：

- 第 1 種：年間 5,500 バーツ（許可証手数料 5,000 バーツ ＋ 地方税 10%）
- 第 2 種：付加価値税（VAT）登録事業者は年間 2,200 バーツ（手数料 2,000 バーツ ＋ 地方税 10%）、付加価値税（VAT）未登録事業者は年間 330 バーツ（手数料 300 バーツ ＋ 地方税 10%）

---

[83] 出所：物品税法(2017 年) https://lawelcs.excise.go.th/api/api/pdfviewer/6542、財務省省令 酒類の販売許可 (2017 年) https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/2119892.pdf、第 2 版(2022 年) https://lawelcs.excise.go.th/api/api/pdfviewer/4210

[84] 出所：物品税局告示 酒類、たばこ、トランプの許可証交付に関する基準および方法 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/17229129.pdf、第 3 版 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/63983.pdf

[85] 出所：財務省省令 物品税法に基づく許可手数料の規定および免除(2017 年) https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/2119901.pdf、第 3 版 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/96854.pdf

申請にかかる期間: 物品税事務所窓口での申請の場合は1営業日、
Biz Portal システムによる申請の場合は7営業日

物品税法に基づく飲食店での酒類の取り扱い許可申請に関する問い合わせ先:

The Excise Department
所在地: 1488 Nakhon Chai Si Road, Dusit, Bangkok 10300
Tel: +66-2241-5600〜19
Call Center 1713
ウェブサイト: https://www.excise.go.th/excise/index.htm

4.2.2.3 娯楽施設法に基づく許可申請

娯楽施設法(1966年)およびその改正法に基づき、本法第3条の定義に該当する形態で飲食、酒類、飲料を販売する場所（例:楽器の演奏、ダンス、客用のカラオケ機器の設置、その他規定されるサービスの提供を行う場所）ならびに深夜0時以降まで営業する飲食、酒類、飲料の販売場所は、娯楽施設設立許可証（Sor. Bor. 2様式）を取得しなければならない。同許可証の有効期限は、許可を受けた年の12月31日までである[86]。

娯楽施設設立許可の申請手続き[87]

申請場所:

- バンコク: 施設が所在する地域の警察署
- 地方: 施設が所在する郡の郡役所

申請書類:

- 娯楽施設設立許可申請書（Sor. Bor. 1様式）
- 役員または署名権を有する者の身分証明書および住民登録証の写し
- 役員または署名権を有する者の診断書。診断書の内容は、精神異常または精神衰弱者でないこと、社会的に忌避される感染症、アルコール中毒、深刻な麻薬中毒に罹患していないことを示していること。
- 娯楽施設およびその周辺地域を示す平面図（縮尺500分の1以上）、設立する娯楽施設の面積
- 施設所在地の地図
- 建築物管理法(1979年)に基づき当該建物の使用が許可されていることを示す証拠書類の写し、または建物検査証明書の写し。書類は免許を持つ建設エンジニア、もしくは建築家によるものであること。
- 役員、または署名権を有する者の写真（正面からの写真で、帽子・サングラスを着用せず、サイズは4×6cm、6ヶ月以内に撮影されたもの）3枚

---

86 出所: 娯楽施設法(1966年) https://report.dopa.go.th/laws/document/1/35.pdf、
地方行政局 捜査・法務部への電話での確認 02-356-9559

87 出所: 娯楽施設法(1966年) https://report.dopa.go.th/laws/document/1/35.pdf、娯楽施設の許可申請および事業運営に関する基準を定める省令(2006年) https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/189147.pdf、
内務省告示:娯楽施設設立の許可申請書・許可証・更新申請書、従業員経歴カードの様式と経歴変更通知について https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/203929.pdf

- 施設を設立する建物または場所の所有権を証明する書類、あるいは建物または場所が他者の所有である場合はその使用同意書
- 法人登記証明書の写し（発行から3ヶ月以内）
- 法人代表者の任命書（任命を受けるのは役員または署名権を有する者、いずれかであること）

手数料: 申請1件につき10,000 ～ 50,000バーツ（娯楽施設の面積により異なる）

審査にかかる期間: 90日

また、娯楽施設設立許可を受けた者は、従業員の就業開始前に従業員経歴カード（Sor. Bor. 4様式）を2部作成しなければならない。そのうち1部は娯楽施設内に保管し、もう1部は許可申請を行った申請窓口の担当官へ提出する[88]。

娯楽施設法に基づく娯楽施設の許可申請に関する問い合わせ先:

Department of Provincial Administration
所在地: 666 11th Floor Thanalongkorn Tower, Borommaratchachonnani Road, Bang Bamru, Bang Phlat, Bangkok 10700
Tel: +66-2-221-8150
Eメール: webmaster@dopa.go.th
ウェブサイト: https://www.dopa.go.th/main/web_index

4.3 食品小売業

4.3.1 タイの食品小売店の概要

タイの小売業の市場規模は拡大を続けている。サイアム商業銀行 経済ビジネス研究センター(SCB EIC)によると、タイの小売業の2025年の市場規模は4兆1,000億バーツ(前年から3.9%の成長)と推計されており、2026年は4兆3,000億バーツ(前年から3.7%の成長)になると予測されている。2026年の傾向としては、Eコマースの成長、健康・美容製品の販売増加、新しい商業施設の増加が挙げられている。一方、課題としては、高い水準にある家計負債、生活コストの増大による購買力の低下、不安定なタイ政府の政策、不安定な世界経済情勢、等が挙げられている[89]。

---

[88] 出所: 内務省省令娯楽施設の許可申請および事業運営に関する基準(2006年)
https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/189147.pdf、内務省告示 娯楽施設設立の許可申請書・許可証・更新申請書・従業員経歴カード・経歴変更通知の様式
https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/203929.pdf

[89] 出所: サイアム商業銀行 経済ビジネス研究センター2025年11月報告「Wholesale and retail trade & Food service」
https://www.scbeic.com/th/detail/product/WR-Restaurant-Industry-201125

A. タイの食品小売業の業態

タイの食品小売業はスーパーマーケット、ハイパーマーケット(食品だけでなく衣服・雑貨も販売する大型店)、コンビニエンスストアなどのモダントレード(近代的流通)と、市場の食品店、小規模な個人経営店といったトラディショナルトレード(伝統的流通)に大別することができる。

モダントレードの多くは自前のディストリビューションセンター(DC)を持ち、DC から各店舗までの配送は自社(または委託業者)で行う体制を構築している。そのため、サプライヤーからの納品先は各店舗ではなく、DC へ集約されることが一般的である。一方、トラディショナルトレードは個々の事業規模が小さいため、これらの店舗へ商品を供給するには、モダントレード向けとは異なる営業および配送方法が求められる。

近年、タイではモダントレードが店舗数を増やす傾向にある。新たに開業した大型商業施設の例としては、2024 年 10 月にバンコク都心部で開業した「One Bangkok」や、2025 年 9 月に開業した「Central Park」が挙げられる。またコンビニエンスストア 7-Eleven を展開する CP All 社は 2025 年時点で店舗数は 15,000 店舗を超えているが、2026 年には店舗数をさらに 700 店舗増やすという目標を掲げている[90]。タイでは今後さらに小売店が増える傾向にある。

B. 日本産食品の販売状況

タイの食品小売店の中で、日本産食品の品揃えが豊富なのは外国人居住者や中間所得層以上のタイ人をターゲットとした店舗であり、スーパーマーケットの Tops Food Hall、Tops Fine Food、Villa Market、MaxValu、Gourmet Market、UFM Fuji Super、Mitsukoshi Depachika、カテゴリーキラーの Don Don Donki、トンロー日本市場、デパートの Siam Takashimaya を挙げることができる。なお、2026 年 2 月にタイ第 1 号店がオープンされた Lopia でも日本産食品が多数販売されている。

これら日本産食品が販売されている店舗では、タイ現地で製造された日本食品、他国で製造された日本食品、日本で製造された日本食品が販売されている[91]。醤油を例に挙げると、タイに工場を持っている日系醤油メーカーのタイ産醤油、シンガポールで生産されている日系醤油メーカーの醤油、日本から輸入された醤油が販売されている。日本米(短粒種米)についても、タイ現地で栽培されたジャポニカ米と日本から輸入された日本米が販売されている。タイで日本食材を購入する消費者は、各食品の品質、価格、ブランド力などを比較して商品を選択している。タイにおける主な食品小売店は以下の表の通りである。

[90] 出所：CP All 社 公開資料 Management Discussion and Analysis 2025 年
https://www.cpall.co.th/investor/financial-info/management-discus/

[91] 出所：JETRO 農林水産物現地市場価格調査
https://www.jetro.go.jp/industry/foods/price/

表 16. 食品小売店の例[92]

スーパーマーケット

店舗名	店舗数
Lotus Go Fresh Supermarket	177
Tops / Tops Food Hall / Tops Fine Food	176
Big C Supermarket / Big C food place	51
Villa Market	39
MaxValu	34
Foodland Supermarket	24
Golden Place	21
Lemon Farm	20
Gourmet Market	16
UFM Fuji Super	5
MITSUKOSHI DEPACHIKA	1

ハイパーマーケット

店舗名	店舗数
Lotus's	226
Makro	169
Big C Supercenter	154
GO Wholesale	13
Big C Food Services	12
Makro x Lotus's Mall	5
Lotus's PRIVE	1

コンビニエンスストア

店舗名	店舗数
7-Eleven	15,595
Lotus's go fresh	2097
Big C Mini	1,578
CJ Express	1,500
TOPS Daily	519
Thai foods fresh market shop	462
CP Fresh Mart	300
Lawson 108	200
108 Shop	178
TURTLE	28

カテゴリーキラー/専門店等

店舗名	店舗数
Watsons	735
Boots	250
Matsumoto Kiyoshi	28
Tsuruha	24
Don Don Donki	8
KALDI COFFEE FARM (Café KALDI)	3 (7)
トンロー日本市場	1

[92] 出所：タイへの農林水産物・食品の輸出に関するカントリーレポート 2025 年 9 月時点

百貨店（デパート/ショッピングモール）

店舗名	店舗数	店舗名	店舗数
Robinson	47	MEGA Bangna	1
Central Group	43	ONE BANGKOK	1
Robinson LIFESTYLE	28	Phenix Food Wholesale Hub	1
The Mall	6	Siam Paragon	1
Terminal21	4	The Emporium	1
Icon Siam / Siam Takashimaya	1	The Emquartier	1
MBK Center	1	The Emsphere	1

4.3.2　食品小売店を開店する際に求められる申請・許可

タイで食品小売店を開店するためには、事業を開始する前に公衆衛生法(1992 年)、物品税法(2017 年)、動物伝染病法(2015 年)等、複数の法律に従った許可証を取得しなければならない。求められる許可の内容は、販売する商品など店舗の詳細によって異なる。食品小売店を開店する事業者が申請しなければならない主な許可は以下の通りである。

表 17. 食品小売店設立に求められる主な許可申請

根拠法	取得が求められる許可	所管	備考
公衆衛生法(1992 年)	食品販売施設設立許可、または食品販売施設設立届出受領証	保健省 衛生局	食品小売店を設立する際には例外無く求められる
物品税法(2017 年)	第 2 種酒類販売免許	財務省 物品税局	アルコール飲料を販売する場合、求められる
動物伝染病法(2015 年)	畜肉の仲介業者としての取引または営利活動許可証	農業・協同組合省 畜産局	畜肉を販売する場合、求められる

備考: その他関連する法律

公衆衛生法(1992 年): 周辺住民の健康・安全に影響を及ぼすと考えられる事業は「健康に有害な恐れのある事業運営許可証」の取得が求められる。事業が対象に該当するかどうかなど詳細は告示「健康に有害な恐れのある事業」(2015 年)および改定版[93]を参照。

都市計画法(2019 年): 事業者が新しい施設を建設する場合は、その地域で施設の建築が認められているかどうかを確認することが求められる。詳細は都市計画法(2019 年)[94]を参照。

建築物管理法(1979 年): 建築物を建設、増築する場合には、建築物管理法およびその関連法規に従うことが求められる。規制内容など詳細は建築物管理法(1979 年)[95]を参照。

4.3.2.1　公衆衛生法に基づく許可申請

公衆衛生法に基づき食品小売店は許可の取得が求められる。申請すべき許可証は小売店の敷地面積によって異なる。許可申請の詳細については飲食店の項目で解説した内容と同様であり、詳細は「4.2.2.1 公衆衛生法に基づく許可申請」を参照。

[93] 出所:「健康に有害な恐れのある事業」(2015 年)および改定版
https://laws.anamai.moph.go.th/th/doh-annuance/download/?did=204315&id=71634&reload=、
第 4 版 https://laws.anamai.moph.go.th/th/dohannuance/download/?did=222737&id=130724&reload=

[94] 出所: 都市計画法(2019 年) https://www.dpt.go.th/dpt_law_download/law-2562.pdf

[95] 出所: 建築物管理法(1979 年) https://www.dpt.go.th/dpt_law_download/law-2522.pdf

4.3.2.2　物品税法に基づく酒類販売許可申請

物品税法に基づきアルコール飲料を販売する小売店は、販売を開始する前に物品税局から酒類販売許可を取得することが求められている。許可申請の詳細については飲食店の項目で解説した内容と同様であり、詳細は「4.2.2.2 物品税法に基づく酒類販売許可申請」を参照。

4.3.2.3　動物伝染病法に基づく畜肉の販売許可申請[96]

動物伝染病法に基づき、畜肉（牛肉、豚肉、鶏肉等）を販売する食品小売店事業者は、畜産局に「畜肉の仲介業者としての取引または営利活動許可」を申請し、許可証を取得しなければならない。

許可申請の手続き

- 申請場所：畜産局 e-Movement システム（https://newemove.dld.go.th/）
- 必要書類：
  - 畜肉の仲介業者としての取引または営利活動許可申請書（Ror. 2/2 様式）
  - 身分証明書の写し
  - パスポートおよび労働許可証の写し（外国人の場合）
  - 事業主の住民登録証の写し
  - 法人登記証明書の写し
  - 委任状（代理人が手続きを行う場合）

- 手数料[97]：290 バーツ（申請料 50 バーツ ＋ 許可証発行料金 240 バーツ）
- 申請に要する期間：1 営業日（支払い後、即日許可証が発行される）
- 許可証の有効期間：発行日から 1 年間

動物伝染病法に基づく畜肉販売許可に関する問い合わせ先：

Division of Veterinary Inspection and Quarantine
Department of Livestock Development
所在地：69/1 Phaya Thai Road, Thung Phaya Thai, Ratchathewi, Bangkok 10400
Tel: +66-2-653-4444
E メール：saraban@dld.go.th
ウェブサイト：https://www.dld.go.th/

96 出所：動物伝染病法(2015 年)：タイ語：https://legal.dld.go.th/images/Pho%20Roh%20Bor/rokh%20rabad/rokh%20rabad.pdf、動物または畜肉の中間業者としての取引または営利活動、繁殖用精液・胚の販売・譲渡・配布・交換・販売目的の所持、または他者の動物への交配サービスの提供に関する基準、方法、条件を定める畜産局告示 (2015 年) https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/2057655.pdf

97 出所：農業・協同組合省省令 家畜伝染病法に基づく手数料の規定および免除(2016 年) https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/2085716.pdf

4.4　ハラール認証

タイは人口におけるイスラム教徒の割合は約 5.4%(仏教徒の割合は 93.5%)となっている[98]が、世界のハラール市場は拡大しており、食品輸出におけるハラール認証の重要性は増してきている。タイ政府はタイを ASEAN におけるハラール産業のハブ「ASEAN Halal Hab」にするという目標を掲げており、工業省工業経済局では「タイ・ハラール産業開発アクションプラン 2024～2027 年」を作成しハラール産業の振興を進めている[99]。

A. タイの食品製造工場におけるハラール認証取得の必要性

今回聞き取り調査を行った日系食品製造工場の多くはハラール認証を取得した食品を製造しており、複数の会社から「食品をタイの消費者に広く販売していく際にはハラール認証を取ることは必須」というコメントを確認することができた。また一部の会社はタイにおける食品製造工場を設立する当初から、タイ工場を同社グループにおける「ハラール認証が求められる市場からのニーズに応えるための工場」と位置づけていた。以下、ハラール認証取得の必要性に関するコメントを一部紹介する。

調味料メーカーA 社	タイにおけるイスラム教徒の人口に占める割合は低いが、当社は周辺国への輸出も行っているためハラール認証を重視している。タイだけでなく ASEAN 全体でみるとハラール認証を求めるイスラム教徒の人口は大きく、今後も増加が見込まれているからだ。
加工品工場 B 社	タイの工場は、製造した食品をタイ国内および同じく ASEAN のインドネシア、マレーシアにも輸出することを目的に設立した。なお、日本国内の工場ではハラール認証はとっていないため、タイ工場は弊社グループでハラール対応を担当する工場となっている。現在、タイ工場からはASEAN諸国だけでなく、中東の国々にも食品を輸出している。
食品工場向け原材料メーカーC 社	タイの工場はハラール対応の商品を作ることを目的に設立された。現在はマレーシア、インドネシアなどイスラム圏の国々に輸出している。日本、中国などにも工場があるが、それらはハラールに対応していない。タイの工場がハラール対応を担当する工場となっている。

B. 原材料のハラール認証の必要性

今回の聞き取り調査では「タイの食品製造工場へ原材料を供給する際のハラール認証の必要性」についてもコメントを得ることができた。ハラール認証に対応している食品製造工場では、製造に使う原料もハラールに対応していることが求められるためハラール認証を取得した食品原材料のニーズが高まっている。一部の関係者からは、日本国内の食品メーカーではハラール認証を取得している会社が少ないため、日本産食品原料の調達が難しくなっているとのコメントもあった。以下、数点コメントを紹介する。

---

[98] 出所：タイ国家統計局「The 2018 Survey on Conditions of Society, Culture and Mental Health」
https://www.nso.go.th/nsoweb/storage/survey_detail/2023/20230501053015_16851.pdf

[99] 出所：工業経済局 広報 2024 年 9 月 24 日付
https://www.oie.go.th/view/1/%E0%B8%A3%E0%B8%B2%E0%B8%A2%E0%B8%A5%E0%B8%B0%E0%B9%80%E0%B8%AD%E0%B8%B5%E0%B8%A2%E0%B8%94%E0%B8%82%E0%B9%88%E0%B8%B2%E0%B8%A7/%E0%B8%82%E0%B9%88%E0%B8%B2%E0%B8%A7%E0%B8%97%E0%B8%B1%E0%B9%89%E0%B8%87%E0%B8%AB%E0%B8%A1%E0%B8%94/5759/TH-TH

食品製造工場向け原材料メーカーA 社	タイの食品工場の多くはハラール認証を取っており、ハラール認証を取っていない原材料を受け入れない。食品原材料をタイの食品製造工場に販売するのであればハラール認証は必須と言える。
食品製造工場向け原材料メーカーB 社	これまではタイ国内の食品製造工場に原材料を販売するという観点においては、ハラール認証は必須ではなかったが、近年タイの食品製造工場の多くがイスラム圏の国々への輸出を増やしており、ハラール認証をもっている原材料のニーズが高まっている。当社では日本産の醤油を原材料として検討することがあるが、日本の醤油はハラール認証を持っていないことがほとんどだ。当社のタイ工場ではハラール認証を取得した商品を生産しているため、原材料は全てハラール認証を持っていることが求められる。ハラール認証を取っていないと使いたいと思っても採用することはできない。
小売・食品製造工場向け商品を扱うメーカーC 社	タイへの販売を始めた当初は、ハラール認証を取っていなかったため、食品製造工場への売り込みがうまく進まなかった。ハラール認証を取ることにより、食品製造工場に原材料として食品を販売することができるようになった。

以上の関係者からのコメントから、タイで食品を製造する工場を設立する場合やタイの食品製造工場に原材料を販売する場合の、いずれにおいてもハラール認証の必要性は高くなってきていることがわかる。なお、ハラール認証を取得しタイで食品を製造している会社からは、ハラール認証があることで、ASEAN 域内のマレーシア、インドネシア等のイスラム圏の国々、さらに中東の国々への売り込みのチャンスを増やすことができているとのコメントがあった。輸出拡大のチャンスを広げるためにもハラール認証は重要なものとなっている。

C. タイにおけるハラール認証機関[100]

タイにおけるハラール認証の審査・認証を行っているのはタイ国中央イスラム委員会(The Central Islamic Council of Thailand: CICOT)である。CICOT によると、2025 年 9 月時点、約 20 万の製品がハラール認証を受けており、その大部分が食品および飲料である。ハラール認証の対象となるのは食品だけではなく、と畜場、衣服、輸送・ロジスティック、包装資材なども認証対象となっている。

CICOT によると、タイのハラール認証は、マレーシア、インドネシア、中東諸国のハラール認証とも相互認証となっており、CICOT により発行された認証で、これらイスラム圏の国々へ輸出ができるとのことだった。なお、今回聞き取り調査を行った日系食品メーカーからも、タイのハラール認証は輸出先国で広く認められており、円滑に輸出を行えているとのコメントを確認することができた。

D. ハラール認証の使用申請の手続き

ハラール認証の申請はオンラインシステム CICOT E-Services（https://www.halal.or.th/）を通じて行われている。認証申請書類に事業者情報、製造する食品の原材料などの情報を入力し、関連書類をアップロードすると、それら情報は工場が所在する県のイスラム委員会に転送される。書類が検査されると、事業者は手数料を支払い、その後監査チームによる工場の監査が行われる。監査に合格すると認証書が発行される。審査行程は申請書類に修正が必要な場合を除き、60 営業日以内に完了する。認証の有効期間は 2 年間である[101]。

[100] 出所：2025 年 9 月の CICOT への聞き取り調査
[101] 出所：オンラインシステムによるハラール認証申請マニュアル https://www.halal.or.th/storages/manual/HOmanual.pdf

工場の監査費は、工場の規模に従って設定されており、小規模(従業員数 1～50 人)の場合は 1 万バーツ、中規模(同 51～100 人)の場合は 1 万 5,000 バーツ、大規模(同 101 人以上)の場合は 2 万バーツとなる。なお、監査費以外に監査員の交通費、宿泊費など、必要に応じて追加費用が発生する場合がある[102]。

E. ハラール認証マークの表示[103]

CICOT、または県イスラム委員会から認証を受けたハラールマーク、そして CICOT が承認した海外の認証機関が発行したハラールマークは、製品ラベルに表示することができる。2025 年 9 月時点、CICOT によって相互認証がされている日本のハラール認証機関は以下の 8 団体である。

1. NPO 法人 日本ハラール協会
2. 日本アジアハラール協会 (NAHA)
3. 日本ムスリム専門家協会 (MPJA)
4. 日本ハラール認証推進機構 (JHCPO)
5. 日本ハラール基金 (JHF)
6. 日本イスラム文化センター (Japan Islamic Trust)
7. 日本グローバルハラール認証機関 (JGH)
8. 日本ムスリム協会 (JMA TSRI)

F. タイで不足しているハラール認証を取得した日本産食品原料

CICOT によると日本から輸入されている食品原材料はハラール認証を取得している食品の割合が低く、特に以下の 3 つの日本産食品原材料はタイの食品製造工場からニーズがあるが、ハラール認証を持っていないために販売のチャンスを逸してしまっているとのことであった。タイにおけるハラール対応食品の状況を知る現地関係者からのコメントであり、タイの食品製造工場におけるハラール対応原材料のニーズを知ることができる貴重な情報といえる。

1. 香料： 日本産の香料は品質が高いと評価が高く、タイの食品製造工場から需要があるが、ハラール認証を取得している日本産の香料は少ない。
2. 食品添加物： 日本産食品添加物でハラール認証を取得したものは少ない。
3. ケーシング(ソーセージに使用される羊腸)： 日本産はハラール認証を取得したものが無いため、タイのソーセージメーカーは中国産のケーシングを主に使っている。

---

[102] 出所：タイ国中央イスラム委員会規則 事業所および製品の監査実施および手数料 (2016 年)
https://www.cicot.or.th/storages/contents/attachments/Product_certification_and_Fees_B.E._2559_TH.pdf

[103] 出所：承認を受けた他国のハラール認証機関リスト
https://cicot.or.th/storages/contents/attachments/FHCBs_Recognition_of_CICOT_2025.pdf

ハラール認証に関する問い合わせ先：

タイ国中央イスラム委員会
The Central Islamic Council of Thailand (CICOT)
ハラール事務局
所在地：45 Moo 3, Khlong Kao Road, Khlong Sip, Nong Chok, Bangkok 10530
Tel.：+66-2-949-4215, +66-2-949-4114　FAX：+66-2-949-4250, +66-2-949-4341
E メール：halal@cicot.org

各県のイスラム委員会の連絡先は以下の URL より確認可能
https://www.halal.or.th/th/contact

5　原材料の調達

5.1　日系食品製造工場の原材料の調達

日系食品製造工場では、日本産、タイ産、他国産の原材料が価格、品質等の要因によって選ばれ、使用されている。以下、数社事例を紹介する。

製造した食品のほとんどをタイ国内で販売している調味料メーカーA 社	原材料のほぼ全てがタイ現地産であり、日本産はごく一部の添加物を使用しているのみである。
タイの小売店で広く菓子を販売している食品メーカーB 社	原材料のほとんどがタイ現地産である。タイ現地で生産されていない小麦粉等の原材料は、米国産など他国産を使用している。
生産した加工食品の大部分を日本に輸出している C 社	鶏肉、豚肉、砂糖、でん粉はタイ産を使い、一部タイ国内だけでは調達量が足りない原材料(玉ねぎ、牛肉等)は他国産も併用している。なお、求める味を出すため調味料、添加物は日本産のものを使用している。なお、これら調味料および添加物を当社グループの他の生産拠点と統一することで、味および品質を均一化することもできる。
食品工場向けの調味料メーカーD 社	原料の約半分がタイ産、もう半分が他国産だ。当社はハラール認証を取った調味料を製造しているため、ハラール認証を取っている原材料をタイ国内で調達できないことがあり、それらは海外から調達している。日本産の原料は、醤油など使いたいものがあるものの、ハラール認証を取ったものが少なく使えていない。
調味料メーカーE 社	主原料である大豆はタイ産を使っている。また、味の決め手となる原材料は、タイ産や他国産に替えることはできず、日本産のみを使っている。

タイは鶏肉、豚肉、野菜、砂糖、でん粉、エビ等、多くの農水産物が生産されており、多くの日系食品製造工場は、大部分の食材をタイ国内で調達している。また、タイでは生産量が足りない原材料やタイ国内では調達できない一部の原材料(ハラール対応原材料など)については、他国から調達しているケースが多いことを確認することができた。また、一部の企業では、タイ産や他国産では出せない味を出すため、または他の製造拠点と品質を均一化するため等の理由で日本産の調味料・添加物が使用されている。

5.2　日本食レストランの原材料調達

タイの日本食レストランはタイ産、日本産、他国産の食材を価格、品質等に応じて使い分けている。以下、食品輸入業者、日本食レストラン等関係者への聞き取り調査、日本食レストランでの店頭調査(メニューにおける食材の説明情報等)を元に食材のカテゴリー毎に原材料の使い分けの傾向を解説する。

A. 水産物

日本食レストランの食材の中でも、水産物は日本産が使われることが多い品目となっている。特に高級店では、空輸された生鮮水産物が数多く使用されている。聞き取り調査ではウニ、マダイ、ハマチ、カンパチ、白子などが例として挙げられていた。冷凍品もホタテ、いくら、ハマチなどが広く流通している。他国産ではノルウェー産サーモンの存在感が大きい。輸入統計によれば、タイは 2025 年にノルウェーから 2 万 3,166 トンの冷蔵サーモンを輸

入しており[104]、関係者からはタイで最も人気がある魚種としてノルウェー産サーモンが挙げられることが多い。タイ産の水産物についても、エビやイカは「新鮮で良いものが調達できる」と高く評価されている。

なお、環境意識が高い一部の企業グループでは、調達において環境認証を取得した水産物を求める傾向がある。聞き取り調査を行った現地高級ホテルの日本食レストランによると、同ホテル運営会社の方針として水産物の調達において持続可能性(サステナビリティ)を重視しており、環境認証を取得した水産物の調達に努めている。具体的には調達する水産物のうち一定割合以上に環境認証(養殖:ASC 認証、漁獲:MSC 認証等)の取得が義務付けられており、今後その比率は引き上げられる見通しである。同店によると日本産水産物はこれら国際的な環境認証を取得しているものが少ないため、同店における調達上の課題となっている。なお、こうした厳格な調達ポリシーは、大手ホテルチェーンなど環境意識の高い企業グループで見られるものであり、一般的な日本食レストランでは同様の傾向は確認されていない。

B. 野菜

タイでは多種多様な野菜が栽培されており、日本食レストランの多くはタイ産の野菜を使っている。タイでは長ネギ、ごぼう、大葉などの日本品種の野菜も栽培されており、日本食レストランでもこれら日本品種の野菜が使われている。なお、タイの日本食レストランで使われている日本産の野菜としてはサツマイモと山芋を挙げることができる。

C. 畜産物

高級店における牛肉調達では日本産和牛を採用している店舗が多い。他国産ではオーストラリア産が主流である。輸入統計によると、タイは 2025 年にオーストラリアから冷蔵牛肉を 6,226 トン、冷凍牛肉を 2 万 804 トン輸入しており、同国は最大の輸入相手国となっている(日本からの輸入は、冷蔵牛肉が 47 トン、冷凍牛肉が 788 トン)[105]。なお、タイ産の牛肉についても適切に肥育され、高い品質評価を得ているブランドが存在する。日本食レストラン関係者によれば、牛肉は普及～高価格帯のタイ産、中～高価格帯のオーストラリア産、高価格帯の日本産和牛という、メニュー構成がとられることが多い。

鶏肉、豚肉については、高品質かつコストパフォーマンスに優れたタイ産品が供給されており、これらが中心的に活用されている。

D. 調味料

醤油はタイ産、シンガポール産が使用されている店が多い。タイ産およびシンガポール産の醤油も日系企業が製造しており、品質が高いと評価されている。味噌もタイ産のものがあるが、聞き取り調査を行った日本食レストランでは、味噌は日本産を使っているという声が多かった。

E. 米(短粒種米)

タイの日本食レストランでは、タイ産のジャポニカ米(短粒種米)が使われていることが多いが、近年日本産米を使う店が増える傾向がある。日本食レストラン関係者によると、訪日したタイ人が日本産米の味を理解しつつあり、食味にこだわる消費者が増えている。これに伴い、お米の味(品種および炊き方)を売りにした日本食レストランが増えるとともに日本産米の輸入が増加傾向にある。

---

[104] 出所: タイ関税局輸入統計 HS コード 03021300 Pacific salmon, 03021400 Atlantic salmon

[105] 出所: タイ関税局輸入統計 HS コード 0201 Meat of bovine animals, fresh or chilled、Meat of bovine animals, frozen

F. 果物

日本産の果物を使っている日本食レストランは限定的である。ケーキ、和菓子などを提供しているデザート店からも「本当は日本産の果物を使いたいが、現地産、他国産と比べると日本産は突出して価格が高いため採用することが難しい」とのコメントがあった。なお、一部の高級な日本食レストランでは日本産の果物がデザートメニューで使用されている。

G. 酒類

高級店では日本産の日本酒、焼酎が提供されていることが多い。一部の店舗ではタイ産、他国産の日本酒および焼酎も提供されているが、日本食レストラン関係者への聞き取り調査によれば、日本産酒類には他国産、タイ産にはない風味があるため、日本産を選ぶことが多いとの回答が得られた。

5.3 タイ産原材料(農産物、畜産物、水産物)

タイでは農業が盛んであり、今回の聞き取り調査でもタイに進出している日系食品製造工場、日本食レストランは、その原材料の大部分はタイ産を使用しているとコメントしている。本項ではタイで生産されている農産物、畜産物、水産物の概要および主産地を解説する。

A. 農業・協同組合省の各所管部局

タイで農産物の生産を管轄しているのは農業・協同組合省農業局である。農業局は農業技術の研究開発、植物検疫、生産資材(肥料、農薬、種苗)を、農業普及局は農業生産の振興・開発を所管している。農業生産の振興・開発については、タイの各県の農業普及局の地方組織である農業事務所があり、そこが対応している。農業経済局は農業統計の作成、広報、農業政策の提言などを所管している。

タイの農産物の生産状況、農産物に関係する規制情報について情報収集をする場合には、上記組織に問い合わせることができる。

農業局 (Department of Agriculture)

所在地: 50 Phahonyothin Road, Lat Yao, Chatuchak, Bangkok 10900
Tel.: +66-2-579-0151～7
ウェブサイト: https://www.doa.go.th

農業普及局 (Department of Agricultural Extension)

所在地: 2143/1 Phaholyothin Road, Lat Yao, Chatuchak, Bangkok 10900
Tel.: +66-2-579-0121～27
ウェブサイト: https://www.doae.go.th

農業経済局 (Office of Agricultural Economics)

所在地: Phahonyothin Road, Chatuchak, Bangkok 10900
Tel.: +66-2-149-3800
ウェブサイト: https://www.oae.go.th

B. タイの農業協同組合

農業・協同組合省協同組合振興局によると、2025年時点タイの農業協同組合は3,686箇所あり[106]、組合員である農家からの農産物の集荷、加工(精米など)、組合員への指導、組合員への融資、農業資材(肥料、農薬など)の調達などの業務を行っている。各農業協同組合が行っている業務は組織の規模によって様々であり、一部の農業協同組合は民間企業と契約を締結し、民間企業が求める農産物の栽培方法を組合員に指導し、収穫できた農産物を集荷・選別のうえ民間企業に販売している[107]。

農業・協同組合省の協同組合振興局は、タイにおける協同組合の普及、指導を管轄している。協同組合を介した農産物の調達を検討する場合には、同局に相談することができる。

協同組合振興局 (Cooperative Promotion Department)

所在地: 12 Krung Kasem Road, Wat Sam Phraya, Phra Nakhon, Bangkok 10200

Tel.: +66-2-281-3095, +66-2-281-1900

ウェブサイト: https://cpd.go.th

C. 食品加工に関連する業界団体

食品加工業全般に関係する主な業界団体として、加工食品製造業者協会(Thai Food Processor’ s Association)を挙げることができる。会員が扱っている食品のカテゴリーは、飲料、スナック、水産物、調味料、野菜、果物、調理済み食品とされており、幅広い食品を製造している加工食品メーカーが会員となっている。同協会の詳細および連絡先は以下の通り。

加工食品製造業者協会(Thai Food Processor’ s Association)

会員企業の業種: 食品加工業者、食品関連製品販売業者

会員数: 226社

所在地: 170/21-22, 9th Floor, Ocean Tower 1 Building., New Ratchadapisek Rd., Klongtoey, Bangkok, 10110

Tel: +66-2-261-2684～5, +66-86-337-5807

Eメール: thaifood@thaifood.org

ウェブサイト: https://thaifood.org/main/

公開されている情報: 会員リスト、加工食品関連統計およびニュース、輸出先国の規制情報、等

---

[106] 出所: 協同組合振興局(CPD) 情報コミュニケーション技術センター https://itc.office.cpd.go.th/maindata/cooperative-information.html

[107] 出所: 2025年10月協同組合振興局への聞き取り調査より

5.3.1　米、さとうきび、キャッサバ

A. 米(うるち米、もち米)

生産

タイは米の生産が盛んであり、多様な品種の米が栽培されているが、これらは「うるち米」と「もち米」に大別することができる[108]。うるち米の主な品種は、Khao Dawk Mali 105 品種、RD15 品種、Hawm Pathum Thani 品種、RD 9 品種、RD11 品種などを挙げることができる。もち米は、RD 6 品種、RD 24 品種、Niaw Kiaw Ngoo 品種などを挙げることができる。なお、タイでは北部を中心にジャポニカ米(短粒種米)も栽培されている。タイにおけるジャポニカ米の栽培については「5.4.1 タイのジャポニカ米(短粒種)の研究開発・栽培の状況」で詳細を解説する。

生産量の大部分はうるち米であり、2024 年のうるち米の生産量は 3,355 万トン、もち米の生産量は 692 万トンである。うるち米は全ての県で栽培されているが、生産量が特に多いのは東北部、北部、中央部である。2024 年、東北部の生産量は 1,438 万トン(全国の生産量の 42.9%)、北部は 1,020 万トン(同 30.4%)、中央部は 750 万トン(同 22.4%)だった。生産量の上位 5 県は、ナコーンサワン県、ウボンラーチャターニー県、ピチット県、スパンブリー県、ナコーンラーチャシーマー県である。

もち米の主産地は東北部および北部である。2024 年、東北部の生産量は 476 万トン(全国の生産量の 68.8%)、北部は 213 万トン(同 30.9%)だった。生産量の上位 5 県は、チェンライ県、コーンケーン県、サコンナコーン県、ウドーンターニー県、カラシン県である。

加工および流通

タイ商務省によると、タイには精米所が 904 箇所あり、うち大規模(精米能力 301 トン/日以上)は 250 箇所、中規模(同 61～300 トン/日)は 400 箇所、小規模(同 5～60 トン/日)は 254 箇所とされている[109]。

精米されたうるち米の仕向け先は、国内販売が 56%、海外への輸出が 44%となっている。国内販売はさらに用途によって分けることができ、直接消費が 57%、加工用が 43%となっている。加工は飼料用、加工品用(米麺、米粉等)が多い。また、輸出先は米の種類によって異なる。うるち米の一種であるジャスミンライス[110]は米国、香港、中国、カナダ、シンガポール等に、もち米は中国、米国、日本、ベトナム、シンガポール等へ輸出されている[111]。

米の加工および流通に関係する主な業界団体は、タイ精米所協会(Thai Rice Mills Association)、タイ包装米取引業者協会(Thai Rice Packers Association)、タイ米輸出業者協会(Thai Rice Exporters Association)を挙げることができる。各協会の詳細、連絡先は以下の通り。

タイ精米所協会(Thai Rice Mills Association)

　　会員企業の業種：精米業者

---

108 出所：米局「米の知識」https://rkb.ricethailand.go.th/web/index.php

109 出所：商務省国内取引局 事業者データベース https://www.dit.go.th/th/find-entrepreneur/rice/

110 備考：「ジャスミンライス(Thai Jasmine Rice」は、タイ商務省が定めている米の種類の名称。Khao Dawk Mali 105 品種、Hawm Pathum Thani 品種など、特徴的な香りを持ち食味が良い米として品質規格も定められている。
出所：商務省告示 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/2086483.pdf

111 出所：商務省国内貿易局発行資料「2025 年農産物季節カレンダー」
https://www.dit.go.th/media/35hn02fv/%E0%B8%9B%E0%B8%8F-%E0%B8%97-%E0%B8%99%E0%B8%A4%E0%B8%94-%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A5%E0%B8%AA-%E0%B8%99%E0%B8%84-%E0%B8%B2%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%A9%E0%B8%95%E0%B8%A3-%E0%B8%9B-2568.pdf

所在地: 81 Yotha 1 Rd, Talat Noi, Samphanthawong, Bangkok 10100
Tel.: +66-2-234-7289, +66-2-234-7295
E メール: thairicemillers@gmail.com
ウェブサイト: http://www.thairicemillers.org/,
https://www.facebook.com/p/สมาคมโรงสีข้าวไทย-100067083098345/
公開されている情報: 籾米・精米価格情報、国内外の米関連ニュース

タイ包装米取引業者協会(Thai Rice Packers Association)
会員企業の業種: 包装米製造・販売業者
会員数: 97 社
所在地: 88 Moo 22, Bangkadi, Muang Pathum Thani, Pathum Thani 12000
Tel.: +66-84-2233-396, +66-2-501-2175 #501
E メール: thairicepackers@gmail.com
ウェブサイト: https://thairicepackers.or.th/
公開されている情報: タイ国内の米関連情報

タイ米輸出業者協会(Thai Rice Exporters Association)
会員企業の業種: 米輸出業者
会員数: 161 社
所在地: 37 Soi Ngamduplee, Rama 4 Road, Toongmahamek, Sathorn, Bangkok 10120
Tel.: +66-2-287-2674～7
E メール: contact@thairiceexporters.or.th
ウェブサイト: http://www.thairiceexporters.or.th/
公開されている情報: 会員企業リスト、米輸出関連統計、輸出情報の分析資料、
米輸出関連の規制情報、等

B. さとうきび

生産

さとうきびは南部を除く全ての地方で栽培されており、特に栽培が多いのは東北部である。2024 年のさとうきび生産量は 9,204 万トン、地域別の内訳は、東北部が 4,608 万トン（全生産量の 50.1%）、北部が 2,086 万トン（同 22.7%）、中央部が 2,043 万トン（同 22.2%）、東部が 467 万トン（同 5.1%）となっている。生産量上位 5 県は、ウドーンターニー県、ナコーンラーチャシーマー県、コーンケーン県、カンペーンペット県、チャイヤプーム県である。

加工および流通

さとうきびおよび砂糖委員会事務局によると、2026 年時点操業されている製糖工場の数は 58 箇所である[112]。農家によって収穫されたさとうきびは製糖工場に搬入され、その搾り汁から砂糖が精製される。サイアム商業銀行経済ビジネス研究センター(SCB EIC)によると、2024 年タイの砂糖生産量の約 68%は海外に輸出されており、主

[112] 出所: さとうきびおよび砂糖委員会事務局 https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/88828.pdf

な輸出先はインドネシア、カンボジア、韓国等である。タイ国内での消費は約 32％であり、消費者に販売されると共に、飲料、加工食品などを製造する加工食品工場で使用されている[113]。
さとうきびに関連する主な業界団体はタイ製糖協会(Thai Sugar Millers)とタイ砂糖製品協会(Thai Sugar Product Association)を挙げることができる。各協会の詳細および連絡先は以下の通り。

タイ製糖協会(Thai Sugar Millers)
会員企業の業種: 製糖工場
会員数: 59 社
所在地: 18th Floor, IBM Building 388 Phaholyothin Road, Bangkok 10400
Tel.: +66-2-273-0992
E メール: tsmc2001@sugarmill.thmail.com
ウェブサイト: https://www.thaisugarmillers.com/home.html
公開されている情報: 会員企業リスト、さとうきびおよび砂糖関連ニュース、さとうきびおよび砂糖関連の規制情報、等

タイ砂糖製品協会(Thai Sugar Product Association)
会員企業の業種: 砂糖調製品工場
会員数: 44 社
所在地: 185 Soi Rohit Suk Huai Khwang, Huai Khwang, Bangkok 10310
Tel: +66-2-692-5620
E メール: thaisugar.products@gmail.com
ウェブサイト: http://www.sugarproducts.org/
公開されている情報: 砂糖調製品関連ニュース、等

C. キャッサバ

生産

キャッサバは中南米原産のイモ類の作物であり、根茎部からでん粉が生産されている[114]。飼料やエタノール製造の原料として使われるタピオカチップや食品・医薬品など広い産業で使用されるタピオカでん粉の原料となっている。南部を除く全ての地方で栽培されており、特に栽培が多いのは東北部である。2024 年の生産量は 2,862 万トンであり、地域別の内訳は東北部が 1,622 万トン（全生産量の 56.7%）、北部が 625 万トン（同 21.8%）、中央部が 410 万トン（同 14.3%）、東部が 206 万トン（同 7.2%）となっている。生産量上位 5 県はナコーンラーチャシーマー県、チャイヤプーム県、カンペーンペット県、ウボンラーチャターニー県、カーンチャナブリー県である。

113 出所: サイアム商業銀行 経済ビジネス研究センター2025 年 12 月報告「Sugar industry」 https://www.scbeic.com/th/detail/file/product/9993/he705quplk/Industry-insight-Sugar-industry-20251224.pdf
114 出所: 独立行政法人 農畜産振興機構 タイのキャッサバをめぐる情勢 https://www.alic.go.jp/joho-s/joho07_003423.html

加工および流通

工業省工場局によると、キャッサバを加工している工場の数は、タピオカチップ・ペレット工場が 969 箇所、タピオカスターチ工場が 188 箇所となっている[115]。

キャッサバの加工形態はでん粉、チップおよびペレット、バイオエタノールの 3 つに分けることができる。でん粉への加工が最も多く、キャッサバ生産量の 56%を占めている。でん粉への仕向け量のうち 28%が国内消費（グルタミン酸ナトリウム、紙、接着剤、繊維などの製造に使用される）であり、72%が海外市場（日本、中国、インドネシア等）への輸出である。チップおよびペレットへの加工はキャッサバ生産量の 35%を占めている。チップおよびペレットへの加工量のうち 16%が国内の飼料工場での利用であり、84%が中国などへの輸出である。バイオエタノールへの加工はキャッサバ生産量の 9%となっており、これらバイオエタノールは主に燃料用に使用されている[116]。

キャッサバに関連する主な業界団体は、タイタピオカ取引業者協会(The Thai Tapioca Trade Association)とタイ・タピオカスターチ協会(Thai Tapioca Starch Association)を挙げることができる。各協会の詳細および連絡先は以下の通り。

タイタピオカ取引業者協会(The Thai Tapioca Trade Association)

会員企業の業種: タピオカ製品製造・販売業者
所在地: 92/58, Sathorn Thani 2 Bldg., 20 FL. North S Sathon Rd, Si Lom, Bang Rak, Bangkok 10500
Tel.: +66-2-234-4724
E メール: tapioca.ttta@gmail.com
ウェブサイト: https://ttta-tapioca.org/
公開されている情報: キャッサバおよびタピオカ製品(タピオカチップ、スターチ等)の価格情報、タピオカ製品の生産および輸出統計、タピオカ製品に関係する規制情報、等

タイ・タピオカスターチ協会(Thai Tapioca Starch Association)

会員企業の業種: タピオカスターチ製造・販売業者
会員数: 198 社
所在地: 216/5 L.P.N.Tower 7th Floor, Nanglinchee Rd, Chongnonsee, Yannawa, Bangkok TH. 10120
Tel.: +66-2-285-4282～5
E メール: contact@thaitapiocastarch.org
ウェブサイト: https://www.thaitapiocastarch.org/th/
公開されている情報: 会員企業リスト、タピオカスターチ価格情報・輸出統計、等

---

115 出所: 工場局 工場リスト 2025 年年末時点 https://www.diw.go.th/webdiw/static-fac/

116 出所: 商務省国内貿易局発行資料「2025 年農産物季節カレンダー」 https://www.dit.go.th/media/35hn02fv/%E0%B8%9B%E0%B8%8F-%E0%B8%97-%E0%B8%99%E0%B8%A4%E0%B8%94-%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A5%E0%B8%AA-%E0%B8%99%E0%B8%84-%E0%B8%B2%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%A9%E0%B8%95%E0%B8%A3-%E0%B8%9B-2568.pdf

表 18. 米、さとうきび、キャッサバの生産量上位 5 県(2024 年)

うるち米[117]	
県名	生産量(トン)
ナコーンサワン県	1,840,553
ウボンラーチャターニー県	1,552,395
ピチット県	1,473,558
スパンブリー県	1,456,240
ナコーンラーチャシーマー県	1,326,742
その他	25,903,740
合計	33,553,228

もち米[118]	
県名	生産量(トン)
チェンライ県	769,064
コーンケーン県	718,276
サコンナコーン県	644,974
ウドーンターニー県	621,017
カラシン県	420,248
その他	3,742,738
合計	6,916,317

備考:うるち米、もち米、共に籾米の生産量

さとうきび[119]	
県名	生産量(トン)
ウドーンターニー県	6,740,547
ナコーンラーチャシーマー県	6,213,541
コーンケーン県	5,858,717
カンペーンペット県	5,846,184
チャイヤプーム県	5,476,997
その他	61,906,914
合計	92,042,900

キャッサバ[120]	
県名	生産量(トン)
ナコーンラーチャシーマー県	3,660,849
チャイヤプーム県	2,505,908
カンペーンペット県	2,159,618
ウボンラーチャターニー県	1,667,501
カーンチャナブリー県	1,636,187
その他	16,994,249
合計	28,624,312

117 出所: 農業経済局 https://oae.go.th/home/article/475
118 出所: 農業普及局 https://production.doae.go.th/service/site/login (利用者登録をすると閲覧することができる)
119 出所: さとうきび・砂糖委員会事務局 https://www.ocsb.go.th/report_area_yield/
120 出所: 農業経済局 https://oae.go.th/home/article/475

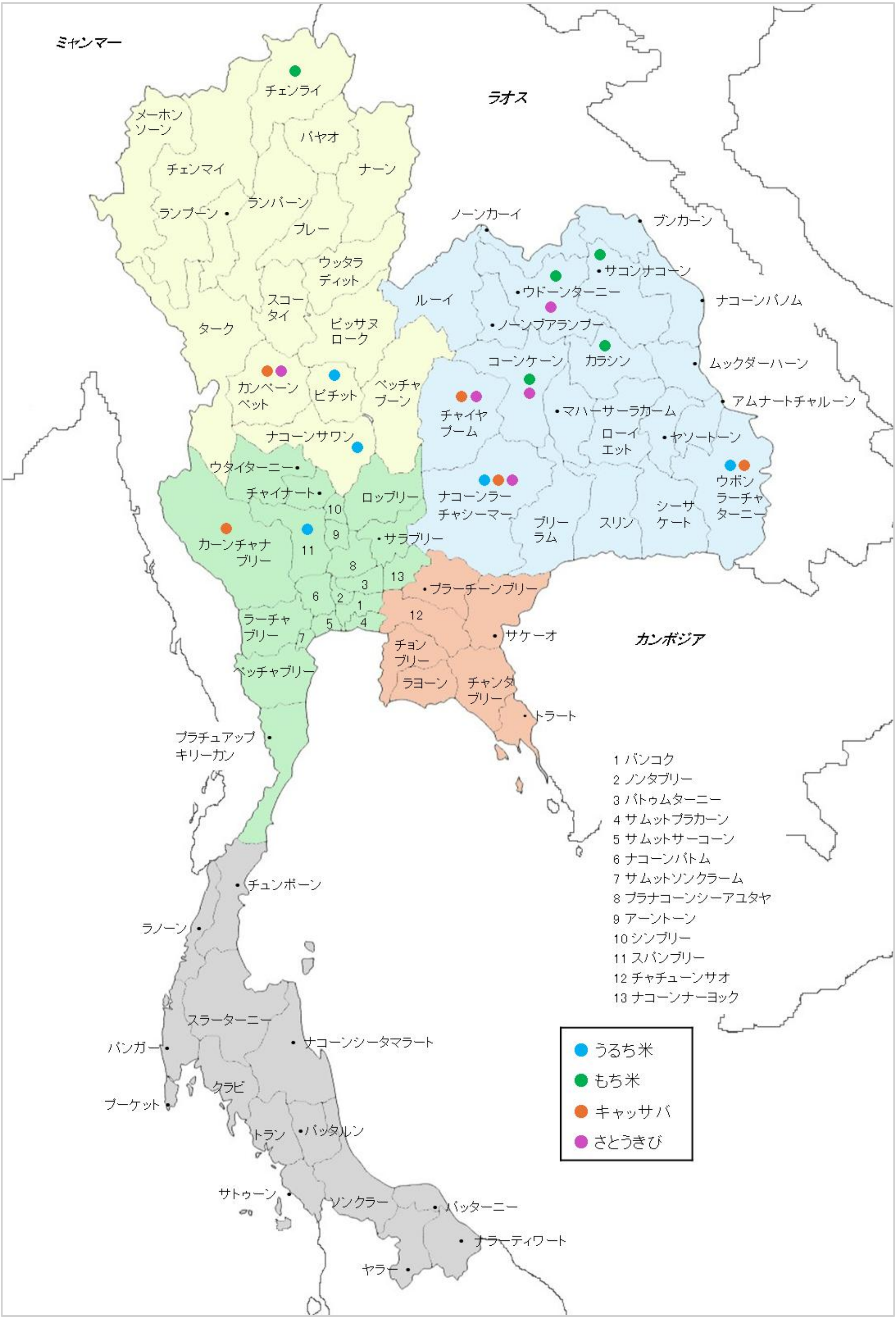

図 6. 米、さとうきび、キャッサバの生産量上位 5 県(2024 年)[121]

---

[121] 出所：農業経済局、農業普及局、さとうきびおよび砂糖委員会事務局の情報を元に作成

5.3.2　野菜[122]

生産

タイにおける野菜の生産は、種類によって求められる気候や土壌条件が異なるため、国内の各地方に分散している。生産された野菜は生鮮野菜として消費されるほか、食品製造工場における加工食品の原材料としても活用されている。

タイの消費者では健康志向が高まっており、衛生管理の行き届いた農場から供給される生鮮野菜へのニーズが増加傾向にある。ナコーンラーチャシーマー県の野菜農場への聞き取り調査によれば、新型コロナウイルスの感染拡大以降、生鮮野菜の需要はさらに拡大した。近年、消費者は信頼ができる生産者から「新鮮かつ衛生的」な野菜を適正価格で購入することを重視している。同農場ではスーパーマーケットなどの小売店向け販売が増えると共に、オンラインを活用した消費者への直接販売も増える傾向にある[123]。

加工および流通

工業省によると、タイの野菜および果実加工工場は 770 工場となっており、その主な加工形態は缶詰(474 工場)、乾燥・塩蔵・酢漬け(202 工場)等となっている[124]。

関係する主な業界団体は、食品加工業全般の業界団体である加工食品製造業者協会(Thai Food Processor' s Association)を挙げることができる。同協会には野菜の加工を行う業者も参加している。協会の詳細および連絡先は以下の通り。

加工食品製造業者協会(Thai Food Processor' s Association)

会員企業の業種: 食品加工業者、食品関連製品販売業者
会員数: 226 社
所在地: 170/21-22, 9th Floor, Ocean Tower 1 Building., New Ratchadapisek Rd., Klongtoey, Bangkok, 10110
Tel: +66-2-261-2684～5, +66-86-337-5807
E メール: thaifood@thaifood.org
ウェブサイト: https://thaifood.org/main/
公開されている情報: 会員リスト、加工食品関連統計およびニュース、輸出先国の規制情報、等

主な野菜の生産状況

以下、主な野菜の例として、タマネギ、トマト、ヤングコーン、キャベツの生産状況を解説する[125]。

---

122 出所: 農業経済局「農業統計データの定義」https://oae.go.th/uploads/files/2025/06/10/ac9ce7db196b8120.pdf
123 出所: 2026 年 2 月ナコーンラーチャシーマー県の野菜農場に対する聞き取り調査より
124 出所: 工場局 工場リスト 2025 年年末時点 https://www.diw.go.th/webdiw/static-fac/
125 出所: 玉ねぎおよびヤングコーンの生産統計＝農業経済局 https://oae.go.th/home/article/475、トマトおよびキャベツの生産統計＝農業普及局 https://production.doae.go.th/service/site/login (利用者登録をすると閲覧することができる)

A. タマネギ

タマネギの主な作付時期は 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日である。生産が盛んな地方は北部であり、2024 年の生産量 3 万 2,084 トンの 96%に当たる 3 万 811 トンが北部で生産されている。生産量の上位 5 県は、チェンマイ県、チェンライ県、ナコーンサワン県、カーンチャナブリー県、ロッブリー県である。

B. トマト

タイで栽培されているトマトは加工用と生食用に大別される。加工用は工場に搬入されソースなどに加工される。生食用は市場やスーパーマーケットで販売される。年間を通じて栽培および出荷されている。2024 年のトマトの生産量は 9 万 583 トン、主な生産地方は東北部および北部である。生産量の上位 5 県はナコーンパノム県、チェンマイ県、サコンナコーン県、ノーンカーイ県、カラシン県である。生産量 9 万 583 トンのうち加工用は 6 万 7,358 トン（全体の 74.4%）、生食用は 2 万 3,225 トン（同 25.6%）である。生食用の生産はタイの北部に多く、特にチェンマイ県での栽培が多い。

C. ヤングコーン

ヤングコーンは生育期間が約 55 日から 60 日と短い作物であり、年間を通じて栽培および収穫が可能である。主な生産地域は中央部であり、特にカーンチャナブリー県は 20 万 3,895 トンを生産しており、2024 年の生産量 25 万 2,809 トンの 80.4%を占めている。次いで生産量が多い県はラーチャブリー県、ナコーンパノム県、チェンマイ県、チェンライ県である。

D. キャベツ

タイでは年間を通じて栽培が可能だが、最も栽培に適した時期は 10 月から翌年 1 月にかけてである。主な生産地域は北部である。2024 年の生産量は 13 万 315 トンであり、うち北部の生産量が 11 万 2,549 トンと総生産量の 86.4%を占めている。生産量の上位 5 県は、メーホンソーン県、ナーン県、チェンマイ県、ターク県、ペッチャブーン県である。

表 19. 主な野菜の生産量上位 5 県(2024 年)

たまねぎ[126]	
県名	生産量(トン)
チェンマイ県	21,743
チェンライ県	6,672
ナコーンサワン県	2,297
カーンチャナブリー県	1,020
ロッブリー県	253
その他	99
合計	32,084

トマト[127]	
県名	生産量(トン)
ナコーンパノム県	47,351
チェンマイ県	18,357
サコンナコーン県	7,944
ノーンカーイ県	3,184
カラシン県	2,307
その他	11,440
合計	90,583

ヤングコーン[128]	
県名	生産量(トン)
カーンチャナブリー県	203,895
ラーチャブリー県	18,014
ナコーンパノム県	9,860
チェンマイ県	5,269
チェンライ県	3,929
その他	11,842
合計	252,809

キャベツ[129]	
県名	生産量(トン)
メーホンソーン県	57,656
ナーン県	16,653
チェンマイ県	12,270
ターク県	11,790
ペッチャブーン県	9,518
その他	22,428
合計	130,315

[126] 出所: 農業経済局 https://oae.go.th/home/article/475
[127] 出所: 農業普及局 https://production.doae.go.th/service/site/login
[128] 出所: 農業経済局 https://oae.go.th/home/article/475
[129] 出所: 農業普及局 https://production.doae.go.th/service/site/login

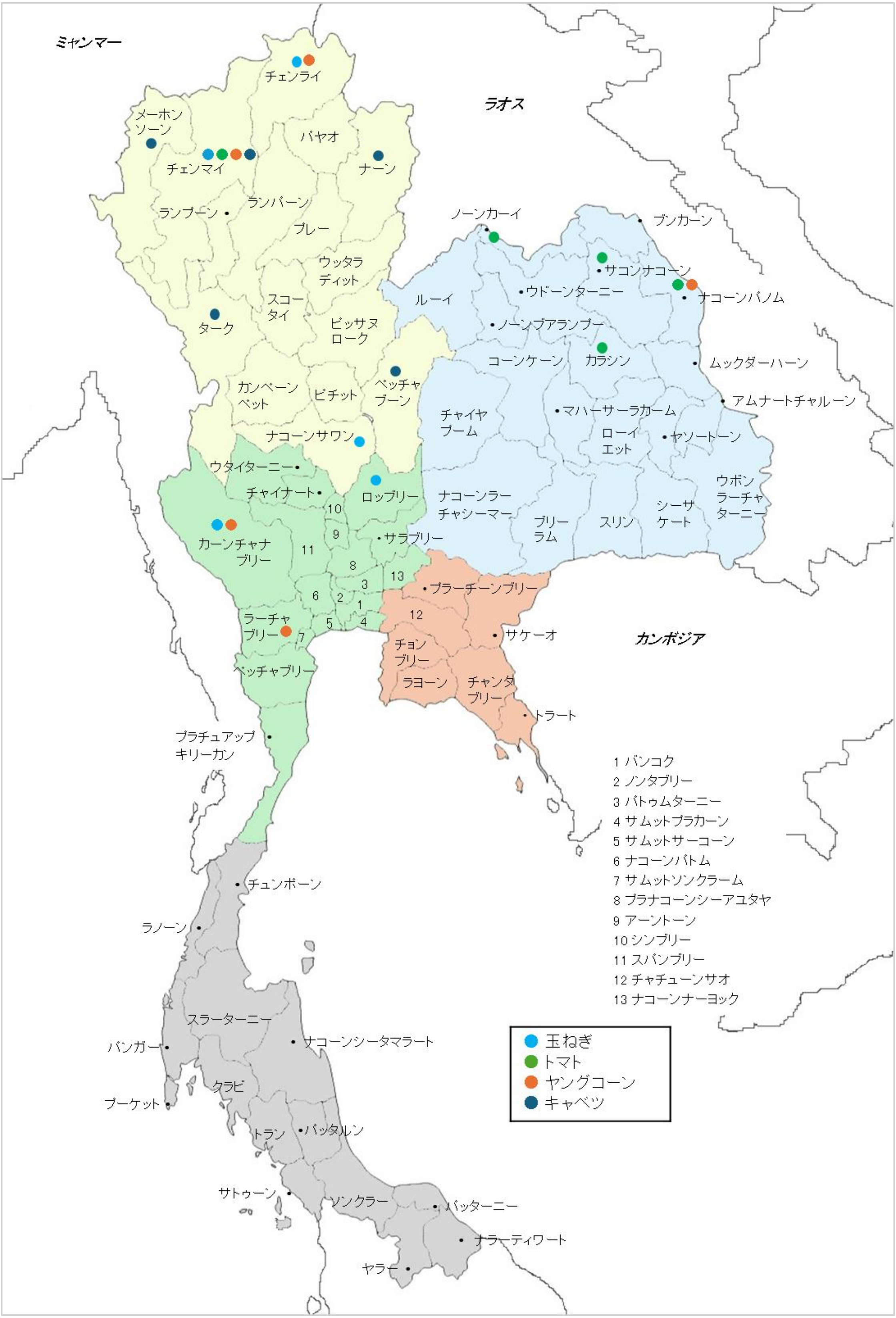

図 7. 主な野菜の生産量上位 5 県(2024 年)[130]

[130] 出所：農業経済局および農業普及局の情報を元に作成

バンコクの生鮮市場で販売されているタイ産トマトの例。10～20 バーツ/100 グラム。

バンコクの生鮮市場で販売されているタイ産たまねぎの例。右はシャロット、共に 40 バーツ/キロ。

バンコク都内のスーパーマーケットで販売されているタイ産キャベツの例。45 バーツ/キロ。

バンコク都内のスーパーマーケットで販売されているタイ産ヤングコーンの例。49 バーツ/200 グラム。

図 8. タイ産野菜の小売販売の様子[131]

5.3.3　果物[132]

生産

タイでは果物の栽培が盛んである。生産地は作物毎に異なっており、ドリアン、パイナップル、スイカは主に東部、中央部、南部で生産され、いちごは北部で生産されている。

加工および流通

果物の多くの品目は、タイ国内で消費されるが、一部の品目は海外にも輸出されている。パイナップルは国内消費が 22%、輸出が 78%と輸出の方が多くなっている。輸出の形態はパイナップル缶詰と濃縮果汁が多く、米

[131] 出所：作成者撮影
[132] 出所：品種情報 農業経済局「農業統計データの定義」https://oae.go.th/uploads/files/2025/06/10/ac9ce7db196b8120.pdf

国、オランダ、ロシア等への輸出が多い。ドリアンも国内消費が 26%、輸出が 74%と輸出の方が多い。輸出形態は、生鮮、冷凍、加工(ペースト、ドライフルーツ)が多い。中国が主な輸出先となっている[133]。

工業省によると、タイの野菜および果実加工工場は 770 工場となっており、その主な加工形態は缶詰(474 工場)、乾燥・塩蔵・酢漬け(202 工場)等となっている[134]。

関係する主な業界団体は、生鮮果実取引・輸出業者協会(Thai Fresh Fruit Traders & Export Association)と食品加工業全般の業界団体である加工食品製造業者協会(Thai Food Processor' s Association)を挙げることができる。各協会の詳細および連絡先は以下の通り。

生鮮果実取引・輸出業者協会(Thai Fresh Fruit Traders & Export Association)

会員企業の業種: 果物取引業者、輸出業者

所在地: 127 Gaysorn Tower Unit A, 26th Floor, Room No. 26.27, Rajdamri Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330

Tel: +66-98-529-1423

ウェブサイト: https://www.thaifruitexport-association.com/

公開されている情報: 国内外の果物価格情報、主要な果物の紹介、等

加工食品製造業者協会(Thai Food Processor' s Association)

会員企業の業種: 食品加工業者、食品関連製品販売業者

会員数: 226 社

所在地: 170/21-22, 9th Floor, Ocean Tower 1 Building., New Ratchadapisek Rd., Klongtoey, Bangkok, 10110

Tel: +66-2-261-2684～5, +66-86-337-5807

E メール: thaifood@thaifood.org

ウェブサイト: https://thaifood.org/main/

公開されている情報: 会員リスト、加工食品関連統計およびニュース、輸出先国の規制情報、等

主な果実の主産状況

以下、主な果実の例としてドリアン、パイナップル、いちご、すいか、タンジェリン・オレンジ、マンゴーの生産状況を解説する。

A. ドリアン

多くの品種があるが、特に「モントーン品種」、「チャニー品種」、「ガーンヤーオ品種」が普及している。主な生産地域は東部および南部である。2024 年の生産量は 128 万 7,047 トンであり、そのうち東部における生産量が 66 万 8,873 トン（総生産量の 52.0%）、南部における生産量が 53 万 258 トン（同 41.2%）となっている。生産量上位 5 県は、チャンタブリー県、チュンポーン県、ラヨーン県、ナコーンシータンマラート県、トラート県である。

---

[133] 出所: 商務省国内取引局「2025 年農産物季節カレンダー」 https://www.dit.go.th/media/35hn02fv/%E0%B8%9B%E0%B8%8F-%E0%B8%97-%E0%B8%99%E0%B8%A4%E0%B8%94-%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A5%E0%B8%AA-%E0%B8%99%E0%B8%84-%E0%B8%B2%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%A9%E0%B8%95%E0%B8%A3-%E0%B8%9B-2568.pdf

[134] 出所: 工場局 工場リスト 2025 年年末時点 https://www.diw.go.th/webdiw/static-fac/

B. パイナップル

年間を通じてタイの広い地域で栽培が可能。生産量の大部分は「パタウィア品種」であり、生食および加工用に使用されている。生食用品種では「プーレー品種」も人気が高い。主な生産地域は中央部（全体の約半分）、北部、東部である。2024 年の生産量は 129 万 5,775 トンであり、生産量上位 5 県はプラチュアップキリーカン県、ランパーン県、ラーチャブリー県、ラヨーン県、ペッチャブリー県である。

C. いちご

栽培には冷涼な気温が求められるため、栽培地域は北部の数県に集中している。2024 年の生産量は 308 トンであり、内訳はチェンライ県 230 トン、チェンマイ県 66 トン、ペッチャブーン県 11 トン、ナコーンラーチャシーマー県 1 トンである。

D. スイカ

タイの広い地域で年間を通じて栽培が行われており、生育期間は約 60～70 日である。主な生産地域は東北部、北部、南部である。2024 年の生産量は 10 万 9,525 トンであり、生産量上位 5 県は、スリン県、ピチット県、マハーサーラカーム県、ナコーンシータンマラート県、ナコーンパノム県である。

E. タンジェリン・オレンジ

タイで栽培されている柑橘類であり、タイ語では「ソム・キヤオワーン」と呼ばれている。主に 11 月から 2 月にかけて出荷される。生産地域は北部であり生産量の 99.4%（21 万 1,153 トン）が北部に集中している。2024 年の生産量は 21 万 2,489 トンだった。生産量上位 5 県はチェンマイ県、プレー県、スコータイ県、メーホンソーン県、ナーン県である。

F. マンゴー

タイ全国で栽培されており、消費形態により、熟した状態での生食用、未熟な状態での生食用、加工用の 3 つに大別することができる。未熟な状態での生食とは、未熟で果肉の食感が硬い状態のマンゴーをスナックのように食べるというものであり、タイでは一般的な食べ方である。熟した状態での生食用の品種としてはナムドクマイ品種、オクロン品種、未熟の状態での生食用品種としては キアオサウェイ品種、ファーラン品種、チョークアナン品種、加工用品種としては、ケーン品種、サームルドゥ品種が、それぞれ有名である。主な生産地域は北部（全体の約半分）、中央部、東北部である。2024 年の生産量は 47 万 2,876 トンであり、生産量上位 5 県は、チェンマイ県、ピッサヌローク県、ルーイ県、ランプーン県、スコータイ県である。

表 20. 主な果物の生産量上位 5 県(2024 年)

ドリアン[135]	
県名	生産量 (トン)
チャンタブリー県	448,692
チュンポーン県	226,574
ラヨーン県	135,543
ナコーンシータンマラート県	84,784
トラート県	82,094
その他	309,360
合計	1,287,047

パイナップル	
県名	生産量 (トン)
プラチュアップキリーカン県	386,620
ランパーン県	136,147
ラーチャブリー県	125,762
ラヨーン県	98,545
ペッチャブリー県	98,132
その他	450,569
合計	1,295,775

いちご	
県名	生産量 (トン)
チェンライ県	230
チェンマイ県	66
ペッチャブーン県	11
ナコーンラーチャシーマー県	1
合計	308

すいか	
県名	生産量 (トン)
スリン県	20,064
ピチット県	15,949
マハーサーラカーム県	9,144
ナコーンシータンマラート県	6,779
ナコーンパノム県	5,121
その他	52,468
合計	109,525

タンジェリン・オレンジ	
県名	生産量 (トン)
チェンマイ県	97,890
プレー県	64,506
スコータイ県	37,249
メーホンソーン県	4,173
ナーン県	3,404
その他	5,268
合計	212,489

マンゴー	
県名	生産量 (トン)
チェンマイ県	61,469
ピッサヌローク県	52,564
ルーイ県	48,401
ランプーン県	47,693
スコータイ県	29,326
その他	233,423
合計	472,876

出所：パイナップル、いちご、すいか、タンジェリン・オレンジ、マンゴーの生産量 農業普及局 農産物生産情報システム
https://production.doae.go.th/service/site/login

[135] 出所：農業経済局「農産物生産情報」https://oae.go.th/home/article/475

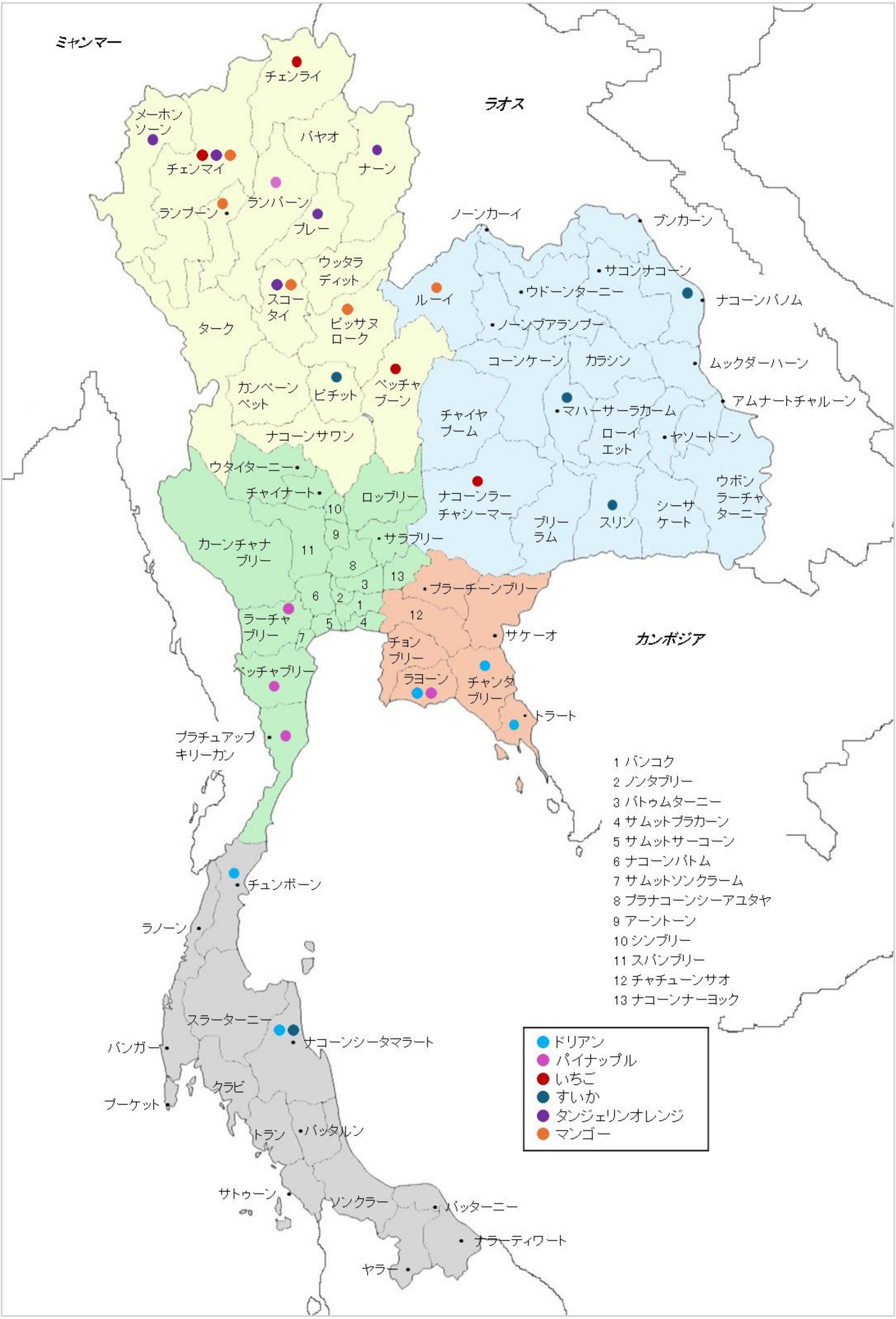

図 9. 主な果物の生産量上位 5 県(2024 年)[136]

[136] 出所:農業経済局および農業普及局の情報を元に作成

バンコクの生鮮市場で販売されているタイ産ドリアンの例、モントーン品種 100 バーツ/キロ。

バンコクの生鮮市場で販売されているタイ産パイナップルの例、25 バーツ/個。

バンコクの生鮮市場で販売されているタイ産スイカの例、160 バーツ/個。

バンコクの生鮮市場で販売されているタイ産みかんの例、40～60 バーツ/キロ。

バンコクの生鮮市場で販売されているタイ産いちごの例、100 バーツ/パック。

バンコクの生鮮市場で販売されているタイ産マンゴーの例、45 バーツ/キロ。

図 10. タイ産果物の小売販売の様子[137]

[137] 出所：作成者撮影

5.3.4　畜産物

生産

畜産物の生産地域は品目によって異なっている。ブロイラー、鶏卵、豚、牛乳の主な生産地域は中央部および東部地方だが、肉用牛の主な生産地域は東北部である。畜産物を管轄している政府機関は農業・協同組合省畜産局であり、畜産物の検査、証明書の発行、畜産物の輸出促進、GMP や HACCP の認証等の業務を担っている。

畜産局(Department of Livestock Development：DLD)

　所在地: 69/1 Phaya Thai Road, Thung Phaya Thai Subdistrict, Ratchathewi District, Bangkok 10400

　Tel.: +66-2-653-4444

　ウェブサイト: https://www.dld.go.th/webnew/

加工および流通

ブロイラーは輸出産業として発展しており、生産量の 35%が海外に冷凍鶏肉および鶏肉加工品の形態で輸出されている。主な輸出先は日本、中国、イギリス、ヨーロッパ諸国である。他の畜産物(鶏卵、豚肉、牛乳、牛肉)は、輸出は限定的であり大部分がタイ国内で消費されている[138]。

畜産物に関係する主な業界団体は、タイ・ブロイラー輸出業者協会(Thai Broiler Processing Exporters Association)、タイ国養豚業者協会(The Swine Raisers Association of Thailand)、タイ飼料業者協会(Thai Feed Mill Association)を挙げることができる。各協会の詳細および連絡先は以下の通り。

タイ・ブロイラー輸出業者協会(Thai Broiler Processing Exporters Association)

　会員企業の業種: 鶏肉輸出業者

　会員数: 20 社

　所在地: 62 Thaniya Building, 11th Floor, Si Lom Road, Suriyawong Sub-district, Bang Rak District, Bangkok 10500

　Tel: +66-2-234-2498～9

　E メール: packer97@thaipoultry.org

　ウェブサイト: https://www.thaipoultry.org/?p=home

　公開されている情報: 会員企業リスト、鶏肉輸出統計、鶏肉関連ニュース、等

---

138 出所: 商務省国内取引局「2025 年農産物季節カレンダー」 https://www.dit.go.th/media/35hn02fv/%E0%B8%9B%E0%B8%8F-%E0%B8%97-%E0%B8%99%E0%B8%A4%E0%B8%94-%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A5%E0%B8%AA-%E0%B8%99%E0%B8%84-%E0%B8%B2%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%A9%E0%B8%95%E0%B8%A3-%E0%B8%9B-2568.pdf

タイ国養豚業者協会(The Swine Raisers Association of Thailand)

会員企業の業種: 養豚農家、養豚および豚肉加工関連事業者

所在地: 90/141 Moo 15, Bang Na-Trat Road, Bang Kaeo, Bang Phli, Samut Prakan 10540

Tel: +66-2-136-4797

E メール: swinethailand@yahoo.com

ウェブサイト: https://www.swinethailand.com/

公開されている情報: 豚農家販売価格情報、養豚および豚肉輸出入統計、
養豚に関係する規制情報、等

タイ飼料業者協会(Thai Feed Mill Association)

会員企業の業種: 飼料生産業者

会員数: 53 社

所在地: 43 Thai CC Tower Floor 17 Room 170 South Sathorn Road Yannawa Sathorn
Bangkok 10120

Tel.: +66-2-6756263～4

E メール: tfma44@gmail.com

ウェブサイト: www.thaifeedmill.org, https://www.facebook.com/profile.php?id=100095378329863

公開されている情報: 会員企業リスト、飼料原料価格情報、飼料原料需要量統計、
飼料に関係する規制情報、等

主な畜産物の生産状況

以下、主な畜産物の例として、肉用牛、牛乳、ブロイラー、鶏卵、豚の生産状況を解説する。

A. 肉用牛

2024 年の生産頭数は 117 万 9,859 頭であり、東北部がその 55.8%を占めている。生産頭数上位 5 県は、スリン県、ナコーンラーチャシーマー県、ウボンラーチャターニー県、ブリーラム県、シーサケート県である。

B. 牛乳

2024 年の牛乳(ここではまだ加工されていない生乳を指す)生産量は 103 万 2,421 トンであり、中央部が生産量の 55.2%を占めている。生産量上位 5 県は、サラブリー県、ナコーンラーチャシーマー県、ロッブリー県、チェンマイ県、プラチュアップキリーカン県である。

C. ブロイラー

ブロイラーはタイの主要輸出品目となっている。2024 年の生産羽数は 20 億 5,182 万羽であり、地方別に見ると中央部が 51.1%、東部が 22.5%をそれぞれ占めている。生産羽数上位 5 県は、ロッブリー県、チョンブリー県、カーンチャナブリー県、プラーチーンブリー県、サラブリー県である。

D. 鶏卵

2024年の生産量は158億個であり、主な生産地域は中央部(34.6%)および東部(26.2%)である。生産量上位5県は、チャチューンサオ県、ナコーンナーヨック県、チョンブリー県、スパンブリー県、プラナコーンシーアユタヤ県である。

E. 豚

2024年生産頭数は2,345万7,363頭、中央部が全生産頭数の37.8%を占めている。生産量上位5県は、ラーチャブリー県、カーンチャナブリー県、ロッブリー県、スパンブリー県、パッタルン県である。

表 21. 主な畜産物の生産量上位 5 県(2024 年)[139]

肉用牛	
県名	生産量(頭)
スリン県	74,602
ナコーンラーチャシーマー県	70,067
ウボンラーチャターニー県	67,172
ブリーラム県	67,149
シーサケート県	63,659
その他	837,210
合計	1,179,859

牛乳	
県名	生産量(トン)
サラブリー県	263,555
ナコーンラーチャシーマー県	168,470
ロッブリー県	111,240
チェンマイ県	97,977
プラチュアップキリーカン県	56,130
その他	335,049
合計	1,032,421

ブロイラー	
県名	生産量(百万羽)
ロッブリー県	359
チョンブリー県	217
カーンチャナブリー県	212
プラーチーンブリー県	163
サラブリー県	161
その他	940
合計	2,052

鶏卵	
県名	生産量(百万個)
チャチューンサオ県	1,965
ナコーンナーヨック県	1,924
チョンブリー県	1,313
スパンブリー県	886
プラナコーンシーアユタヤ県	749
その他	9,033
合計	15,868

豚	
県名	生産量(頭)
ラーチャブリー県	2,667,105
カーンチャナブリー県	1,679,547
ロッブリー県	1,360,527
スパンブリー県	1,222,129
パッタルン県	971,135
その他	15,556,920
合計	23,457,363

139 出所: 農業経済局「農産物生産情報」https://oae.go.th/home/article/475

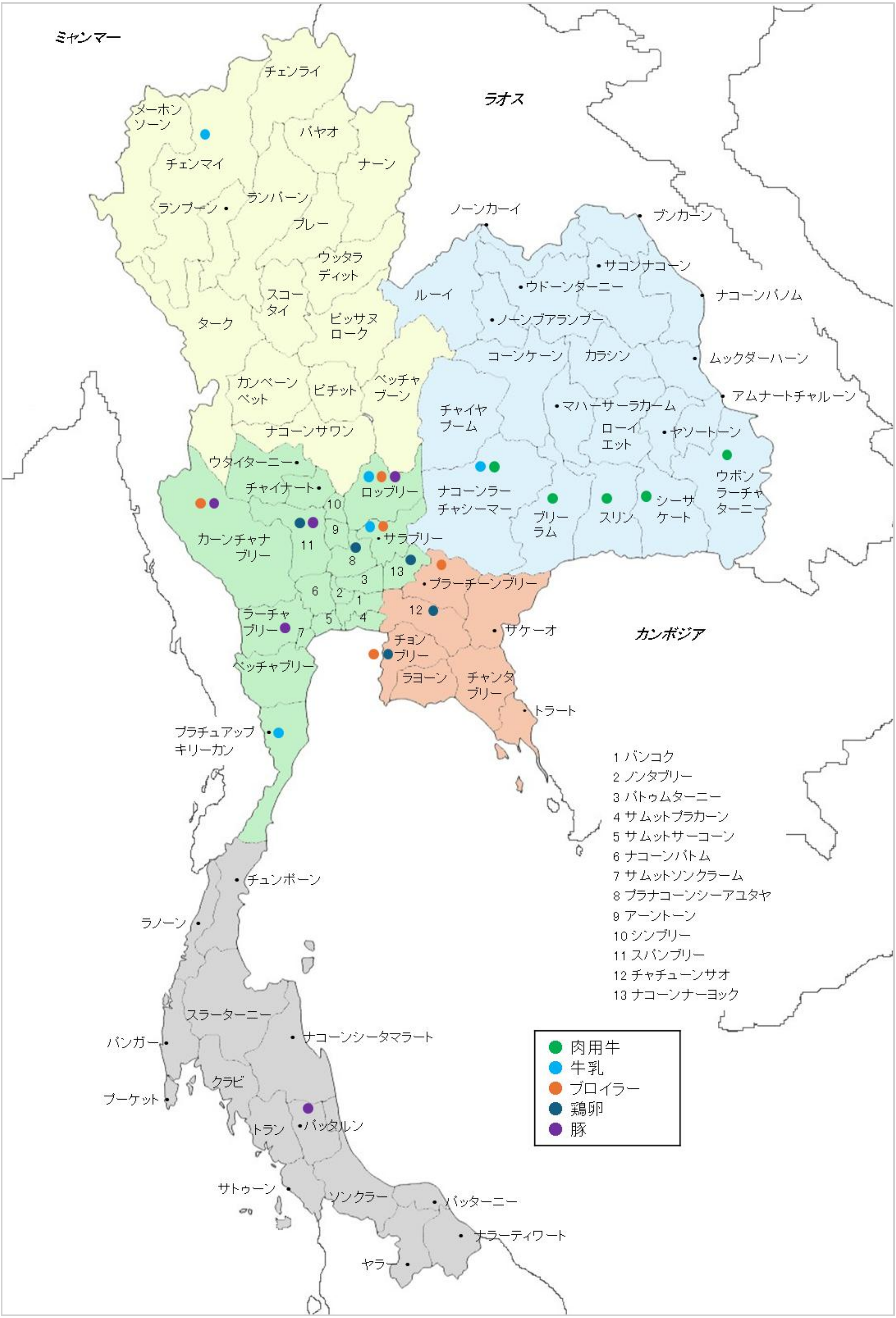

図 11. 主な畜産物の生産量上位 5 県(2024 年)[140]

140 出所: 農業経済局の情報を基に作成

バンコクのスーパーマーケットで販売されているタイ産牛肉の例。Max Beef 社の Thai Wagyu 牛肉サーロイン、655 バーツ/200 グラム。

バンコクのスーパーマーケットで販売されているタイ産牛乳の例。CP Meiji 社のパスチャライズ牛乳、48.75 バーツ/本。

バンコクのスーパーマーケットで販売されているタイ産鶏肉の例、CPF 社の鶏むね肉、85 バーツ/250 グラム。

バンコクのスーパーマーケットで販売されているタイ産鶏卵の例。CPF 社の鶏卵 1 号(重量 65～70 グラム/個)、73 バーツ/10 個。

バンコクのスーパーマーケットで販売されているタイ産豚肉の例、Betagro 社の豚肉ロインステーキ、238 バーツ/400 グラム。

図 12. タイ産畜産物の小売販売の様子[141]

[141] 出所: 作成者撮影

5.3.5　水産物

生産

タイ水産局によれば、タイの主な漁業区分は、海水・汽水域における養殖を主とする沿岸漁業、タイ湾、インド洋、タイ領海域外での漁獲を指す海洋漁業、内陸部で行われる淡水養殖である淡水漁業の 3 つに大別される[142]。

水産物を管轄する農業・協同組合省傘下の水産局は、産業発展のため養殖技術、品種改良の研究・開発、関連する法令に従った漁業管理を担っている。現在、タイの水産業では養殖エビが代表的な品目となっているが、水産局は今後の成長が期待される有望品目としてシーバスを挙げている。シーバスは汽水域で養殖されており、生産性が高く、食味も良いことから需要が伸びている。中央部のチャチューンサオ県はシーバスの主産地となっており、一部の養殖農家は日本式の「活け締め」技術を導入することで、生食にも耐えうる鮮度を維持したシーバスを販売している。

水産局は次世代の養殖品目として、シーレタス、タツノオトシゴ、海ぶどう、ナマコの研究・開発を推進している。タツノオトシゴは漢方としてのニーズが高く、養殖に成功すれば付加価値のある品目として期待される。タイで水産物を調達する、または新しい養殖品目を探すなど、情報を収集する際には、水産局に情報提供を求めることができる。問い合わせ先は以下の通りである。

水産局（Department of Fisheries）
住所: 50 Kaset Klang, Phahonyothin Road, Lat Yao, Chatuchak, Bangkok 10300
Tel.: +66-2-562-0600
ウェブサイト: https://www4.fisheries.go.th

加工および流通

水産物の多くは国内消費向けであるが、エビ(バナメイエビおよびブラックタイガー)は輸出も盛んであり、生産量の 70%が海外市場向けとなっている。輸出の内訳は 43%が冷凍エビ、53%がエビ調製品、4%がその他となっている。主な輸出先は日本、米国、中国である[143]。

水産物に関連する主な業界団体は、タイ冷凍食品協会(Thai Frozen Foods Association)、タイ・エビ協会(Thai Shrimp Association)を挙げることができる。各協会の詳細および連絡先は以下の通り。

---

142 出所：水産局への聞き取り調査 2025 年 9 月

143 出所：商務省国内貿易局「2025 年農産物季節カレンダー」
https://www.dit.go.th/media/35hn02fv/%E0%B8%9B%E0%B8%8F-%E0%B8%97-%E0%B8%99%E0%B8%A4%E0%B8%94-%E0%B8%81%E0%B8%B2%E0%B8%A5%E0%B8%AA-%E0%B8%99%E0%B8%84-%E0%B8%B2%E0%B9%80%E0%B8%81%E0%B8%A9%E0%B8%95%E0%B8%A3-%E0%B8%9B-2568.pdf

タイ冷凍食品協会(Thai Frozen Foods Association)

会員企業の業種: 冷凍食品(主に水産物)製造、取引、輸出業者

所在地: 92/6 6th Fl. Sathorn Thani II Building, North Sathorn Rd, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: +66-2-235-5622～4

E メール: thai-frozen@thai-frozen.or.th

ウェブサイト: https://www.thai-frozen.or.th/

公開されている情報: 水産物の輸出入統計、輸出先国の規制情報、
冷凍水産物に関連する市場情報、等

タイ・エビ協会(Thai Shrimp Association)

会員企業の業種: エビ養殖業者、加工業者、輸出業者

所在地:193/43 Lake Rajada office Complex 12th Fl. Ratchadapisek Rd. Klongtoey Bangkok 10110

Tel: +66-2-661-8213～6

E メール: thaishrimp@thaishrimp.org

ウェブサイト: https://www.facebook.com/ThaiShrimpAssociation

公開されている情報: エビ関連産業の動向に関するニュース、等

主な水産物の主産状況

以下、主な水産物の例として、シーバス、牡蠣、ミドリガイ、ブラックタイガー、バナメイエビの生産状況を解説する。

A. シーバス(タイ語:プラーガポン)

2024 年の生産量は 5 万 9,407 トン、主な養殖地域は中央部(全生産量の 59.8%)である。生産量上位 5 県は、チャチューンサオ県、サムットソンクラーム県、サムットサーコーン県、サムットプラカーン県、ソンクラー県である。

B. 牡蠣(タイ語:ホイナーンロム)

2024 年の生産量は 1 万 1,112 トン、主な生産地域は東部(全生産量の 64.4%)である。生産量の上位 5 県は、トラート県、スラーターニー県、チョンブリー県、ペッチャブリー県、ラヨーン県である。

C. ミドリガイ(タイ語:ホイマレーンプー)

2024 年の生産量は 3 万 7,795 トン、主な生産地域は中部(全生産量の 64.6%)である。生産量の上位 5 県は、サムットソンクラーム県、ペッチャブリー県、チュンポーン県、サムットプラカーン県、トラート県である。

D. ブラックタイガー(タイ語:クングラーダム)

2024 年の生産量は 2 万 1,103 トン、主な生産地域は南部(全生産量の 74.9%)である。生産量の上位 5 県は、クラビ県、パンガー県、チュンポーン県、スラーターニー県、サムットプラカーン県である。

E. バナメイエビ(タイ語:クンカーオ)

2024 年の生産量は 36 万 8,444 トンである。主な生産地域は南部(全生産量の 45.2%)である。生産量の上位 5 県は、スラーターニー県、ナコーンパトム県、チャチューンサオ県、チャンタブリー県、ナコーンシータンマラート県である。

今回の調査では、国際的な環境認証である ASC 認証を取得したバナメイエビ養殖場に対しヒアリングを実施した。ASC 認証は、社会および環境に責任を持つ養殖経営を評価する国際基準である。同認証のウェブサイトによれば、2026 年 3 月時点でタイ国内の認証取得養殖場は 35 箇所あり、その大部分はエビ養殖場である[144]。

ASC 認証を取得したチャチューンサオ県のバナメイエビ養殖場によると、同認証は欧州諸国で広く認められつつあり、認証取得にかかる経費は約 100 万バーツと多額の投資にはなるものの、市場のニーズに応えるため認証取得に踏み切ったという[145]。

タイ農業・協同組合省は 2026 年の養殖エビの政策「スマートかつ持続可能な養殖(Smart & Sustainable Farming)」の中で ASC 認証に言及し「ASC 認証に従った環境に配慮した養殖への適応を進める」としている[146]。タイの政府機関および生産者は輸出先市場のニーズを汲み取り、戦略的に認証導入を進めていることを示す事例といえる。

[144] 出所: 水産養殖管理協議会(ASC) ASC 認証について https://jp.asc-aqua.org/asc-certification/、ASC 認証取得養殖場の検索 https://jp.asc-aqua.org/find-a-farm/

[145] 出所: 2025 年 11 月チャチューンサオ県バナメイエビ養殖場への聞き取り調査より

[146] 出所: 農業・協同組合省 2026 年 1 月 17 日付け広報記事 https://www.moac.go.th/news-preview-481891791577

表 22. 主な水産物の生産量上位 5 県(2024 年)[147]

シーバス	
県名	生産量(トン)
チャチューンサオ県	16,490
サムットソンカラーム県	13,861
サムットサーコーン県	13,247
サムットプラカーン県	6,065
ソンクラー県	3,314
その他	6,430
合計	59,407

牡蠣	
県名	生産量(トン)
トラート県	4,359
スラーターニー県	3,323
チョンブリー県	2,311
ペチャブリー県	452
ラヨーン県	259
その他	408
合計	11,112

ミドリガイ	
県名	生産量(トン)
サムットソンクラーム県	15,886
ペッチャブリー県	4,570
チュンポーン県	4,021
サムットプラカーン県	3,017
トラート県	2,911
その他	7,390
合計	37,795

ブラックタイガー	
県名	生産量(トン)
グラビ県	3,614
パンガー県	3,175
チュンポーン県	2,573
スラーターニー県	1,635
サムットプラカーン県	1,440
その他	8,666
合計	21,103

バナメイエビ	
県名	生産量(トン)
スラーターニー県	58,197
ナコーンパトム県	29,226
チャチューンサオ県	28,881
チャンタブリー県	27,127
ナコーンシータンマラート県	20,399
その他	204,614
合計	368,444

[147] 出所：ブラックタイガー、バナメイエビ＝ 農業経済局 農産物生産情報 https://oae.go.th/home/article/475、
シーバス、牡蠣、ミドリガイ＝ 水産局 水産統計班 水産統計サービスシステム
https://www4.fisheries.go.th/local/index.php/main/view_activities/1408/85334

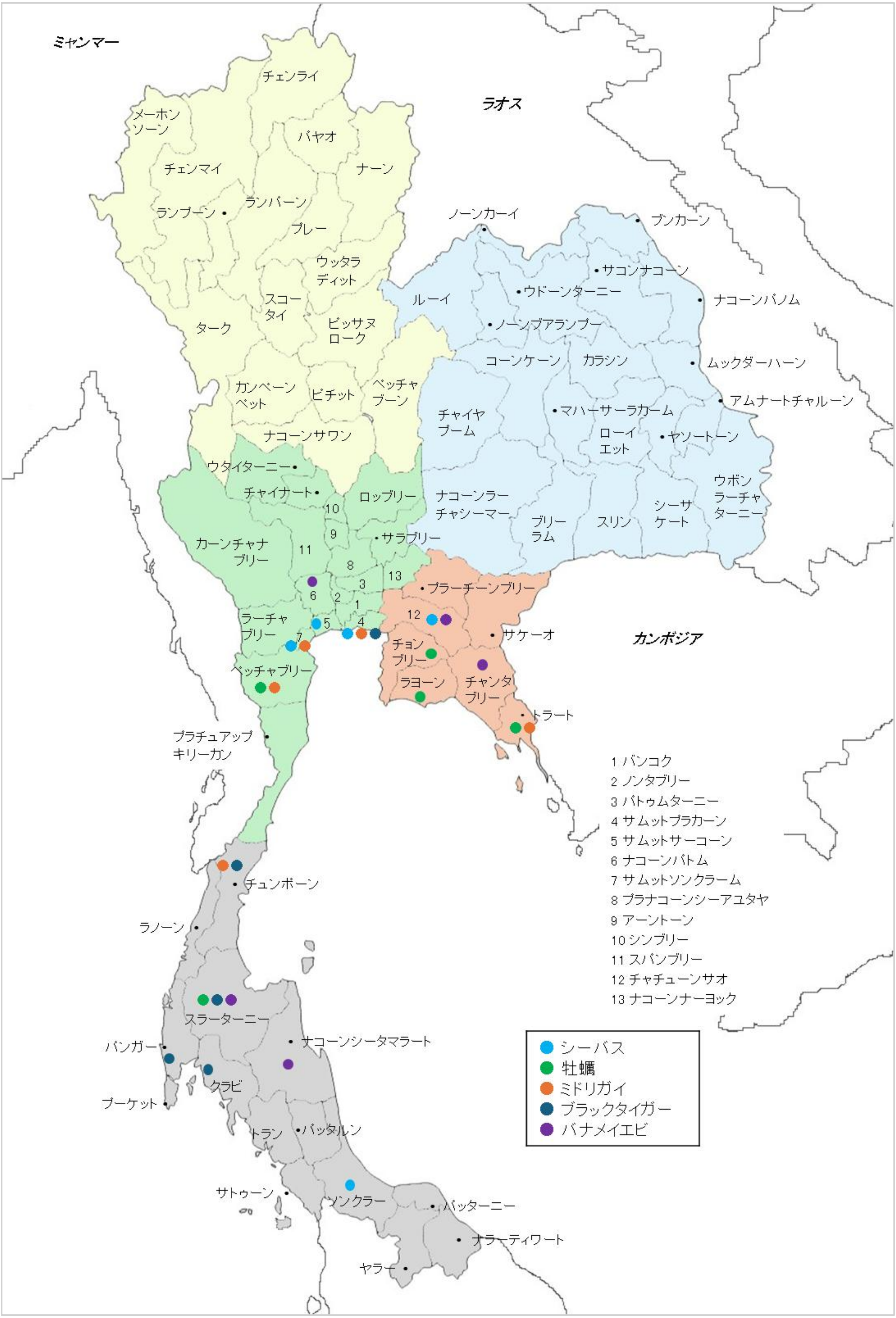

図 13. 主な水産物の生産量上位 5 県(2024 年)[148]

[148] 出所: 農業経済局および水産局の情報を基に作成

バンコクのスーパーマーケットで販売されているタイ産シーバスの例。中央上の切り身は 896.94 バーツ/906 グラム。中央下は 302.94 バーツ/306 グラム。	バンコクのスーパーマーケットで販売されているタイ産生鮮牡蠣の例。49 バーツ/パック。

バンコクの生鮮市場で販売されているタイ産ミドリガイの例。35～60 バーツ/キロ。サイズによって価格が異なる。	バンコクの生鮮市場で販売されているタイ産バナメイエビの例。220～360 バーツ/キロ、サイズによって価格が異なる。

図 14. タイ産水産物の小売販売の様子[149]

5.4　タイにおける日本品種の農産物の生産

タイでは日本品種の農作物が多数栽培されており、これらはバンコクのスーパーマーケットで販売されると共に、日本食レストランの食材としても欠かせないものとなっている。主な品目は、ジャポニカ米(短粒種米)、枝豆、長ネギ、ごぼうが挙げられる。これらの品目はタイ国内で一般的に流通しているものではないため、調達を希望する企業が農家に栽培を依頼する「契約栽培」という手法が主にとられている[150]。

契約栽培は、日本品種以外の農産物でも広く活用されている。チェンマイ農業事務所によれば、大手スナックメーカーは農業協同組合を介してじゃがいもの契約栽培を行っている。このスキームにおいて農業協同組合は農家への種苗の配布、収穫物の集荷、スナックメーカーへの納品などの役割を担っている。タイで農産物の契約栽培を行っている日系企業への聞き取り調査によると、契約栽培は企業にとっては「必要とする作物の確実な調

[149] 出所：作成者撮影
[150] 出所：チェンマイ県農業事務所、チェンライ県米研究所、ジャポニカ米栽培関係者への聞き取り調査を元に作成

達」、農家側にとっては「安定した価格での販売」を実現する手法として機能している。一方で課題も挙げられている。農家が指導された栽培方法を遵守しないといった「生産管理の難しさ」や、買取価格の設定、他社への販売の可否など「契約条件の協議・設定」などが、契約栽培の課題となっている。以下、契約栽培の例として、タイにおけるジャポニカ米の栽培状況を解説する。

5.4.1　タイのジャポニカ米(短粒種米)の研究開発・栽培の状況

タイでは北部を中心にジャポニカ米(短粒種米)が栽培されている。タイの米研究機関である米研究所によると、主に栽培されているのは、同研究所によって種籾が栽培されているササニシキとあきたこまちである。タイの米研究所では 1960 年代からジャポニカ米の栽培研究が始められ、1995 年にはササニシキとあきたこまちは栽培奨励品種として農業・協同組合省米局により認定されている。これらのジャポニカ米品種はタイにおいて栽培に適した地域はタイ北部とされており、現在タイのジャポニカ米の栽培地はチェンマイ県、チェンライ県に集中している。2000 年頃からバンコクでは日本食レストランが増えており、それに伴いジャポニカ米の生産も増加してきた。

米局は近年さらに 2 つのジャポニカ米品種を開発している。1 つ目は RDJ.1（Rice Department Japonica 1）品種であり、1 ライあたりの平均収穫量は 755 キロである。2 つ目は RDJ.3（Rice Department Japonica 3）品種であり、1 ライあたりの平均収穫量は 755 キロである。これらは共にササニシキとあきたこまちよりも単収が高く、タイの稲作で発生するいもち病などの疾病への耐性が高いことが特徴とされている[151]。

チェンライ県米研究所では、毎年主要なジャポニカ米を契約栽培で生産している業者に、その年の生産量をヒアリングしており、それによると 2024 年雨季作は 2,200 世帯の農家により栽培されており、栽培面積は 1 万 1,900 ライとなっている。また、2024 年乾季作は 2,200 世帯の農家により栽培されており、栽培面積は 1 万 2,250 ライとなっている。米研究所では平均のライ当たりの単収は 800 キロと考えており、2024 年雨季作の籾米生産量は 9,520 トン、2024 年乾季作は 9,800 トンと推計される。2024 年通年のジャポニカ米の生産量は籾米ベースで 1 万 9,320 トンとなる。なお、この生産統計はチェンライ県米研究所が栽培を把握しているチェンマイ県、チェンライ県の栽培のみが反映されており、同研究所が把握していない他の地域でジャポニカ米が栽培されている可能性はある。

表 23. チェンライ県米研究所によるタイにおけるジャポニカ米生産[152]

栽培年度	栽培農家数 (世帯)	栽培面積 (ライ)
2023 年乾季作	1,350	10,500
2024 年雨季作	2,200	11,900
2024 年乾季作	2,200	12,250

5.4.2　タイにおけるジャポニカ米の契約栽培

タイにおけるジャポニカ米の栽培方法は「契約栽培」という形態が取られており、栽培の中心となるのはジャポニカ米の栽培を農家に依頼する企業(ここでは「ジャポニカ米栽培委託業者」と呼ぶ)である。チェンライ県米研究所によると主要なジャポニカ米栽培委託業者は 6 社あり、全てチェンライ県に所在している。それらの多くは自社でジャポニカ米を精米するための精米施設を持っている。

これら企業はジャポニカ米の種籾を農家に渡し、買取価格を設定した上で栽培を依頼する。ジャポニカ米栽培依頼業者はジャポニカ米の栽培方法を農家に指導し、農家は栽培し収穫できた籾米を栽培依頼業者に販売す

[151] 出所：米局による RDJ.1 品種、RDJ.3 品種解説資料およびチェンライ県米研究所への聞き取り調査
[152] 出所：米局からの提供資料を元に作成

る。その後、栽培委託業者は買い取った籾米を精米し、顧客であるバンコクの日本食材を販売するサプライヤー、日本食レストラン等に販売している。タイ北部で契約栽培により生産されたジャポニカ米は、バンコクのスーパーマーケットなどで販売される共に、タイの日本食レストランの重要な食材の一つとなっている[153]。

[153] 出所：関係者への聞き取り調査

6　まとめ

本報告書ではタイ政府機関の統計情報、関連機関による公開情報、関係者への聞き取り調査から以下の内容をとりまとめた。

① タイの概要

タイの人口は 2020 年以降減少に転じており、今後は少子高齢化が進むと予測されている。また最低賃金は上昇を続けており食品製造工場の労働力コストは増加する傾向にある。

タイは農林水産物および同調製品を、2024 年には 7,400 億バーツを輸入し、1 兆 9,301 億バーツを輸出している。主な輸入品目は水産物、小麦、とうもろこし、大豆粕、果物、野菜、乳製品等であり、主な輸出品目は果物、天然ゴム、米、鶏肉、砂糖、エビ、タピオカ製品等である。

タイは日本、オーストラリア、ニュージーランド等、多数の国と FTA/EPA 協定を結んでおり、ASEAN 加盟国としても日本、中国等との FTA/EPA に加盟している。また地域的な包括的経済連携（RCEP）協定にも加盟している。これらの枠組みを活用することでタイの食品製造工場は世界各国から輸入された原材料を使用し、タイで製造した食品を世界の国々に輸出している。タイに進出する日本の食品製造工場も、これらを活用することで有利に原材料の調達および世界各国への輸出を進めることができる。

② 事業設立に関する課題

タイには外国企業(資本における外国資本の割合が過半の企業)の事業を規制する外国人事業法など、日系企業がタイで会社を設立する際に障壁となる規制が存在し、農作物の栽培、畜産物の飼育は禁止事業となっており、外国企業は参入することができない。

飲食業、食品小売業も規制業種となっているため、外国企業がこれらの事業を行う場合は、関連する政府機関から許可を取ることが求められる。このためタイに進出している多くの日系企業はタイ企業との合弁会社を設立し、タイ側株主の持ち株比率が半数超え (タイ側 51％、日本側 49％等)にすることで外国人事業法の対象にならないようにして、タイで飲食業、食品小売業などの事業を行っている。

食品製造業は外国人事業法の対象業種とはなっていない「製造業」であり、外国企業でも参入することができるが、外国人事業法の観点においては、OEM 生産の様な受託製造は「製造業」ではなく「その他のサービス業」という規制業種とみなされてしまうため注意が必要である。

投資委員会 (BOI)ではタイへの投資を奨励しており、食品製造に関する業種も投資奨励対象業種となっている。条件に従えば法人税の減免など投資奨励を受けることができる。

③ 主要食品産業(製造、飲食、小売)の概要とそれぞれに求められる申請・許可

タイの食品製造工場はタイ国内外に食品を供給し、その市場は拡大している。タイに進出している日系食品製造工場は、労働力コストの増加、タイ・ローカル食品メーカーとの競合、規制への対応などの課題に対応しながら事業のさらなる拡大を推進している。今後の事業拡大の方向性としては、タイ国内での販売拡大(より付加価値が付与された商品の開発、地方への販売拡大など)と第三国への輸出拡大が大きな方向性として挙げられている。

タイの飲食業は継続的な成長を続けている。タイの日本食レストランはこれまで一貫して増加傾向にあったが、2025 年度調査では前年から 2％の減少となった。人気を集める店舗は依然として店舗数を拡大しているものの、タイにおける日本食は、特にバンコクにおいては普及が行き渡ったこともあり「日本食」というだけではタイ人から支持を得ることが難しくなっている。産地、品質、ストーリーなどによる差別化が求められている。

食品小売店はスーパーマーケット、ハイパーマーケット、コンビニエンスストアなどモダントレード(近代的流通)の食品小売店が店舗数を増やしており、市場は拡大している。タイの食品小売店ではタイ現地産、他国産、日本産と、様々な産地で生産された食品が販売される市場となっている。

タイの食品の製造・販売においてハラール認証は重要なものとなっている。タイの人口におけるイスラム教徒の割合は約 5.4%(仏教徒の割合は 93.5%)とされており、その割合は決して高くないが、タイの消費者に幅広く販売することを目指している食品メーカーにとって、この割合の消費者は無視できるものではない。またタイの食品メーカーの多くはタイ国内販売だけなく海外へ食品を輸出している。現在イスラム圏(マレーシア、インドネシア、中東諸国など)は食品輸出における重要な市場となっており、食品メーカーにとってハラールへの対応は必須となっている。さらに、これらタイの食品メーカーへ食材を売り込むという観点においても、ハラール対応は必須となる。ハラールに対応している食品工場の多くは、使用する原材料は全てハラール認証を取得していることを求めるためである。

④ 原材料の調達

タイの食品製造工場は、原材料コスト、求められる味・品質、ハラール対応等、様々な観点から原材料を使い分けている。タイの日系食品メーカーは、原材料の大部分はタイ国内で生産される農産物、畜産物、水産物を使用しながら、タイ国内では調達できないもの、タイ産だけでは足りないもの、他国産の方がコストパフォーマンスが優れているものは、他国から輸入して使用している。また日本産原材料については、味や品質の決め手となる調味料や添加物は日本産を使っているという声を一部確認することができた。なお、一部の関係者からは日本産の原材料はハラール認証を取得していないことが多く、それにより売り込みのチャンスを逸しているという声もあった。

タイの日本食レストランも食品製造工場と同様に原材料コスト、求める味・品質によって、タイ現地産、日本産、他国産の中から食材を選んで使っている。最も日本産食材が使われているのは、水産物と酒類(特に日本酒)である。これらはタイ現地産および他国産には無い品質および味があるためである。米、野菜、果物については、タイ現地産でも品質が良いものが生産できるようになってきており、飲食店は各店の価格帯および客層に応じて、これらの食材を使い分けている。

タイでは多様な農産物、畜産物、水産物が各地方で生産されている。タイの農産物は米、砂糖、でん粉、鶏肉、養殖エビなど、供給量・品質・価格共に優れたものが多く、タイの日系食品メーカーおよび日本食レストランはこれらを活用している。またタイでは日本品種の農産物が栽培されており、日本国内の品質に近いものがタイ国内で安価で調達できるようになりつつある。これらを調達できることもタイの食品産業の強みの一つとなっている。

タイの食品産業は、外国人事業法による規制、タイ・ローカル企業との競合など様々な課題はあるものの、日系企業の食品製造工場、飲食店、食品小売店の展開先として有望な拠点となっている。本報告書でまとめた情報が、タイへの食品製造工場、飲食店、小売店の進出を検討している企業、食品産業に関係する製品・サービスを提供する企業の一助になれば幸いである。

以上

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本資料に関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所
電話番号：66-2-253-6441
E-mail アドレス：ThaiPF_Japanfood@jetro.go.jp